

特273-820



1200501128730

73

820

級學堂

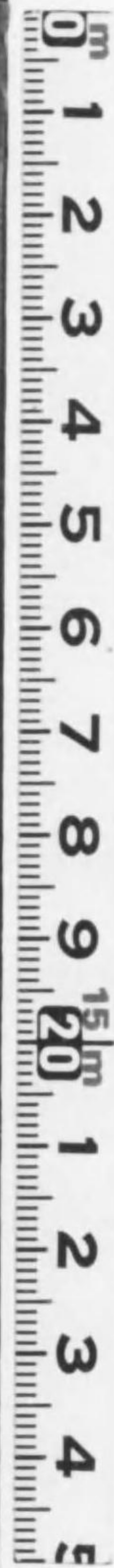
大日本
中學會講義錄

治三十九年五月五日

五年四月廿九日第三種
九年九月十五日
(五月十五日、廿五日)

(著作權所有)

第拾五年學期 第五號



始



特273-820



級學堂

73

820

治三十九年五月五日

(明治三十五年四月廿九日第三種郵便物認可
九年九月十五日
(五日、十五日、廿五日)
發行)

大日本 中學會 講義錄

(著作權所有)

第拾五年學期 第五號



820

第一學級第五號目次

勸語

●國文摘解 京都帝國大學教授 池邊義象先生

漢文

●日本政記 文科大學卒業生 竹添吾麓先生

●漢文教本 文學士 川田鐵彌先生

英語

●簡易文章 博言博士 伊里斯トレーキ先生

●ナショナル マリール嬢修正 大日本中學會編纂

●算術 幾何學初歩 講師 長澤龜之助先生

歷史

●日本歷史 前編 高等學校講師 增田千信先生

博物

●鑛物學 東京高等師範學校教授 高橋章臣先生

●植物學 講師 角田政治先生

簿記

●簿記學 講師 春日昇一郎先生

彙報

明治廿九年八月十五日印刷
全 年九月十五日發行

(定價金貳拾錢)

編輯所 大日本中學會

編輯兼發行者 西池里顯

印刷者 高安綱太郎

印刷所 大日本中學會印刷工場

發行所 東京市小石川區表町百九番地 大日本中學會

人民あり、君主ありと雖も、皆互に相集まり、相争ひしの結果、天地の至道に出でずして、優勝劣敗の極、遂に君臣の別をなしたるものに止まりければ、其人民も、國土も、君臣も、皆怨敵の争に厭きて集合したる一時の會合體に異ならず、故に概ね世界列國にては、君臣の情義、至て厚強ならずして、其離れ易きこと、倍も旅人の旅宿に於けると同じきこと勿論なり、かゝる君臣の間に成立せる國家なれば、其由て立つ所の道義も、政法も、皆此關係上より打算せざるを得ざるが故に、妄に我國の如きには、直に擧て之を移し用ふべからざるや、明かなり、然るを我國人にして、未だ我國體を辨へずして、偏に外國を慕ひ向ふが如きは、實に顛倒の甚しき者ならずや。

一大凡我大日本帝國の如く、開闢の始より、國土人民を始終して、萬世一系の天皇陛下に事へ奉り、三千年に垂んとして、能く君臣上下の秩序を紊亂せざる國土人民ありや、是れ吾人の首として、辨知すべき人道の本源、自ら是に基かざるを得ざるべしとす。

一終りに之を再論すれば、人の道は、もと君臣、父子、兄弟、夫婦等、上下の秩序と、各人の

第一學級第五號目次

勅語

●國文摘解 大塚啓三 池邊 義家先生

漢文

●日本政記 文利十 竹添 吾腕先生

●漢文讀本 文利十 川田 鐵彌先生

英語

●簡易文章 藤田 信先生

●長澤龜之助先生

●大日本中學會編輯

歴史

●日本歴史 藤田 信先生

博物

●植物學 高橋 章臣先生

●植物學 角田 政治先生

簿記

●簿記學 春日昇一 郎先生

彙報

明治廿九年八月五日發行

編輯所

大日本中學會

發行所

西池里 顯

印刷者

高安 太郎

印刷所

大日本中學會印刷工場

發行所

大日本中學會

人民あり、君主ありと雖も、皆互に相集まり、相争ひしの結果、天地の至道に出でずして、優勝劣敗の極、遂に君臣の別をなしたるものに止まりければ、其人民も、國土も、君臣も、皆怨敵の争に厭きて集合したる一時の會合體に異ならず、故に概ね世界列國にては、君臣の情義、至て厚強ならずして、其離れ易きこと、恰も旅人の旅宿に於けると同じきこと勿論なり、かゝる君臣の間に成立せる國家なれば、其由て立つ所の道義も、政法も、皆此關係上より打算せざるを得ざるが故に、妄に我國の如きには、直に擧て之を移し用ふべからざるや、明かなり、然るを我國人にして、未だ我國體を辨へずして、偏に外國を慕ひ向ふが如きは、實に顛倒の甚しき者ならずや。

一大凡我大日本帝國の如く、開闢の始より、國土人民を始終して、萬世一系の天皇陛下に事へ奉り、三千年に垂んとして、能く君臣上下の秩序を紊亂せざる國土人民ありや、是れ吾人の首として、辨知すべき人道の本源、自ら是に基かざるを得ざるべしとす。

一終りに之を再論すれば、人の道は、もと君臣、父子、兄弟、夫婦等、上下の秩序と、各人の

此間に發生し來るべき恩徳情義によりて生じ來り秩序情義の外には人道なかるべし。されば吾人の期する所は此秩序情義の關係を外にしたるの人道なく。隨て我大日本帝國臣民上下の順序自然の情誼として斯國を愛しつ。我君上に忠誠なるは是れ三千年以來養ひ來りし所に因りて成立したる忠孝兩道即ち之を人道の大本とするの外なきなり。而して去る明治廿三年十月我天皇陛下が吾人に下し給ひし教育の

勅諭は實に我大日本帝國臣民たる者に以上の大道を發揮しさせ給はんとの大御心に出でさせ給ひたる此上なき。詔旨なれば吾人等故らに謹み恐み此詔勅を敷衍し以て吾人が人道を講究するの大意に資せんと欲すと云爾諸子其れ焉を諒せよ

明治三十五年一月

勅 語

朕惟フニ我カ

皇祖

皇宗

國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

皇祖と申し奉るも

皇宗と申し奉るも、共に是れ我が

天皇陛下の御祖先にして、かしくも我々人民の嫡傳本宗なる

大始祖の神聖にまします、其

神聖の君は天地開闢の始に生れ出て給ひて、此國を開き、此民を生じ給ひ始めに、人道を立て、千萬世の後にまで傳へられ、凡そ天地人間の有らん限り、決して變動せざるものと定めさせられて宣はく

寶祚の隆なると、天地と共に窮りなかるべし、とは、是れ誠に此國を肇め給へる謀

の宏大悠遠なる事を仰ぎ奉らるべきなり。若し夫れ此

賁祚にして變動あると、或は彼の支那若くは歐米諸外國の如かりしとせんか。即ち各人に上下の別なく、尊卑の分立たずして、相闘ぎ相争ひて君臣の大道を亂り、時に其智力まされる者、或は替りて君となり、上に立ちて上下轉倒の悖逆を見るに至らん。是れ實に人に君臣の別、上下の分なき國なれば、則ち人面獸行の極と云はんも不可なかるべし。唯其我國は之に異りて我が

君上は天地開闢以來、曾て變動なき。君上にましまして、億兆の臣民は、天地と共に無窮にかはらざる。臣民たるも、我特有にして、君臣の分義、上下の秩序、永久悠遠に不動無窮なるべき。人道の本源實に我開國の始めに、確乎儼然として一定したりつれば、吾人、大日本帝國臣民は、愚か、大凡世界萬國と雖も、誰か此大道の天地開闢の始より我に具はりたるを瞻仰せざる者あるべき。實に宏遠と申し奉るの外なし。是れ則ち我天祖開闢の始に立てさせ給ひし、御神勅の、萬世不易なる天地の大道に協ひて、自ら然るに至りし所以のものにして、又實に天祖が深く吾人臣民の爲に、太平の基を立て、禍亂の萌をよさ

ヲイフ、春、ふ、か、く、春ノ景色ノ進ミ行クヲ云フ。霞み、わたりて、わたりトハ、霞ノ一體ニ立渡ルコト、花も、やう、く、けしき、だつ、櫻ノ花咲カントスル景色ノ見ユルヲ云フ。だつ、モ、め、く、や、か、ナド、同ジ意ノ詞、程、こ、そ、あ、れ、ソノ時、丁度ト云フ。ヤウナルコト、雨風打つ、い、き、云々、今花サカント待居ルホドニ、生憎ニ雨風打ツ、キテ、急ニ苔ナガラニ散リ過ルコトノ惜シキヲイフ。心、を、の、み、ぞ、な、や、ま、す、トハ、花ノサケカシト待チテ、ヤウ、く、サキタト思ヘバ、雨風ニ散ラレナドシテ、花ノ爲ニ常ニ心ヲ憐マスコトノ多キヲイフ。コレ風流ノ心ニハ、面白キ意ニカケルナリ。業平の世の中にたねてさくらのならなかりせば、春の心はのぞけからまし。ナド、謡ヘルモ思ヒ合ハスベシ。

花橘は、名にこそれつれ、猶梅の匂ひにぞ、いにしへのこども、立かへり、戀しうれもひいでらる。山吹の清げに、藤のねぼつかなきさましたる、すべて、思ひすてがたきこと多し。

此ヨリ晚春ノ狀ヲイヘリ。花橘は、名にこそれつれトハ、橘ハ彼ノ田道守ノ事ヨリシテ、其花ノ香ヲカゲバ、古シヘナツカシウ思フ事ニ、イヒナセリ。業平ノ五月ま

(十)

つ花たちはなの香をきけば昔の人の袖のかぞするナド云フ歌ヲハジメテ數多アリ古ヲ忍ブモノトシテハ橘ガ第一ニソノ名ヲ負ヒテヲレドモトナリ猶梅のにはひ云々ヤハリ梅ノ匂ヒニゾ昔ノ事ハ慕ハルトナリ業平ノ月やあらぬノ歌家隆ノ梅が香に昔をどへば春の月こたへぬかげぞ袖にうつれるナドアマタ清げハ清ヲカナルコト藤のねぼつかなきトハ花ノ風ニ吹カレナドシテ垂レ下レルヲマナリ藤ハ五色ノ外ノ色ナレバイフナドイヘルハアマリニ穿テタル説ノヤウナリささしたるアリサマシテアルナリすべてたもひすてがたきこと多し初春ヨリ晩春マデ色々ノ草木百鳥又ハ空ノサマナド見捨テガキコトノミ多シトイヒテ春ノ景色ヲホメタルナリ

灌佛のころ祭りのころ若葉の梢すゞしげに茂り行くほどこそ世のあはれも人の戀しさもまされど人の仰せられしこそ實にさるものなれ五月あやめふくろ早苗とるころ水鶏のたゝくなせ心ぼそからぬかは

此ヨリ夏ノ景色ヲイフ灌佛トハ四月八日釋迦ノ誕生日ナレバ佛ニホヲ滂グ儀式アリ祭トハ四月中ノ酉日ノ賀茂ノ御形ノ祭リヲイフ灌佛祭ナド當時普ク唱

ヘタル詞ノマニカケルナリ即四月上旬ヨリ中旬位マデノ時節ナリ若葉の梢花散リテ瑞枝涼シサウニ生ユル頃ナリ世のあはれ人の戀しさ凡テ物淋シクナル故ニカハル心モ増ヌモノナリ躬恒ノ歌ニ我宿の花見がてらに來る人は散りなん後ぞ戀しかるべきトイフアリ後鳥羽院の御製に花はちりぬいかにいひてか人またん月だにもらぬ庭の梢にナドモ見ユ實にイカニモト云フホドノナリあやめふく五月五日ハ端午節トテ古ハ儀式アリテ軒ゴトニ菖蒲ヲ葺キ邪氣ヲ拂フタメニセリコハ禁裏ヲ初メ奉リテ一般ニ爲セシコトナリ早苗とる百姓カ稻ノ苗ヲ植ルコトコレヲハイヅレモ五月上旬中旬位ノコトナリ月日ハイハズシテソノ時ニ行フベキ事ヲモテ書キツケタルハ文章トシテ尤優ニキコユルモノナリ水鶏のたゝく水鶏ノ鳴ク聲ハ戸ヲ叩クヤウナレバイフナリ心ぼろからぬかは心細クアラヌカハ心細シト深ク強メテカケリコレアハレニ面白キ意ナリ

六月のころあやしき家に夕貌の白く見えて蚊遣火ふすぶるもあはれなり六月祓またをかし

(十一)

あやしきハ賤シキトイフ、ふすぶる蚊遣火の烟ノ立ツサマナリ俗ニクスブラ
 カスナド云フ意コレ賤民ノアハレナル夕ノケシキヲカケルナリ六月祓コハ上
 代ヨリノ風俗ニテ六月ノ晦ト十二月ノ晦トニハ朝廷ヲ初メ奉リテ一般ノ人ニ
 モ冥々ノ裏ニ犯シタル罪穢レヤアラントテ祓ヒ清ムル式アリコハ河原ニ出デ
 テスルコトニテソノ儀トモノタマナラヌヲマク面白シトイヘルナリ
 七夕まつるこそなまめかしけれやうく夜さむになるはせ雁鳴て来るふる萩の
 下葉色つくほせわさ田苺りほすなぞ取あつめたることは秋のみぞ多かる又野分
 の朝こそをかしけれいひつゝくれば皆源氏物語枕草紙なぞにことふりにたれど
 同じこと又今更にいはいにもあらずなほしきをいはぬは腹ふくるゝわざなれ
 ば筆にまかせつゝあぢきなきすさびにてかいやりすつべきものなれば人の見る
 べきにもあらず

コレヨリ秋ノ景ナリ七月祭古クハ普ク行ハレタリカヤウナル儀式ノ事ハ公事
 根元ト云フ書ニ委シ付テ見ルベシなまめかしトハ優美ニヤサシキ意コノ祭ニ
 ハ歌ナドヲ手向ナドシテ惣テ事ガラノ優ナレバ云ヘルナリ夜さむになる夜ノ

寒クナル程雁鳴て来る比雁ハ春飯リテ秋來ルモノナリ萩の下葉色づく萩ノ下
 葉ノ黄色ニナリテ散リカハルコトわさ田早田ヲ刈リテソノ稻ヲ干スナリカヤ
 ウニ列テ擧ゲタルハ孰レモ取集めたる事は秋のみぞ多かるト云フヲイハン
 タメナリ取集めたるトハサマノノ景色イロノ哀レヲ取集メタルナリ
 多かるハ多クアルナリ野分トハ秋吹ク暴風ナリ野ノ草木ヲ吹分クルヨリ名ヅ
 ケタリをかしハ面白シナリいひつゝくれば云々カヤウニ色々ト景色ナド言ヒ
 續クレバ古人ノ書キタル源氏物語枕草紙ナドニアルト同ジヤウニナリテ古ル
 メカシクナレルニ似タレドモ同ジ事ヲ今更ニ言フコトノナラヌト云フ理モナ
 ケレバ思フマニイフトナリなほしきこと云々心ニ思ヒアルコトヲイハテハ
 腹フクレテ苦シキ事ナレバ筆ニマカセテカクトナリあぢきなきすさびトハ興
 味モナキナグサミナリかいやり書キ破リ捨ツベキモノナリかきヲかいトイフ
 ハ音便ナリ

さて冬かれの景色こそ秋にはをさく〜れどるまじけれ汀の草に紅葉の散りどゞ
 まりて霜いと白うれける朝遣水より烟のたつこそをかしけれ

コレヨリ冬ノ景ナリ冬がれトハ冬ニナリテ草木ノ枯果テタル景色ナリねさく
トハアンマリト云フ意汀の草云々コレ劣ラサル由ノ景色ナリ遣水より烟のた
つ鏡ノ水又ハ庭ノ泉水ナドノ流レヨリ冬ノ朝水烟ノ立ツケシキナリ

年の暮れはて、人おどにいそぎあへる頃ぞ、又なくあはれなるすさまじきもの
にして、見る人もなき月の寒けくすめる、廿日あまりの空こそ心ぼそきものなれ。

いそぎあへる急ぎ合フニテ、歳暮ノイソガハシキサマ也、又なく又コノ上モナク
ナリ、すさまじきハ物凄キナリ、コレ兼好遁世ノ心ヨリ、歳暮ニ忙ハシキ人ノ上ヲ
評シタルナリ、廿日あまりの空十二月ノ空ナリ。

御佛名荷前の使立つなごぞ、あはれにやんおどなき、公事ども繁く、春のいそぎに、ど
りかねて、催はしたこなはるゝさまぞいみじきや。

御佛名トハ十二月十九、廿、廿一日ト、三日間朝廷ニテ佛ノ名號ヲ唱ヘラル、儀式
アリ、荷前の使諸國貢調ノ物ヲ、諸山陵ニ奉ラル、使ナリ、コレラモ公事根元ニ詳
ナリ、やんおどなき貴キコトナリ、公事惣テ朝廷ノ御儀式ヲイフ、春のいそぎ春ノ
支度ナリ、歳暮ハ、公事トモ繁カルニ、春ノ支度サへ、取重テテ、催サル、サマゾ、メデ

タク貴キトナリ、いみじきトハ、甚シキト云フニテ、モトいみじくねもしろきト
カ、いみじく貴キトカイフベキナレドモ、省キテカク書ルナリ、やハよト云フニ同
ジ。

追儼より四方拜につらくこそ、ねもしろけれ、晦の夜、いたうくらきに、松ども、どもし
て、夜半するまで、人の門たゝきはしりありきて、何事にかあらん、ことごとくしくの
のしりて、足をそらにまどふが、曉がたよりさすがに、音なくなりぬるこそ、年のなご
りも心ぼそけれ。

追儼ハ鬼やらひナリ、十二月晦ノ夜行ハル、四方拜ハ、正月元旦寅ノ時ニ、天皇ノミ
ミヅカラ行ハセタマフ大禮ナリ、晦の夜云々コレヨリ立カヘリテ、又除夜ノサマ
ヲイフナリ、いたふハ太クノ音便、甚ナリ、松ども、どもし、ハ松明トモシテ歩クサ
マナリ、ことごとくしく、仰山ニナリ、いひの、しり言ヒ騒グナリ、足をそらに足ヲ空
ニシテ、走り歩クトナリ、さすがに、サウハサウナガラト云フコト、カヤウニ忙ハシ
キ夜ナレド、曉方ニナレハ、サウハイフモノ、静ニナリヌトナリ。

亡き人の來る夜とて、靈まつるわきは、このおる都にはなきを、東のかたには、猶すス

ことにて、ありしこそ、あはれなりしか。

亡人ノ靈ヲ年暮ニ祭ルコトハ、古キ風習ナリケルガ、兼好時代ニハ、都ノ方ニハ絶エテ、東方ニノミ殘レリ。ソレスルガ、アハレナリトナリ、ありしこそ、ハしかニテ結ブナリ。しがト濁リテ訓ムベカラズ。

かくて、明けゆく空のけしき、昨日にかはりたりとは見ぬねせ、引かへめづらしきこころぞする。大路のさま、松立わたして、はなやかに、うれしげなるこそ、又あはれなれ。かくて、ハ此シテナリ、明けゆく空トハ翌年元日、昨日トハ舊年の大晦ナリ、引かへ昨日ニ引カヘテナリ、大路のさま云々トハ即メヅラシキサマヲイヘルナリ。松ハ門松ナリ、はなやかに、うれしげトハ年頭ノ景色人々ノヤウスナリ、あはれハ例ノ面白キ意。

(總評)冒頭ニ時候ノ變遷スルコトノ面白ク感ゼラル、コトヲイヒテ、春夏秋冬ト次々ニソノ景色ヲ叙セル、文優ニ、氣高シ。又常ニアハレト云フ語ヲ、一篇ノ主旨トシテ、貫キタル少シモ、緩ミタルアト見エズ。文ニ思想ヲ要シ、氣概ヲ要シ、又修辭ノ注意スベキコト等、能々味ヒ見テ知ルベシ。

いふ、○輔は輔弼なり、政治の手助けをすること。

(意解)元年の春正月、綏靖天皇、人皇第二代の御位に即かせ給ひ、橿原より葛城の新都に遷御まし、新都に建て給ひたる新御殿を、高丘宮と稱へ奉る。(我國の古代子ノ御即位毎に必ず都を遷し新宮を建て給ふの例なり)初め天皇神武天皇の四十二年に立ちて皇太子と爲らせられ、儲副の位に在らせ給ふと卅五年にして、神武天皇御崩御まし、ければ、忌中の間、喪服を勉め在しき、因て庶兄手研耳命天皇の御代理を務めて、萬機の政治を聽断せられけるが、いと腹黒き御方にて、賞罰は天子の大權にして、人臣の敢て專らにすることを得ざるにも拘はらず、己れが氣儘に振舞ひて、己れに従ふ者には功なくして賞を與へ、己れに逆らふ者には罪なくして刑を加ふるなど、專横の舉動あらせけるが、遂には皇太子(天孫)を弑し奉りて、己れ天子の位に登らんと、陰謀を企てられける程に、皇太子は早くも其機密を知り給ひて、密かに同母兄神八井耳命と御相談あらせられ、謀叛人に應ずる手當をば爲し給ひき、去る程に己卯の歲(綏靖天皇御即位の前年)の冬、手研耳命が疲勞して熟睡せられしを窺はせられ、是れ屈強の機會なりと、其の不意を襲ひて、之を誅殺し給ひき、其時神八井耳命弓矢を取りて

天皇の先に立ちて進ませられけるが、遽に手足わなまき、心おくれ射得させ給はざりしかば、皇太子傍より神八井耳命の持たせらるゝ、弓矢を奪ひ取り、手研耳命を射殺させ給ひき、事に臨みて動し給はざる、御膳量の程中々に畏き事ども、なり、神八井耳命は皇太子の武勇に驚嘆して、吾れ汝の勇武には企て及ぶべくもあらず、汝が能く天位を相續して、父祖の業を承け繼ぐは尤もの事ぞかし、汝は君と爲りて天下を治しめ、吾は汝の輔佐となりて仕へまつらむと日されき。

(五十)

神器を遷奉す

崇神天皇六年、己遷奉神器于太和笠縫邑。祭天照太神、命神女豊鍬入姫、常侍掌祀事。先是、列朝皆安神器於殿内同牀、臥起。帝惧其褻汚、故有此舉。別摸造劍鏡、置之御座。

(摘解)崇神天皇の六年は紀元五百有二年に當る、神器は劍鏡璽の總稱なれども、玆處にては鏡と劍とを指せるなり、璽は龍體を離し給はざれば也。○笠縫邑は大和國十市郡にあり○侍は側にかしづくをいふ、神器の傍にかしづき、祭祀の事を專るは、即ち齋宮の始めなり。○安は安置するなり、置に比すれば鄭重にするの意あり。

り。○牀、人の坐臥する處を牀といふ、猶席といふが如し。○褻は狎るゝなり、褻は汚すなり、自然粗末に流れて、神威をなれけがすといふ意なり。○此舉は神器を遷奉する事を指す。○摸造は元形に異ならざる様に擬へ作るをいふ。

(意解)六年己丑の歲、天孫降臨まし、時天照大神より授け給ひし鏡劍の御寶を、太和國笠縫邑に遷奉し奉り、之を御神體として、天照太神を祭らせ給ひき、それにつき、皇女豊鍬入姫に命せ附けられて、常に祭殿にかしづきて、仕へ奉り、祭祀の事を掌らせ給ひき、天皇が神器を遷奉あらせられざる以前に在りては、代々の天皇、何れも神器を皇宮の正殿内に安置せさせられ、天皇自ら神器と御牀を同じくして、起きさせられしときも臥させられしときも、龍體を離し給ふことなかりしが、(神武天皇元年の事三種神器を參看せよ)天皇に至りて思され給ふやう、歴代の天皇か神器と同牀に在らせらるゝは、此鏡を見ること朕を見るが如くせよとの天照太神の御神勅を奉せさせ給ふに由るものなれども、斯くては自然粗略にながれて、神威を褻れ、預し奉るの惧れありとて、神器を敬重あらせ給ふ御心から、遂に此の遷奉の御舉ありしなり、因て別に神器の代りに、其形狀を模擬して、劍と鏡とを造らしめて、八尺瓊曲

(五十二)

玉と共に御座に置かせられ以て龍體の守護となし給ひたり、(此の撰造の鏡劍は、即ち後世御國神の日に、即ち鏡劍なり)

(五十二)

御肇國天皇

崇神天皇十二年。校人民戶口。序壯老課男女調役。初帝即位。數年飢疫盜起。帝憂惕。勵精求治。至是歲大稔。家給人足。民稱曰御肇國天皇。

(摘解)校は取調ふるなり。○戶口は戶數と人口なり。○序は次第を立てて差別することなり。○課は定額を立て、上納せしむるなり。○調は職業より取立つる貢物を云ふ。男は彈調とて獸皮を貢し、女は手末調とて織物を貢せり。○役は夫役の事なり。○飢は飢饉、疫は惡病の流行するなり。○惕は戒しめ懼るゝなり。○勵精は精出して勉強するをいふ。○是の字は十二年を指す。○稔は五穀の豐熟すること。○給も亦足るなり。○御は統べ治むるなり。肇は治めなり。皇化治く行はれて、天下平らかに治まれるさま、始めて造り出したる國の如くなるが故に肇國といふ。猶尙書に造邦といへるが如し。

(意解)是までは、百般の御政治總べて簡易を旨とせられたるが故に、租稅徵收の事なども明かなる制度なかりしが、天皇の時は國運進歩して、人智大に開けたるが故に、即位の十二年に、始めて調役の法を定めさせ給はんとて、先づ租稅を課する大體の目安を立てんが爲め、人民の家別と人員との多寡を取調べ給ひき。次に夫役を課する差別を立てんが爲め、年壯き者と年老ひたる者と年齢に應じて次第を分ち給ひき。斯くて後、定額を立て、男には彈調女には手末調を上納せしめ、及び老壯の年齢に應じて朝廷の夫役を勤めしめ給ひき。初め天皇が即位まし、より、數年の間は凶作打續き、剩さへ惡病流行して、人民は貧苦の餘り盜賊を働く者諸處に蜂起しければ、天皇大に宸襟を傷めて憂懼せさせ給ひ、萬機の政に精を勵まし、國の安穩に治まるとを願はさせ給ひしが、至誠天に通ずるの理に洩れず、是歲にいたり、風雨和順して、五穀大に登り、何れの家も何れの人も總べて衣食充足し、人民富み榮へて誰一人として飢寒に苦むものなきに至れり、かゝれば國民は歡欣の餘り、天皇の御明德を稱へ奉りて、御肇國天皇と曰しき、そは皇化治く行はれて、天下平らげく治まり、新に造り出だしたるが如き御世を、所知し給ふ天皇と

いふの意なりと聞ゆ。

鴻荒之事章

二章の大意此章は崇神天皇の六年に神器を笠縫邑に遷し祀らせ給ひたる御事につきて立論したる者にして天皇神器遷奉の御事は前代天皇の神器と同様に在し、と其迹異なれども其の之を大切に思さるゝ御心に至りては更に異なることなし、そは天照太神が神器を御子孫に遺させ給ひたる御主意を案じ奉るに、神器にことよせて民に臨み國を治むるの道を示させ給ひたるものなれば、天皇の心を民事に留めて政治を勵ませ給ふことは、則ち太神の御心に叶ふものなりとの意なり、故に敬神無如務於民也の句は一章の骨子なり、
(段落)全章を分ちて二大段と爲す、鴻荒之事より其徳果不可測也までを第一大段とし、天照太神が三種の神器を皇子皇孫に遺させ給ひたるは、仁信明武の徳に比べさせられ君となるの道を示させ給ひたるものなるを言ふ、夫前王之親神器より出此無忌憚者也までを第二大段とし、崇神天皇の仁信明武の道を守りて政治に勵み給ひ太神の示されたる道に於て毫も欠けさせ給ふ所なきは、誠は神器を

大切にせさせ給ふものなるを言ふ

頼襄曰鴻荒之事和漢同然置而不論可矣雖然祖宗之所源始亦臣子之不可不知者非如漢人之語軒義也

(摘解)鴻荒とは世の未だ開けずして、遼然としたる太古の時代をいふ○和漢は日本と支那となり○軒義は軒轅氏と伏羲氏となり、孰れも支那太古の君主に大凡今を去ること五六千年の古にあり、其事蹟の確かなることは考ふべからず、伏羲氏は軒轅氏より古し、今軒を先にして羲を後にするは語調の順なるに由るなり、孟子荀子を荀孟といふの例の如し、

(意解)太古未開の時代の事は、文字書籍も備はり居らざる事として、確たる事蹟を知るべからざるは、和も漢も同じとなれば、其まゝにさし置きて兎角の議論をなさざるころよけれ、去り乍ら、皇祖皇宗の源づき始りし所は、亦我々臣民たり、赤子たる者の知らず、叶はぬ事なり、我邦は皇統一姓萬世に傳る、國柄なれば、神代を亂さるは、即ち祖宗の事を知らんが爲にして、彼の屢革命を経たりにし、支那人が全く自家と關係なき言は、他人同様なる軒轅伏羲のことを談ずると、其ふべきに

あらざるなり、されば太古の事蹟知るよしなしとて、全く捨てし論せざるは、臣子たる者の心にあらざるべし。○以上を第一大段第一小段とす、神代の事蹟を知るは、臣子たるもの、務なるを言ふ、

蓋大日靈貴之德、雖不可窺測、徵之神器、如有可得而言焉。夫鏡者明也、劍者武也、而玉璽者仁也、信也、仁信明武、繼天君民之道盡矣。故以遺子孫、曰、視此猶視我、國祚之隆、當與天壤無窮、因其言之驗、於後可以知其德之基於前已。

(摘解)大日靈貴は天照太神の御諱なり。○窺測は推量の意なり。○徵は證據とするなり。○繼天、繼は子の父を相續する義なり、天は上帝なり、造物者を指す、造物者の相續者となりて天下を治むるを言ふ。○祚は幸福の永遠なることにて、天子の御位を指して國祚といふ。○天壤は天地と云ふに同じ。

(意解)いざ皇祖皇宗の御事を推察し奉らん、天照太神の御神徳は果して如何ばかり御深遠にあらせ給ひしか、中々に窺ひ測られぬと、太神が皇孫瓊々杵尊に授け賜ひてし三種の神器に依りて證據たつる時は、御盛徳は略かく在せし事な

焉(以上第二小節)世之論中興、諸將尙視其資望、大小而不深揆其實、亦與當時之見等耳(以上第二小節)。不有楠氏、雖有三器、將安託焉、以繫四方望哉。笠置、夢兆、於是益驗、而南風不競、俱傷共亡、終古莫以恤其勞、悲夫(以上第二小節)。抑正閏雖殊、卒歸於一、能熙鴻號、於無窮、使公有知、亦可以嘆矣。而其大節巍然、與山河並存、足以維持世道、人心於萬古之下、比之姦雄迭起、歷傳數百年者、其得失果何如哉(以上第三大段)。

(字音) 肝腦レシ○漸盡レシ灰滅レシ○終古コ○恤シ○正閏コ○熙キ○無窮コ○嘆シ○巍然コ○姦雄コ

(字解) 臨死戒子。とは櫻井驛訣別の時の事なり。○又曰。前に對天子曰の語あるが故に又の字を置けり。○吾死。天下悉歸足利氏。此二句九字は楠公の言。○不可爲。とは手が附けられぬこと。○設心。とは心がまへ。○古大臣。古の人臣たる道を行ひて君主に仕ふる者。○遺調。言ひのこしをかれし訓戒の語をさせり。○護。は保護すること。○正統天子。とは南朝の天子をさす。○彈丸。黒子之地。彈丸や黒子の如き和州河州の一小地といふこと。○三朝。とは後

村上長慶後龜山の三朝をいへり○肝臟。肝臟腦髓のことにてからだといふに同じ○竭。身をはたして肝も腦もあるたけ盡すこと○漸盡灰滅。漸盡は氷の解け流るゝなり灰滅は灰のちりきゆることなり楠氏の一族あどかたもなく滅亡するに喩ふ○大成其志。義満の將軍となりしをいふ○莫以加焉。とは其上に出づべきものなしとの義○尙。とは後世も當時と同じく矢張りといふ義○視はくらぶと訓する方よし○資望とは官位人望の意○不深揆其實。とは其器量を見くらべぬなり○當時之見。延元時代に於ける議者の見解をいふなり○不有楠氏雖有三器云々。三器は三種の神器なり山陽翁の此語は正しからず翁の著日本政記を見るに又曰く南之所以爲正者不在神器之在焉與否。翁の此見解は非なり何となれば三種の神器は歴代の天皇之を傳へ帝位の符信となせる者なればなり○將安託焉以繫四方望哉。天子をいづくにをきて四方勤王の士の目的にせんやと云ふこと○笠置夢兆。後醍醐帝笠置山にて見られたる南木の夢○驗。効驗なり○南風不競。南朝微弱にして北朝にあたりがたきなり○俱傷共亡。楠氏は朝廷の亡ぶるといつしよに

やぶれ亡べること○終古。いつまでもといふこと○莫以恤其勞。楠家のはねをりをあはれむものなしとの意○正閏。正は正しき月にして閏は餘りの月なり正は南朝閏は北朝に當れり○卒歸於一。果は南北混和して一統となると○熙鴻號於無窮。鴻號とは大なる名といふことにて天子の位號無窮は天地のあらん限りといふこと○曠。遺恨はれて快く目を合せ死すること○大節。忠義の志○巍然。山の高き貌○與山河並存。其身は亡ぶとも名は金剛山湊川と並び後世までのこる○維持。つなぎたもつ○世道。世のうつりかわる勢○姦雄迭起。北條足利等の如きをいふ

〔講義〕〔文法評釋〕は次回にゆづる

格言十五則

- 一、巧詐不如拙誠。(鹽鐵論)
- 一、桃李不言。下自成蹊。(漢書)

- 一、病從口入禍從口出。(傳玄口銘)
- 一、人無遠慮必有近憂。(論語)
- 一、前事之不忘後事之師。(漢書)
- 一、兄弟鬩于牆外禦其侮。(詩經)
- 一、君子耻其言之過其行。(論語)
- 一、滿招損謙愛益時乃天道。(書經)
- 一、歲寒然後知松柏之後凋也。(論語)
- 一、士有爭友則身不離於令名。(孝經)
- 一、夫守節死難者人臣之職也。(鹽鐵論)
- 一、憂國忘家殞軀濟難忠臣之志也。(文選)
- 一、學者不患才之不贍而患志之不立。(申論)
- 一、遷善則其德日新途非則其惡彌積。(通鑑)
- 一、孝無私樂父母所憂憂之父母所樂樂之。(太戴禮)

〔講義〕 朝廷は逆賊の蹂躪する所となりましたけれども楠公が其死にのぞみ其子孫を戒めたる言をみまするに吾が死せし後は天下悉く足利氏の有する所となるであらうとあります。此の如く楠公は其死する際已に最早や天下を回復することは六ヶ敷と思ひ知りながらよく其子孫を戒め教へて天下を保護させました之を思へば楠公の心情はまことに立派であります昔の大臣も決して楠公の上へ出ることはできません楠公が忠義の志深かりしは今更ら申迄もありませんされば其子孫は公の遺言を守りて筋め正しき南朝の天子を狭く小さき土地によりて保護し當時天下に充ちみてる逆臣をふせぎて三帝五十餘年の久しき間維持するに至らしめました就ては楠氏一族のもの共は全力を國家の御用に用ひついたのでありますされば楠氏一族が世に存在せる中は足利氏も思の如く跋扈することができませんつた然るに楠公の子孫が次第に亡滅するに及びて朝廷を保護する人もなくなり是に於て足利氏は始めて其志を天下に行ひ權を逞うすることを得ました次第でありますさて推しはかり考へますに朝廷は楠氏に重く任ずることをいたし

させざつたが、楠氏は自ら十分に天下の大任をひきうけて、身を國家の御用に供へ、朝廷のために此上もなく力を盡したのであります。山陽翁は朝廷の楠氏に任ずること重且つ大ならざりしを非とせり、この第二段第一小節の終は此篇の眼目なれば其心にて見ねばなりません。然るに世間の人は中興の諸將を批評するに、ただ其人の官位や人望の高きとひくきとを視くらべまして、優劣をつけ、更らに又深く其實際をかながへないのは、丁度延元時代の人々の見解と同じことである。これは大なるまちがひである。思ふに若し楠氏がありませざつたなれば、假令三種の神器が南朝にありども、それをいづくにすへき天下人民の望をつなぎとめませうか。楠氏がなかりしなれば、三種の神器ありども致方がありますまい。何となれば南朝は楠氏がありしによりて、三帝數十年の久しき間維持することを得たのであります。か左様であります。故に後醍醐帝が笠置の行在にて楠木の夢をみられ給ひしも、段々と其しるしが見へたのである。然るに南朝の勢が微弱なりしかば、楠氏は朝廷といつしよにやぶれはるびて、いつまでも楠公が嘗て國家の爲めに大に盡せし功勞をあ

はれむ人がありません。まことに氣の毒な事であります。實にかなしきことであります。そうは言ふものの南北二朝に分れ居りしものが後ちに一統に歸して、天子の大號を永久にいつの世迄もてらしかゝやかすこととなりました。此事を楠公に知らせたなれば、嘸を喜びて、必ず安心して目をどちて死なるるであらう。されば楠公はいつまでも人の同情を受けざるにせよ、其忠義勤王の大志は既に成就したものであります。而して公の節義を尽し、國家に報ひし事は、立派に金剛山や港川の今に存せるとも、長へに存在してをる。故に世の人々が其山河を見るにつけては、公の志を追ひ慕ふて感奮興起するのである。従て世道人心の衰惡に向はんとせざるを、ひきとめ世風を化することが出来る。之を彼の逆賊が互ひに起り出でて、僅か數百年繼續して、亡滅するに比ぶれば、玉石の差あり、楠公は死すと雖ども、其忠魂はいつまでも我日本國に充ちみちて、世道人心を風化してをるのである。

〔文法評釋〕第二段は楠公の自ら任せること重且つ大なるを述べ、朝廷の大に楠公に任ずること能はざるを嘆息せるものである。而して前回に講せし如く、此

段落の第一小節は楠公在世間の事を記し、第二小節は楠公没後の事に及び、

第三 徳川氏論賛 其一 山陽 頼 襄

此篇亦載せて日本外史に在り、外史の書たるや、蓋し今日王業中興の地を爲すに至らしめたる者と、言はむ、卷首に一叙論あり、源平二氏に係るが如きも、翁が外史を著し、所以亦其中にあり、故に曰く、卷首の一叙論は全部の叙論と見るも不可なき也と、然り而して今將さに諸子の爲めに講せんと欲する所の徳川氏論賛は、最終の篇にして、日本外史の跋と見るも固より妨なき也、されば翁の深く意を用ひたる者なること明けし而して、此篇を分て三大段となす、起手より則誰之力耶、までは第一大段にて、世論者云々以下、不知時情者也、までは第二大段なり、公自少小云々以下を第三大段となす、

外史氏曰、吾嘗遊江戸、觀其城闕之壯、侯伯邸第之夥、既而歷東海、彷徨尾濃之間、北望信越諸山、綿亘重疊而來、迤赴京畿、而其南沃野、洪濶與參遠、接眞天下之衢路、想見千軍萬馬之馳驟、今之布邸列第者、

後漢書鄧禹傳に禹見光武曰、但願公威德加于海內、禹得効其尺寸、垂功名、于竹帛耳、とあるに原けり、

直言かざりなきことば。註釋わけをかきいれてとく。秩序(じゆんじよ)。忠魂(ちゆうこん)ちうぎなるたましい。治亂(ぢらん)ねさまるとみだると。治療(ぢりやう)りやうぢ。貯蓄(ちよ)たる。秩祿(ぢやく)ちぎやう。智識(ぢしやく)ちがくもん。悵悵(ぢやうぢやう)うらみいたむ。重疊(ぢゆうたつ)かさなる。重陽(ぢゆうやう)くぐわつのせつく。鞭撻(べんたつ)うばひとる。闖入(ぢやうにゅう)れしこむ。逐年(ぢゆねん)すぎたるとし。黜陟(ぢつしつ)あげさげ。塵外(ぢんがい)うきよのはかて。運刻(ぢゆんこく)どきにねくる。遅延(ぢいぜん)れそくなる。癡漢(ぢかかん)ばかもの。張弛(ぢやうぢし)はるとゆるめると。塵埃(ぢんあい)ちりほこり。仲人(ぢゆうにん)なかうご。厨子(ぢゆし)りやうりにん。冢堂(ぢやくたう)はか。忠節(ぢゆうせつ)ちうぎみさは。忠良(ぢゆうりやう)まめやかにこゝろたゞしき。中心(ぢゆうしん)こころのうち。着眼(ぢやくげん)めをつける。悵然(ぢやうぜん)うらみにたねぬさま。沈重(ぢしんぢゆう)たいせつ。陳腐(ぢんぷ)ふるくさい。陳情(ぢんじやう)じやうじつをのべること。沈着(ぢしんぢやく)おちつきたる。沈毅(ぢしんぢぎ)おちつきてこころたけしい。忠告(ぢゆうこ)しんせつにさをつける。誅討(ぢしゆたう)うちこらす。着席(ぢやくせき)はしよにつく。耻辱(ぢぢぶ)はぢ。馳驅(ぢぢく)うまを(かけは)しらす。珍奇(ぢしんぢき)めづらしき。築城(ぢやくぢやう)しろをきづく。悵然(ぢやうぜん)自失(ぢしつ)うらめし

くちからねどす。中心悚然(こころのうらちにおそるゝ)。忠君愛國(ちゆうくんあいこく)きみにちうぎにくにをあいする。忠孝兩全(ちゆうこうりゆうぜん)ちうぎどかうくどふたつどもにまつたき。智勇兼備(ちゆうゆうけんび)ちえゆうきふたつながらそなはる。智力卓絶(ちりよくたくせつ)ちえはたらきすぐれたること。沈黙膽勇(しんもくたんゆう)だまつてれちついでしかもゆうきのきもだまをもつ。晝夜兼行(しゅやけんぎやう)よるもひるもあるきどはす。長短輕重(ちやうたんけいじゆう)ながしみじかしかるきおもき。治亂興廢(ちりらんきやうはい)おさまるとみだるとすたれる。長幼老若(ちやうけうらうじやく)としたけたるといどけなきどちぢばばどわかもの。珍羞佳肴(ちんしゆうじやく)めづらしきせんだてよきさかな。竹槍薙旗(たけやりはらひ)やくしやういつきのこと。忠奸正邪(ちゆうけんせいじや)たゞしきとよこしまと。

り之部

○流言

とは、いひふらすことばなり、即ち水の流るゝが如きよりごころなき言をいふ、詩經に天殃流言、國家代有とあり。

○綸言

とは、天子のおほせなり、綸は綬なり、淮南子に上言若綸、下言如綸とあり、も畢竟人君の言は絲の如く細きも臣民の之を稱道するは綸の如く太

しと言ふ意にして、禮記に王言如絲、其出如綸、王言如綸、其出如綽とあるに其意異ならず。

○瀏亮

とは、はがらかなるねいろの事なり、清明なる事と心得ばよし、文賦に賦體物而瀏亮とあり。

○六藝

とは、禮、樂、射、御、書、數の六科を云ふ、支那古代の學校にて子弟に教ふる課目の主なる者と知るべし、史記の仲尼世家に弟子三千人、身通六藝者七十二人とあり。

○六書

とは、象形、指事、會意、假借、諧聲、轉注にして、即ち文字を造る六法なり、周禮に見ゆ、今畧して詳かに此に載せざるのみ。

○龍頭蛇尾

とは、始めには大なるも終には小なるの義なり、隨て又始めに盛にして終りには衰ふる事などを言へり、傳燈錄に可惜龍頭翻成蛇尾とあり。

○龍蟠虎踞

とは、龍のわだかまり虎のうづくまりたる如くに勇猛なる様子を謂へり、故に又要害堅固なる地を形容して龍蟠虎踞と謂ふと知るべし、六朝事跡に諸葛亮論金陵地形曰、鍾阜龍蟠、石城虎踞、眞帝王之宅とあり。

陸績(つやく)。略奪(うばい)とる。良君(よききみ)。利鈍(しとん)するどきとにふまこと。
 略儀(りやくぎ)しきをてがるにすると。倫理(りんり)ひとのみち。利劍(りけん)するどきつるぎ。律
 呂(りよ)おんがくのねいろ。龍顔(りゆうがん)てんしのれかほ。臨幸(りんきやう)てんしのみゆき。淋漓(し
 たゝる)。霖雨(りんう)ながあめ。凜冽(りんれつ)さむさのきびしき。流麗(りゅうれい)のんびりどららら
 なる。留意(りゅうい)きをどめる。流離(りゅうり)はなればなれ。慄然(りよくぜん)れされる。涼風(りやうふう)す々しき
 かせ。梁塵(りやうじん)す。臨機(りんき)應變(おうへん)きくわいにのぞみうまくことをとりはからう。
 流離(りゅうり)顛沛(てんぱい)ちりくばらく。輪廻(りんご)應報(おうほう)くるまのわがまわることくにむくひ
 がくる。綠陰(りよくいん)清泉(せいせん)きのしげりたるかげにあるよきいづみ。流血(りよくけつ)淋漓(し
 たら)ちがた
 くさんながれること。

る之部

- 累重(るいじゆう)
- 累々(るいささ)
- 縲紲(るいせつ)

妻子(しよし)資産(しぜん)をいふ。漢書(かんしよ)匈奴(こつこ)傳(でん)に悉(ことごと)く其(その)累重(るいじゆう)於(お)余(よ)吾(わ)水北(すいほく)とあるに原(もと)く、
 つかれよわりて意(い)を失(な)へる貌(よう)をいふ。禮記(れいき)に喪容(そうよう)累々(るいささ)とあり、人(ひと)の累々(るいささ)
 若(ごと)く喪家(そうか)之(その)狗(いぬ)などいへるが如(ごと)き亦然(ごと)り、

縲(るい)は黒索(くろさく)にして紲(せつ)は撃(う)なり、古(いにしへ)は獄中(ごくちゆう)黒索(くろさく)にて罪人(ざいじん)を拘繫(こけい)せり、故(ゆゑ)に縲(るい)
 紲(せつ)とは今日(こんにち)の監獄(かんごく)に相當(たいおう)するものと知るべし、論語(ろんご)に雖(なほ)在(あ)る縲紲(るいせつ)之中(ちゆう)非(ひ)
 其(その)罪(つみ)也(なり)とあり

類滅(るいめつ)そのたぐひのこらすはるぼす。羸弱(るいじやく)をとろへてよわい。羸々(るいささ)をとろへ
 たるさま。儂人(じゆうじん)せむし。累々(るいささ)かさなること。縲説(るいせつ)くどくどとく。縲々(るいささ)い
 どのながくつやくさま。類彙(るいゑ)おなじものをあつめる。類族(るいじやく)おなじやからま
 はしんる。

を之部

○温々(オンオン) おとなしき貌をいふ。詩經に温々恭人。維德之基とあり。
 ○温故知新(オンコチチシン) ふるきをたづねてあたらしきを知るの義なり。論語に温故而知新可
 以爲師矣とあるに原けり。

屋舎(ウチヤ)いへ。殿傷(テンキヤウ)うちきす。温習(オンシヤク)ならんこと。臆測(オビソク)をしはかる。臆病(オビヤウ)きのよ
 わきやまひ。汚濁(ウダク)けがれにぐる。汚辱(ウダク)はづかしめ。汚隆(ウダク)をとろへるとさか
 へると。汚穢(ウダク)けがれる。温言(オンゲン)をとなしきことば。温顔(オンゲン)れだやかなるかは。
 温厚(オンコウ)おだやかにてめぐみふかい。恩賜(オンミ)めぐみのたまもの。悒惱(ウツナウ)ふさぎなや
 む。嗚咽(ウミツ)なくこと。悒々(ウツウツ)ふさぐさま。臆測(オビソク)見(ミ)じふんがつてのりやうけん
 ちがひ。悒鬱(ウツウツ)煩悶(バンモン)ふさぎもだへる。温厚(オンコウ)篤實(トクジツ)おとなしくじつていなること。
 温籍(オンキヤク)婉曲(ワンキョク)おとなしくやさしき。蕪鬱(ウツウツ)曲(キョク)達(タク)きのしげりておくふかきこと。應
 答(オウダ)明晰(メイシツ)うけたたへのはつきりどあきらかなること。鶯歌(ウツカ)鳥舞(トウマシ)うぐいすがさ
 へづりけかのとりがまふ。汚行(ウダク)醜狀(ウツウツ)けがれたれこないきたないすがた。

わ 之 部

○王畿(オウキ) 王都に近き土地をいふ。周禮に職方氏辨九服之邦國。方千里曰王畿とあり。

○賄賂(ウヅロ) とは非義の贈物をいふ。所謂まいたないなり。亂獄滋。豐賄賂並行の語左傳
 にあり

○王佐材(オウササイ) 才識人に超へ能く帝王の輔佐たる人物をいふ。漢書董仲舒傳に有王佐
 之材。雖伊呂亡。以加とあるに原けり。

○王父王母(オウフオウボ) 王父とは祖父をいひ王母とは祖母をいふ。爾雅に父之考爲王父。父之
 妣爲王母と見ゆ。

○和羹鹽梅(オウキョウエンバイ) 羹は鹽梅の鹹酸によりて味を爲す。されば明君の良弼を得て其徳を
 なすにたとふ。書經に若作酒醴。爾惟麴蘖。若作和羹。爾惟鹽梅とあるに
 原けり。

○和衷協同(オウチュウキョウドウ) 真心よりうちやわらぎて相共に力を合はすとをいふ。經書に同寅
 協恭。和衷哉とあるに原けり。
 狂議(キヤウギ)きろんを交ける。往來(ウライ)ゆきまき。旺盛(ウツキ)さかんなること。話說(ワカセ)はなしをす

ること。往年(むかし)。往日(すぎさりしひ)。往古(をむかし)。和陸(むつまじき)。和風(れだやかなるかせ)。和樂(やわらぎたのしむ)。和解(かなはり)。和融(れだやかにとける)。猥説(みだりなはなし)。種伏(みづのよごみ)。矮陋(せまくしてむさう)。玉師(くわんぐん)。枉費(むだついせ)。横暴(わがまゝにあられる)。横行(よこしまなしよさ)。横行(みづのよごみ)。横行(わがまゝにあられる)。横流(みづがわきへながれてどてがくづれつゑれる)。和雅(やさやわらかにみやびやかにをとなしくすなは)。和氣(あいられ)。和洋(あやむら)。和議(わぎ)。和議完成(わぎがまつたうなること)。

○干城

○考妣

○巧言

○早魃

○毫毛

○間諜

○箝口

か 之 部

干は扞と通ず、かんなんを扞くこと城の如くなるの意なり、又一説に干は干楯、城は城郭とあり、何れにしても難を蔽ひ扞くことなり、詩經に趙々武夫、公侯、干城とあるに原く、
 なくなりし父母の稱なり、禮に生曰父母妻、死曰考妣、と見ゆ、
 言を飾りて實なきの謂なり、論語に巧言令色、鮮矣仁、とあり、
 とは「ひでり」を云ふ、元來、魃とは旱神にして、詩經に早魃爲虐、如快如焚とあり、
 とは鬼の毛ばかりと云ふことにて、僅少の意に用ふ、俗にうのけと云ふは是也、毫は鬼の毛なり、史記項羽本紀に毫毛不敢有所近とあり、
 とは、敵のまわしものを云ふ、諜は伺なり、ひそかに敵情を探ることにて、孫子に、用間有五、有郷間、有内間、有反間、有死間、有生間、と見ゆ、
 口をふさぐことなり、漢書袁盎傳に君自閉箝天下之口、而日益愚とある

○ 欲然

にて知るべし。
とは我心中に満足せざることなり、孟子に自視欲然、即過人遠矣とあるに原く、

○ 嚆矢

とは矢の音を發して鳴るものを云ふ、支那古代に在りては、戰を開く前に當り、先づ第一着に嚆矢を放つ、故にそれより轉じて、最初の義となる。と心得べし、莊子に焉知曾史之不爲、桀、跖、嚆矢也、の句あり、

○ 合縱連衡

とは、たてに合ひよこにつらなり、互に組合ふこと、戰國時代に於ける諸侯の離合、鬻背を云ふ、即ち當時に在りて、關東の東西に長き地を合はせるを合縱と謂ひ、關中を南北に連ぬるを連衡と謂へり、史記孟軻傳に、天下方務、於合縱連衡、以攻伐爲賢、の語見ゆ、

○ 汗牛充棟

とは牛が汗をかくほど荷物も多く、牽かせ、棟につかへるほど積み込むと云ふことにして、物の澤山なるを謂へり、柳宗元の文中に、陸文通之書處、則充棟出、則汗牛馬とあり、

干戈(はこ)。講和(わだん)をはかること。感冒(かんぷ)かぜをひけること。勘合(かんが)しらべ

あわす。海霧(うみぎり)しほざり。河腹(かわのむら)のまんなか。絞殺(しめころす)しめころす。額面(ひたい)い。○がくのれもて○ものゝたか。家信(いへより)のたより。家計(けい)いづ。郊外(がいの)はら。介意(かいい)きにかける。介抱(かいほう)せむをする。高潔(たかくい)さきよきこと。佳絶(かじつ)すぐれてよろしきこと。涵養(くわんやう)よくやしなひそだてる。雅致(みやう)がなるをもむきをいふ。剛邁(かうまい)たけくしくすぐれたるもの。感歎(かんとん)かんじはめる。慷慨(かうがい)なげくこと。感銘(かんとん)かんじてこゝろにきざむ。伊後(いご)ひらきあはし。干渉(かんせつ)そのことにてだしすること。客臘(かくらく)さくねんのくれ。改竄(かいざん)のらためなすこと。含蓄(くわく)ふくむ。梗概(かうがい)あらまし。姦雄(かんゆう)わるきすぐれもの。閑静(かんせい)のどかにしづかなること。行樂(かうらく)たのしみ。覺悟(かくご)こゝろさだむる。學識(がくし)がくもんちしき。眼光(やうがく)のひかり。號哭(ごうこく)さげびなく。轟々(ごうごう)どゞろきひやく。陷落(かんらく)おとしいる。寒膽(かんたん)きをひやす。耿然(かうぜん)あきらかなること。苛酷(かこく)はなはだしくさびしい。赫々(かくかく)かやく。諧謔(かいぎやく)ねどけ。葛藤(かつとう)あらそひ。○もつれ。瑕瑾(かきん)きず。加齡(かれい)としをどる。隔意(かくい)へだてこゝろ。假寐(かみ)かりね。○ひるね。奸譎(かんご)わるがしこくたばかる。凱旋(がいせん)たいかいにかちてかへる。浩歎(かうたん)つよくなげく。呵責(かさく)し

かりせめること。豪宕秀拔(さうたうしゅうはつ)さりやうひとがらのすぐれぬきんでたることをいふ。交通頻繁(かうつうひんぱん)ゆきかよいはげしきさま。雅趣風致(がしゆふうし)ふうがなるすぐれたけしき。行文流麗(かうぶんりゅうれい)ぶんしやうのみやびやかなること。改竄(かいせん)潤(じゆん)わるきところをあらためかきたしつやをつける。剛復不遜(かうふくふじゆん)がうじやうにしてたかぶること。顔色憔悴(げんしよくわい)かはいろやせれどろへたること。寒村僻邑(かんそんへきやく)いなかのさみしきむら。巖礁基布(がんせうきふ)いわはごいしのごとくあること。高潔雄大(かうけつゆうだい)けつぱくにすぐれてねはいなること。高臥安逸(かうがえいあんい)よのことにかゝわらすやすらかなること。浩波杳渺(かうはせうめう)うみのひろきさま。高山深嶺(かうせんしんれい)たかきやまふかきみね。歌吹踏舞(かふいふみ)うたをうたひふえをふきおどりまふこと。

よ之部

○ 餘燼

とはもへのこりの木なり、而して殘兵の義に用ふ、左傳に請、収合餘燼、背城借一の句あり。

○ 踊躍

とはをどることをいふ、詩經に擊鼓、其鐘、踊躍、用兵、とあるに原けり、抑はねさへる方にして、揚はあげる方なり、故に抑揚とは猶ほ浮沈といふが如し、漢書叔孫通傳に與時抑揚の句あり。

○ 抑揚

○ 與世推移

とは時世に隨ひて、移りかはることをいふ、楚辭に聖人者、不凝滯於物、而與世推移、とあるに原けり。

○ 欲燒其筆硯

とは文を作ることを止めんとすとの義なり、陸雲書に君苗見兄文、輒欲燒其筆硯、との句あり。

庸劣(ようりやく)なみくものもの。瑤臺(ぎょうたい)たまのうてな。用意(ようい)きをつけること。抑制(おさへつけ)ること。容貌(ようぼう)かはかたち。容赦(ようじや)ゆるす。餘澤(じゆさく)それにつきてはかへおよぶめぐみ。用法(ようぽう)つかいかた。餘剩(じゆじゆ)あまり。豫算(じゆざん)あらかたのさんよう。豫

約(あ)らかじめやくそくしてをくこと。豫審(あ)らかたのしらべ。豫防(ま)へかたよりか(ね)てふせぐこと。沃壤(よ)きとちをいふ。翌年(あ)くるとし。擁塞(ふ)さぐこと。甬道(は)こみち。容易(た)やすきこと。輿(あ)たへたりうばうたりすること。餘慶(あ)まりのよろこび。輿人(か)すくのひと。餘弊(そ)れよりきたるへいがい。豫想(あ)らかじめのさうさう。雍々(あ)かんにやわらかなること。容色(あ)らたけのさうさう。容貌(あ)らたけのすぐれてお(よ)くきをつけものごとにゆきわたる。容貌魁偉(あ)たかたのすぐれておほいなること。抑揚(あ)らたけのさへたりあげたりゆるめたりはやめたりすること。瑤池瓊臺(あ)たまのいけたまのうてな。

た 之 部

○太牢

○陶冶

○泰斗

○端倪

○堂堂

とは牛羊豕をいふ。史記項羽本記に項王使者來爲牢具。舉欲進之。あり。故に太牢具と言ふ時は立派なる料理(御馳走)と見ればよし。陶はやきもの師にて、冶は金細工をする人なり。隨て陶人の器具を製造し。治人の金銀を細工するの意あり。それより轉じて人材を造ることを陶冶と言ふに至れり。漢書董仲舒傳に陶冶而成之。不能粹美の句あり。とは泰山北斗の義なり。凡て尊敬すべき者を稱して泰斗といふと心得べし。古人の句に學者仰之。如泰山北斗。など見ゆ。端は山の頂上にて、倪は水涯なり。故に不知端倪と云へば物の本末を辨へざることに當ると知るべし。又韓昌黎の文に、旭之書變動猶鬼神不可端倪の句あり。こゝに端倪とあるは測度の義なりと心得べし。とは立派なる貌をいふ。隨て凡そ物事の盛大なるを堂々と稱するに至れり。論語に堂々乎張也。難與並爲仁矣と見ゆ。

○頽齡
○斷腸

とは老人をいふ。陶淵明の詩に、酒能祛百慮、菊解制頽齡の句あり。
とは、はらわたをたつと云ふ字柄にて、嘆息の強き義なり。魏文帝の詩に、念君客遊、思斷腸の句あり。

○旦暮

とは朝晩といふ字柄なれども、急迫の意に用ひらると心得べし。戰國策に、魏且旦暮亡矣の句あり。

○朶雲

とは書面の事也。事類全書に、唐韋陟常以五朶朶爲書記、使侍妾主之。其朶答受意而已。皆有楷法。陟唯署名。自謂所書陟字。若五朶朶。とあるに原けり。

○太早計

とは迅速に過ぐるの義なり。莊子に、女亦太早計。見卵而求時夜、見彈而求鶉炙。とあるに原けり。

○膽如斗

とは膽の大なることなり。世語に、維死時見剖膽如斗大。とあるに原く、とは易經に、二人同心、其利斷金。とあるに原き、極めて親密なる友人をいふと心得べし。

○斷金友

○彈丸黑子
とは土地の狭小なるをいふ。彈丸は礮丸なり、黑子は黑痣なり。宋史趙普謂太祖曰、彼彈丸黑子之地、將何所逃。とあり。

○彈丸黑子

但シ説示文ニハ助働詞ヲ用ヒナルコトアリトス以下ノ諸文
ニ就キテ考究シ見ヨ

(イ) $\frac{\text{Can}}{\text{(助)}} \frac{\text{the dog}}{\text{(主)}} \text{ get the rat?}$ (疑)

(ロ) $\frac{\text{The dog}}{\text{(主)}} \frac{\text{can}}{\text{(助)}} \text{ get the rat.}$ (説)

(ハ) $\frac{\text{Will}}{\text{(助)}} \frac{\text{the cat}}{\text{(主)}} \text{ get an egg?}$ (疑)

(ニ) $\frac{\text{The cat}}{\text{(主)}} \frac{\text{will}}{\text{(助)}} \text{ get an egg.}$ (説)

(ホ) $\frac{\text{Do}}{\text{(助)}} \frac{\text{you}}{\text{(主)}} \text{ see this little bird?}$ (疑)

(ヘ) $\text{Yes, } \frac{\text{I}}{\text{(主)}} \text{ see the little bird.}$ (説)

(ト) $\frac{\text{Can}}{\text{(助)}} \frac{\text{you}}{\text{(主)}} \text{ spin a top?}$ (疑)

(チ) $\frac{\text{I}}{\text{(主)}} \frac{\text{can}}{\text{(助)}} \text{ spin a top.}$ (説)

(注意) (助)ハ助働詞ノ略ニテ(主)ハ主詞ノ略ナリ

應 用

以下諸文ヲ疑問文ニ改メヨ

(1) $\frac{\text{It}}{\text{(主)}} \frac{\text{is}}{\text{(助)}} \text{ a big rat.}$

(2) $\frac{\text{This}}{\text{(主)}} \frac{\text{is}}{\text{(助)}} \text{ a little nest.}$

(3) $\frac{\text{He}}{\text{(主)}} \frac{\text{will}}{\text{(助)}} \text{ get an egg.}$

(4) This girl is Ann.
(主) (助)

(5) The boy can run fast.
(主) (助)

Lesson 12. 第十二課

Reading Review. 音讀復習

1.

The boy and his dog can run fast. Do you see them run? Can the dog run as fast as the boy? Yes, he can.

2.

I do not see the little bird. I see the eggs in the nest. Are the eggs white? Yes, and the eggs are white.

3.

Was the girl Ann? Yes. Her cat likes play. Was the cat at the nest? Yes, and the hen ran at her.

4.

The boy has a top. See how fast he makes it spin! Can you spin a top? Yes, I can spin a top.

Grammar Review. 文法復習

(1) 代名詞 名詞ノ代リニ用フル語ヲ代名詞ト云フ例ヘバ this(此レ) it(其レ) you(汝) I(私) he(彼) his(彼ノ) her(彼

ノ女ノ) them(彼等)等ノ如シ

(2) 形容詞 物ノ性質(大キサ. 色. 堅ク等)ヲ云ヒ表ハス語ヲ形容詞ト云フ例ヘバ big(大キナ) little(小サナ) white(白)等ノ如シ

(3) 主詞 文ノ中ニテ主トナル語ヲ主詞ト云フ例ヘバ次ノ文ニ於ケル the boy, you, I 等ノ如シ

The boy can run fast.

Do you see this little bird?

Yes, I see the little bird.

(4) 助働詞 働詞ヲ助ケテ文意ヲ完成スル一種ノ働詞ヲ助働詞ト云フ例ヘバ is, are, was, do, can, will 等ノ如シ

(5) 音讀復習ノ諸文中ヨリ疑問文ト説示文トヲ二個ツ、撰出シテ主詞ト助働詞ノ位置ニ就キテ説明ヲ試ミロ

Lesson 13. 第十三課

Spelling Review. 綴字復習

I	hās	hēr	hōw	likēs
ās	hīs	rān	tōp	mākēs
dō	yēs	ēggs	thēm	lit'tl
yōu	āre	gīrl	whīte	
wās	Ānn	spīn	plāy	

以上綴字ノ復習ヲ充分ニナシタル後ハ之ヲ掩ヒ置キテ次ノ
仮字ニテ記セル音ヲ唱ヘツ、其綴字ト譯トヲ考フベシ

トッブ エッグズ バード ガール アイ ユー
ヒー ヒズ ハー デム リットル ホアイト
ランヌ メイクス ダイクス ファスト スピンス ブレイ

Dictation. 書取

The little girl likes her cat.

The dog and hen ran at the cat.

Can a boy spin a top?

The eggs are white.

The nest is little.

以上ノ諸文ヲ摸習シテ練熟シタル後ハ更ラニ次ノ音讀ノ口
唱ヘツ、語ニテ之ヲ書スベシ

デー リットル・ ガール・ ライクス ハー カット.

デー ドッグ アンド ヘンヌ ランヌ デー カット.

カンヌ エ ボーイ スピンス エ トッブ?

デー エッグズ アー ホアイト.

デー ナスト イズ リットル.

Lesson 14. 第十四課

New words. 新語

(綴字)	(發音)	(譯)
t-r-e-e	trēē	トリー 木
b-i-r-d-s	bīrds	バーズ 鳥
f-l-o-o-r	floōr	フロア 廊
c-a-t-s	cāts	カツ 猫
r-a-t-s	rāts	ラツ 鼠
o-n-e	ōne	オニス 一
t-w-o	tūwō	トウ 二
t-h-r-e-e	threē	ズリー 三
f-o-u-r	fōur	フォーア 四

オニス オニス オニス
(1) One, one, one,
一正(1) 一正(2) 一正(3)

リットル ドッグ ロンヌ
Little dog run.
小サナ(4) 犬ガ(5) 走ル(6)

ズリー ズリー ズリー
(3) Three, three, three,
三羽(1) 三羽(2) 三羽(3)

バーズ イン エ トリー
Birds in a tree.
鳥(6) 内ノ(5) 木ノ(4)

トウ
(2) Two, two, two,
二正(1) 二正(2) 二正(3)

カツ スー ユウ
Cats see you.
猫ガ(4) 見ル(6) 汝ヲ(5)

フォーア フォア フォア
(4) Four, four, four,
四正(1) 四正(2) 四正(3)

ラツ ムンヌ デー フローア
Rats on the floor.
鼠(6) 上ノ(5) 床ノ(4)

(問) 本課ハ普通ノ文休ナルカ

(答) 否ナ。韻文即英語ノ詩ナリ毎行韻ヲ履ミアルヲ注

意スベシ

- (1) { one ンエ (2) { two ウ (3) { three リー (4) { four ーア
 { run ンエ { you ウ { tree リー { flour ーア

Grammar. 文法

(1) cats, rats, birds ニハ何レモ語尾ニ s アリ dog ニハ之
 ナシ其理由ヲ説明セヨ

(2) in a tree ノ in 卜 on the floor ノ on 卜ノ異同ヲ説
 明セヨ

Lesson 15. 第十五課

New words. 新語

(綴字)	(發音)	(譯)
g-o-o-d	gōōd グッド	善キ
g-a-v-e	gāvē ゲーヴ	與ヘタ
t-o	tō トウ	二
d-o-l-l	dōll ドル	人形
h-a-t	hāt ハット	帽子
n-e-w	new ニュウ	新シキ
l-i-k-e	likē ライク	好ム
m-a-m-m-a	māmmā マムマア	阿母サン
	gēt ゲット	買ヒ與ヘル

- (1) Ann has a new doll.
 アンハ(1) 有テ居ル(3) 新シキ人形ヲ(2)

- (2) Her mamma gave it to her.
 彼女ノ阿母サンガ(1) 與ヘタ(3) 其レヲ(4) ニ(5) 彼女(2)

- (3) Ann likes the doll, and will get
 アンハ(1) 好ム(3) ソノ人形ヲ(2) 而シテ(4) 買ヒ與ヘルデアフリ(7)

- It is a new hat.
 イット エ ニュウ ハット
 it a new hat.
 レニ(6) 新シキ帽子ヲ(5)

- (4) Are you a good girl?
 汝ハアルカ(2) 善キ女子テ(1)

- (5) Do you like a doll?
 汝ハ好ムカ(2) 人形ヲ(1)

(問) get ハ前ニハ取ルト譯シ此處ニテハ買ヒ與ヘルト譯
 スルハ如何

(答) 此語ハ場合ニヨリテ種々ノ意義ヲ有ス故ニ其場合ヲ
 見テ適當ノ譯ヲ施サ、ルベカラズ予ハ其都度必ス注意ヲ與フ
 ベクレバー々ヨク記憶スベシ

(問) 前ニ are ハ二個以上ノモノニ用フトアリ然ルニ本課
 (4)ノ 中 you ハ一人ノ女子ヲ意味スルニモ係ラス is ヲ用ヒ
 ズシテ are ヲ用ヒタルハ如何

(答) you ハ今日ニテハ一人ノ場合ニモ二人以上ノ場合ニ
 モ通用スルニ本來二人以上ノ場合ニノミ用ヒタル語ナルカ故
 ニ一人ヲ意味スル場合ニテモ其働詞ハ矢張り本來ノ慣例ニ從

テ二人以上ニ關スルモノヲ用フルナリサレハ you ニハ常ニ is
ヲ用ヒズシテ are ヲ用フルモノト心得ベシ

Dictation. 書取

*Ann likes her doll, and will get
it a new hat.*

應用

(第一例) { 汝ハアノ鳥ヲ見マスカ Do you see the birds?
私ハアノ鳥ヲ見マス I see the bird.

(第二例) { 汝ハ人形ヲ好キデスカ Do you like a doll?
私ハ人形ヲ好キデス I like a doll.

以上ノ例ニ倣テ次ノ和文ヲ英譯セヨ

- (1) 汝ハアノ猫ヲ見マスカ (2) 私ハアノ猫ヲ見マス
(3) 汝ハアノ巢ヲ見マスカ (4) 私ハアノ巢ヲ見マス
(5) 汝ハアノ大キナ鼠ヲ見マスカ
(6) 私ハアノ大キナ鼠ヲ見マス

Lesson 16. 第十六課

New words. 新語

(綴字)	(發音)	(譯)
O	オー	(感動詞)
m-a-y	māy マイ	ヨロシイ(許可)
r-i-d-e	raid ライド	乗ル
t-a-k-e	take テイク	連レル.
t-o-o	too トウ	亦タ.モ
m-y	mī マイ	私ノ
m-e	me ミー	私ト.私ニ.私ヲ.
w-i-t-h	with ウィズ	共ニ.
p-u-t	put プット	置ク.
	take a ride	馬車ニ乗ル.
	put on	被ブル

(注意) take a ride 及 put on ハ各之ヲ熟語トシテ馬車ニ
乗ル被ルト譯シ置クベシ一語々々譯セントスルハ悪シ

Ann, will you take a ride with me?
Ann ヲ(1) (汝ハ)マスカ(4) 馬車ニ乗ル(3) 私ト共ニ(2)

O yes, I will. May I take my doll,
エー.エー(1) (私ハ)乗リマス(2) ヨロシイガ(4) 連テ行テ(3) 私ノ人形(1)

トウ
too?
モ(2)

(3) ^{イエス} Yes, ^{ユー} you ^{メイ} may ^{テイク} take ^{デー} the ^{ドル} doll.
 (汝ハ)ヨロシイ(4) 連レテ行テモ(5) ソノ人形ヲ(2)

(4) ^{アンヌ} Ann ^{ウィル} will ^{フット} put ^{オン} on ^{ハー} her ^{ハット} hat, ^{アンド} and ^{テイク} take
 アンヌハ(1) アアラウ(9) 被アリ(3) 彼女ノ帽子ヲ(2) 而シテ(4) 連レ(6)

^{ハー} her ^{ドル} doll ^{トウ} to ^{ライド} ride.
 彼女ノ人形ヲ(5) テ(7) 乗ル(8)

(問) (1)(2)文ノ will ト (4)文ノ will トハ其意味異ナルカ

(答) 然リ. will ナル語ハ素ヨリ未來ノ意ヲ有スル語ナレ

ル(1)ノ文ノ如ク Will you ト用フトキハ誘引(又ハ依頼)ノ意ヲ示シ(2)ノ文ノ如ク I will. ト答語ニ用フルトキハ承諾ノ意ヲ含ムナリ故ニカ、ルトキハ……シマスカ又……シマスト譯スルヲヨシトス然ルニ(4)文中ノ如ク單ニ未來ヲ示ス場合ニハデアラウト譯スルナリ尙 will ノ用法ニ就キテハ精密ナル説明ヲ要スルカ故ニ後ニ至リ漸次之ヲ述ブベシ

(問) may ノ意義如何

(答) may ナル語ハ他ニ許可ヲ求メ若シクハ許可ヲ與フルトキニ用ノル語ニシテ May I (ヨロシイカ)ト云ヘハ許可ヲ求ムル意ニテ You may (汝ハ……シテヨロシイ)ト云ヘハ許可ヲ與フル語ナリ此語ニハ尙外ニモ意義アレドモンハ後ニ説クベシ

Dictation. 書取

Will you take a ride with me?

May I take my doll, too?

應用

次ノ諸文ヲ英譯セヨ

- (1) 汝ハ私ト共ニ上野へ行キマスカ (go to Ueno) (誘引)
 (2) エー. (O yes) 行キマス.
 (3) 汝獨樂ヲ廻ハシマスカ (誘引)
 (4) エー. 廻ハシマス.
 (5) 私ハ遊ンデモヨロシイカ
 (6) 汝ハ遊ンデモヨロシイ.
 (7) 私ハ私ノ犬ヲ連レテ行テモヨロシイカ
 (8) 汝ハソノ犬ヲ連レテ行テモヨロシイ

Lesson 17. 第十七課

New words. 新語

(綴字)	(發音)	(譯)
w-e	wē ウィ	我等
f-i-v-e	five ファイヴ	五
v-e-r-y	very ヴェリ	甚
s-n-o-w	snow スノウ	雪
t-h-a-t	that ダット	アノ
t-h-o-s-e	those ドーズ	アノ

t-h-e-y	they	デイ	彼等ハ(アレハ)
p-r-e-t-t-y	pret'ty	ブリッティ	美シイ
	to ride		乗ルコト
	snow-birds		雪鳥

- (1)

How	fast	we	ride!	I	like	to	ride,
ドウモ速ク(1)	我等	ハ乗テ	行ク子(2)	私ハ好ム(2)	乗ル	コトヲ(1)	

and my doll likes it too.
 アンド マイ ドル ダイダス イット トウ
 and my doll likes it too.
 アンド マイ ドル ダイダス イット トウ
 面シテ(3) 私ノ人形(4) 好ム(7) 其レヲ(6) モ(5)

- (2)

Ann,	do	you	see	those	five	little	birds
アンヌヨ(1)	汝ハ	見ルカ(4)	アノ	五羽ノ	小サキ	鳥ヲ(3)	

on that tree?
 オンダット トリー
 on that tree?
 アノ木ノ上ノ(2)

- (3)

O	yes,	I	see	them.	Are	they	not
エ	エ(1)	私ハ(2)	見ル(4)	彼等ヲ(3)	(彼等ハ)	テイカ	

very pretty birds?
 ヴェリ プリッティ バーズ
 甚ク 奇麗ナ 鳥デハ

- (4)

Yes.	They	are	snow-birds.
左様	彼等ハ(1)	デアル(3)	雪鳥(2)

(問) to ナル語ニハ一定ノ譯語ナキカ

(答) 然リ此語ハ其前後ノ語トノ關係ニヨリテ其意義同ジ
 カラズ第十五課ノ(……gave it to her)ノ to ハ日本語ノ太郎
 (ニ)之ヲ與ヘ次郎(ニ)之ヲ貸ス杯云フトキノ(ニ)ニ當ルナリ
 第十六課ノ(take her doll to ride)ノ to ハ弟ノ速レテ馬車ニ

乗ル。書物ヲ開イ(テ)讀ムナド云フトキノ(テ)ニ當ルナリ本
 課ノ(I like to ride)ノ to ハ乗ルコトヲ好ム 讀ム(コト)ヲ好ム
 ズ杯云フトキノ(コト)ニ當ルナリ尙此外ニモ種々ノ用法アレ
 ドツレハ後章ニ於テ漸次詳説スベシ

(注意) 從來ノ英學者ハ to ガ名詞又ハ代名詞ノ前ニアル
 トキ 常ニ之ヲ(マデ)ト譯シ働詞ノ前ニアトキハ必ス之ヲ
 (ベク)ト譯シタレド是レハ我邦ノ語法ニ適合セザル誤譯ナレ
 ベ諸子ハカナル惡習ニ染マザラン様ニ注意スベシ

(問) those ト that ノ別ヲ問フ

(答) 此ノ語ハ何レモアノ、ソノ又アレハ、其レハナド云
 ヒテ自分ヨリ離レ居ル事物ヲ指シ 云フ語ナレド those ハ二
 個以上ノモノニ用ヒ that ハ一個ノ物ニ用フルノ別アリ上ノ文
 ニ就キテ考ヘ見ルベシ

Grammar. 文法

(1) 副詞 働詞、形容詞又他ノ副詞ノ意味ヲ限定スル語ヲ副
 詞ト云フ本課ノ fast ハ ride ナル働詞ノ意味ヲ限定シ very ハ
 pretty ナル形容詞ノ意味ヲ限定ス故ニ何レモ副詞ナリ

(注意) 限定トハ其意味ヲ狭ク限ルヲ云フ上例ニ就キテ云
 ヘバ單ニ ride ト云ヘバ唯ダ乗テ行クト云フ意ニテ其遲速ヲ問
 ハザ ナリ然ルニ之ニ fast ナル副詞ヲ加スレハ速カニ乗リ行
 クトナリテ其意狭クナレリ又單ニ pretty ト云ヘバ唯奇麗ナ
 リト云フマデニテ其奇麗サノ程度如何ヲ セザルナリ然ルニ

之ニ very ナル副詞ヲ加フルトキハ甚タ奇麗ナリトノ意ニテ
其程度ヲ高キ方ニ限リタルナリ

Lesson 18. 第十八課

Reading Review. 音讀ノ復習

1.

I see one dog and two cats. Do you see the three birds
in the tree, and the four rats on the floor?

2.

Yes, and I see the new doll my good mamma' gave
to Ann. I like the doll. It is a very pretty one. May I
take it toride?

3.

O yes, and I will put on my hat and take a ride, too.
Do you see me with my doll?

4.

Go we not ride fast? See those five snow-birds in tdat tree.
Are they not pretty birds?

(注意) 以上ハ單に音讀ノ復習ト共ニ譯讀ヲモ試ムベシ語
ハ凡テ諸子ノ已ニ學ベル所ナレドモ文ノ構成ハ多少趣ヲ異ニ
スリ故ニ予其最モ困難ナリト思惟スル個所ニハ返リ点ヲ施シ

應用問題ノ解答

第十五課ノ分

- (1) Do you see the cat? (2) I see the cat.
(3) Do you see the nest? (4) I see the nest.
(5) Do you see the big rat? (6) I see the big rat.
(7) Do you like a dog? (8) I like a dog.
(9) Do you like a big top? (10) I like a big top.

第十六課ノ分

- (1) Will you go to Ueno with me?
(2) O yes, I will.
(3) Will you spin a top?
(4) O yes, I will.
(5) May I play?
(6) You may play.
(7) May I take my dog, too?
(8) You may take the dog.

Lesson 19. 第十九課

Spelling Review. 綴字ノ復習

Ū	hāt	put	dōll	gōōd	vēr'y
tē	trees	mā'y	like	gāve	birds
me	eāts	rāts	take	five	pret'ty

m̄y one threē ride thōse (prī'ty)
 wē twō fōur with thāt māmā'
 tōō new snōw flōar they

例ノ如ク次ノ假字ニテ記セル音ヲ唱ヘツ、其綴字ト意味トヲ考フベシ

ハット トリー ドル スノウ ニユウ フローア
 グッド ヴェリ マムマア ヲンヌ トウ ズリー
 フォーア ファイヴ ダット ドーズ ミー マイ
 メイ テイク ライク ライド フリッポイ

Dictation. 書取

See those five little birds on that tree.

The new doll is very pretty.

It will ride with Ann.

It has a new hat.

A good girl likes her doll.

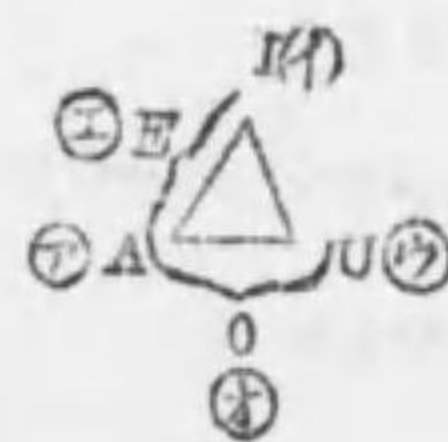
之モ例ノ如ク次ニ記セル音讀ヲ唱ヘツ、語ニテ書シ見ルベシ

スー ドーズ ファイヴ リットル バーズ オンヌダット トリー。

O

母音中ノ第四字 Alphabet 中ノ第十五字ニ當レルOハ其普通ノ長短音(ōトo)ヲ發センヲ左シテ六ヶシカラテ此二音ノ外ニ尙數多ノ異ナレル音殊ニ相重ナレルトキアルガ故ニ日本學生ニトリテ之ヲ學得スルヲノ面倒ホトンド言フベカラズ。Oハa, e, iナドノ母音ト同ク各母音ノ發スル音ヲ凡テ自ラ發シ殊ニuノ音ヲ發スルコトホトンドuト異ナラズ

斯ク母音同志ガ交互錯雜セル所以ハ其初メ太古ノ原人ガ唯(ア) (イ) (ウ)ノ三個ノ母音ヲノミ知リテ他ヲ知ラザリシ事實ニ基ケリ。ü(ア)ハ其基礎トナル音ニシテ“エ”ハ“ア”ト“イ”トノ合音タルモノヨリ生ジ“オ”ハ“ア”ト“ウ”ノ間ヨリ生セリ。今此五音ノ變化ヲ等邊三角形ニヨリテ表ハセバ次ノ如シ



此合音ノ説明ハ今モ尙日本語ノ中ニ通常見出サルナリ例ヘバ“アウ”(合達)ト云フ言葉ヲ“オー”ト云ヒ“クラウ”(食)ト云フヲ“クロー”ト發音スルガ如キハauノ合音ハoナルコトヲ示スモノニシテ。東京ノ下等社會ガ往々“ア”“イ”ノ代リニ“エー”ヲ用ヒ“アアナイ”ト云フベキヲ“アアチー”ト發音スルガ如キハaiノ合音ガeナルコトヲ示スモノナリ。左レバ言語上ノ此原始ノ法則ハ絶エズ日本ノ普通談話中ニ行ハルヲ知ルベシ

○ノ普通長音ハ日本語ノ“オー”ト同シ。此音ヲ表ハサンニハ此字ノ上ニ水平ノ短線ヲ書ス。ō是ナリ。例セバ

bōnē	ボーン	骨
cōnē	コーン	圓錐形
hōmē	ホーム	我家
rōām	ローム	サマヨフ
owē	オー	歸スル負フ
ōh	オー	嗚呼

○ノ普通短音ハ日本語ニテ“オ”ト云フト同シ(譯者曰ク短音ノ○ハ“オ”ト全ク同シト云フベカラズ“オ”ヨリ少シ“ア”ニ近クキタルカ如キ音即チ“オア”位ト思ハテ間違ナカルベシ)。此音ヲ表ハサンニハ其字ノ上ニ小曲線ヲ書ス。ō是ナリ例セバ

ón	オァン	上ニ
wōndēr	ワォンダー	驚ク
wōn	ウォン	勝ちキ
dōll	ドァル	人形
dōllar	ドァラー	弗
dōn	ドァン	キル
cōn	コァン	習フ
mōnstēr	モァンスター	怪物
hōnēst	オァネスト	正直

次ニ○ニハ短音ノu(ū)ト同キ音アリコハ短音ノaト左マテ著シ

ヲ異ナリタルニアラ子ト之ヲ日本字ニ書キ直サンコトハ到底能フベカラズ。西京ニテ製造セル紙巻煙草ニSunriseト云ヘルアリ。之ヲ製造者ハ片假名ニテ

サンライズ

ト書キ直シタレト新クテハ文字學上發音ノ規則ヨリイヘバ二箇ノ誤アルベシ第一sunハ元來“サン”ニ非スシテ“サン”ト“ソソ”トノ間ノ音ナリ新ル音ヲ書キ表ハサンニハ^ソソ_サトカ“サソソ”トカ書クヲ適當トス。第二riseノ^スハ此處ニテ發音ナラズシテ平音ナルベキ筈ナレバ“ス”ト云ハズシテ“ズ”ト云ハザルベカラズ。左レバ結局此煙草ノ名ヲ正當ニ書キ表ハサンニハ

^ソソ_サライズ(又ハ)ソァンライズ

ト云フヲ可トス。左レドモ製造者村井氏モト我中學會々員ニアフテ新バカリノ間違アリトモ左シテ管ムベキニ非シ

Uノ此短音ヲ○ニテ發スルコト屢々アル由ハ前ニノベタリ前項ノsunノ如キsonト其音ヲ均クス唯其意味ニ於テ甚キ相違アルノミ。此ノ音ハ全クuノ短音ヨリ轉ジタルモノニシテ之ヲ表ハサンニハ其字ノ上ニ一短線ヲ附スルナリō是ナリ。例セバ

són	^ソ ソ _サ ン	子息
dónē	^ダ ド _ダ ン	爲シ途グ
glóvē	^グ ロ _グ ヱ	手袋
dóvē	^ド グ _ダ	鳩
lóvē	^ロ ヱ _ダ	愛

○ハ屢々uノ短音ヲ奪ヒタルガ如ク又uノ長音(ū)ヲ奪ヘルコトハ日本語ニテ“ウー”ト云フモノト全ク其音ヲ均シクシ之ヲ表ハサニハ其字ノ下ニ二點ヲ附ス〇是ナリ例セバ

mov <u>u</u>	ムーヴ	動ク
du <u>u</u>	ドゥー	ナス
tu <u>u</u>	トゥー	マデ
tu <u>u</u> o	トゥー	ニツ

此音ニモ亦一ノ短音アリソハ日本語ニテ“グドン”ナドイヘル時ノ“ウ”ト同シ音ナリ此音ヲ表ハサンニハ其字ノ下ニ一線ヲ附ス〇是ナリ例セバ

w <u>o</u> uld	ウ <u>o</u> ッド	デアラウ
sh <u>o</u> uld	シユ <u>o</u> ッド	デアラウ
w <u>o</u> lf	ウ <u>o</u> ルフ	狼
w <u>o</u> lves	ウ <u>o</u> ルフズ	狼

最後ニハ○ハ時トシテaノ廣音(a—fallノa)ト同シ音ヲ發スルコトアリ。此音モ亦日本ノ假名文字ニハ書キ直シ得ベカラズト雖モ此音ノ次ニl又ハrノ字アルキハ其音“オー”ト殆ド相同シ。此音ヲ表ハサンニハ其字ノ上ニ山形ヲ畫ス〇是ナリ。例セバ

f <u>o</u> rk	フ <u>o</u> ーク	肉七
n <u>o</u> rth	ノ <u>o</u> ース	北
ê <u>o</u> rt	ソ <u>o</u> ースト	種類
f <u>o</u> rm	フ <u>o</u> ーム	形
g <u>o</u> rmandize	ゴ <u>o</u> ーマンダイズ	タバスギヤ

folk フoーク 人衆

サテ此次ニ講述スベキハ○ノ二重トナレルモノ(“double o”)是ヲ新ク○ガ二ツ重ナレル場合ニハ二個ノ相異ナリタル音ヲ發ス長音ト短音ト是ナリ其長音ハuノ長音ト其音ヲ同クシmovuノ○及日本語ノ“ウー”ト全ク同シ之ヲ表ハサンニハ其結合文字ノ上ニ水平線ヲ畫スoo是ナリ例セバ

t <u>oo</u>	ト <u>oo</u>	又、餘リ
gr <u>oo</u> m	グ <u>oo</u> ーム	別當, コモノ
r <u>oo</u> m	ル <u>oo</u> ーム	室
s <u>oo</u> n	ス <u>oo</u> ーン	直ニ
sp <u>oo</u> n	ス <u>oo</u> ーン	サジ
m <u>oo</u> n	ム <u>oo</u> ーン	月
l <u>oo</u> ney	ル <u>oo</u> ーニ	馬鹿ラシキ

此結合文字ノ短音ハ其字ノ上ニ一曲线ヲ畫シテ以テ之ヲ表ハス〇是ナリコハuノ短音(ü)ト其音ヲ同クシgood(グooッド)ノ“ウ”ト同シ。結合文字ニ斯ノ如キ短音アルハ甚ダ稀ニ見ル所ニシテ(何トナレバ母音ノ相重ナレルトキハ其音長クナレルコト猶 greenノooノ長キガ如クナレバナリ)或ル文字學者ノ如キハ之ニ代フルニ半母音wヲ以テセントセリ蓋シウエールス語ニ於テハ此wト云フ字屬uノ短音ト同キ音ヲ發スルコトアレド之ヲ利用シテbookヲhwkトカキlookヲlwkト書カントシタルナリ左レドモ斯ノ如キコトハ元ヨリ行ハルベクモアラナシ此企ハ其マ、廢滅ニ歸シタリ元來事實ノ上ヨリ云ヘバ此結合文字ハモト聖ク長音ヲ發シタリシモノナルガ時代ノ

英 語

ルニ從ヒイツシカ其短音ヲ生セルニ至レルナリ。(因ニ云フ
音シハ此結合文字チユートン種ノ中ニテハ皆ナ長音ナリシナリ)

サテ此短音ノ例ヲ擧ゲンニ

bōok	ブック	書物
lōok	ルック	見ル
rōok	ルック	鳥ノ類
cōok	クック	料理人
gōod	グッド	善
nōok	ヌック	隅

○若シg, th 又ハngノ前ニアルトキハ廣キ短音ヲ發ス此音aノ廣
音(ā)ノ如ク廣カラ子ドホソレニ似タリ此音ヲ表ハスベキ記號ト
テハ別ニナシ例セバ

cross	クロス	十字架
belong	ビロング	屬スル
brōth	ブローズ	吸物ノ類

サリナガラ次ノ如キ言葉ニテハoガthノ前ニアルニモ拘ラズ斯
ル廣音ヲ發セズシテuノ短音(ū)ヲ發スルナリ

mōther	モ}{ザー	母
brōther	ブラ}{ザー	兄弟

文 字

P

Alphabet 中ノ第十六字父音中ノ第十二字ニ當レルPハ唇音(labial)
トテ唯唇ノミニテ發スル音ニシテ一個ノ默音タリ委ク音ヘバ母音
ト相伴フニ非ズバ少モ音ヲ發セズ若シ syllable ノ末尾ニアルトキハ
不意ニ呼吸ヲ止ムルナリ. PハBト父音ノ對ヲナシPハ親音ヲ發
シBハ平音ヲ發ス

正當ニイヘバPニハ唯一個ノ音アルノミニシテ其音日本語ノ“パ”
行ノ音ト同ク pā pē pū pā pō ハ“パヒブスホ”ニ相當スルナリ左レド
モP若シ言葉ノ末尾ニアルトキハ日本語ノ“パ”“ピ”ナドノ如ク母
音ノ音ト伴フコトナク發音ノ終ルト同時ニ兩唇ヲ閉ヅルナリ例

pālōr	パ}{ア	青サ
pārdōn	バードン	許シ
pēa	ビー	豌豆
piēçç	ピース	キレ
puşh	プッシュ	オス
pōor	プーア	貧キ
pāy	ペー	拂フ
pālē	ペール	蒼白キ
pōlē	ポール	竿
pōet	ポエット	詩人

Pガ一語ノ中間ニアルトキハ

ōpen	オーブン	開ク
------	------	----

語

happen	ハッペン	起ル
wrāpper	ラッパー	寝衣
lāpping	ラッピング	甜メツ、
cāper	ケーパー	ヲドル

Pカ語尾ニアルトキハ

lāp	ラップ	膝
cāp	カッパ	帽子
nāp	ナップ	晝寝
sāp	サップ	木汁
cātnīp	カッタニップ	草ノ類
ādrīp	アードリップ	タシツ、
ātōp	アーツップ	上ニ

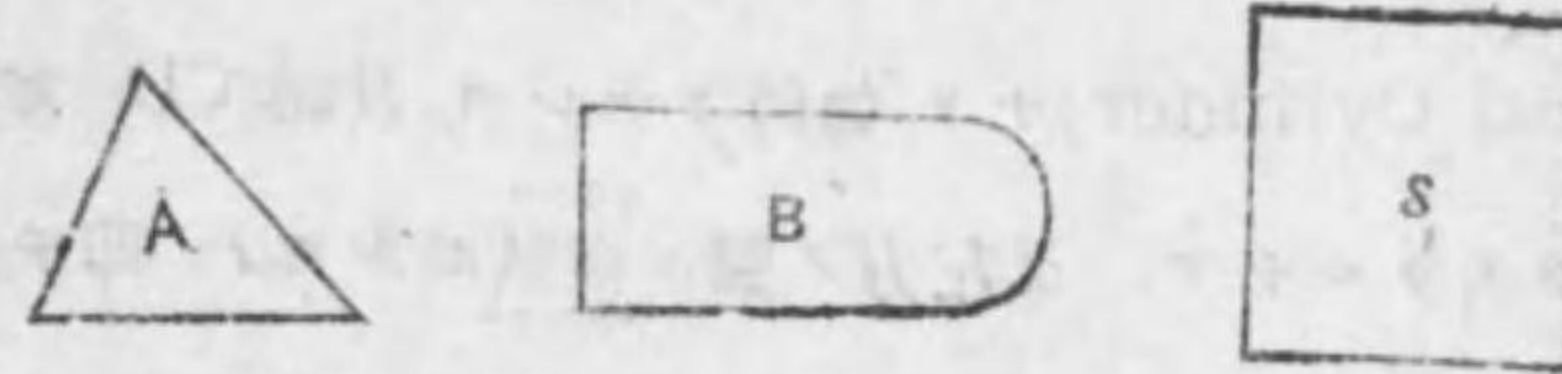
Pカ語首ニ在リテs又ハnニ先立ツトキハ音ヲ發セズ。斯テ語首ニps又ハpnヲモテル語ハ多ク希臘語ヨリ來レルモノニシテ希臘ニテハpsノ二字ヲ唯一字ニテ書キ表ハシタリ即チ

ψ (頭文字ノトキハ) φ

是レナリ本來此結合文字 psモ phiモ古代希臘ニテハ常ニ共ニ音ヲ發シタリシナレド近代英語ニ於テハ全ク音ヲ發セヌコトナリシナリ。例セバ

psālm	サーム	讚美歌
psḥāw	シヨアー	(輕蔑ヲ表ハス間投詞)
pneumatics	ニューマテ、ックス	空氣學

キハ、コレ平面形ナリ。次ノ圖ニ示ス A,B,S ハ、何レモ皆平面形ナリ。



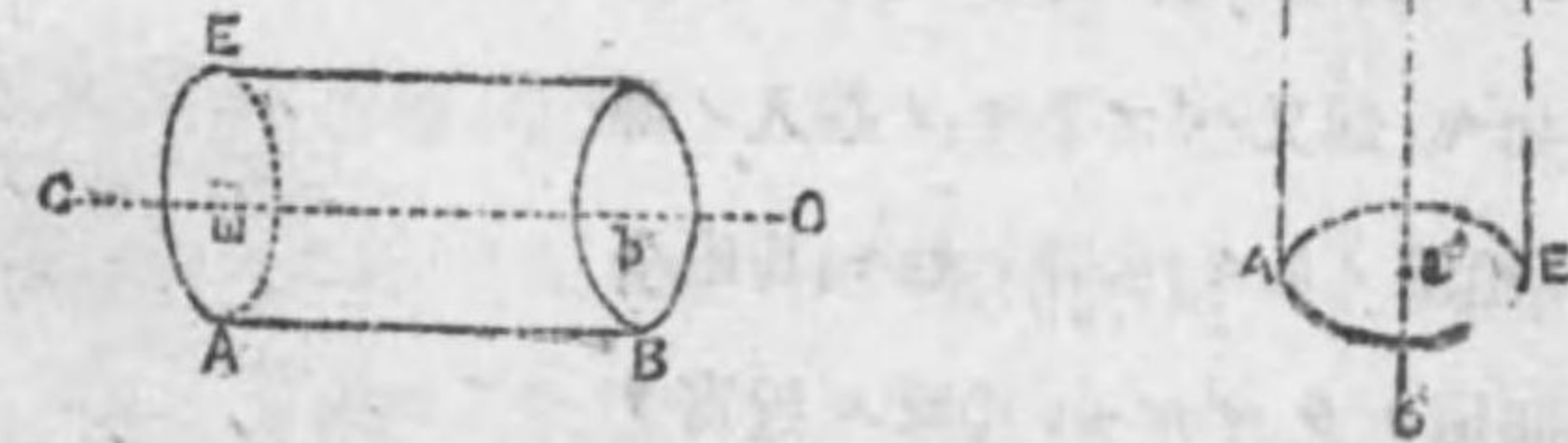
A ハ ^{トライアングル} 三角形 (Triangle) ナリ。S ハ四ツノ等シキ邊ト、四ツノ直角ヲ有ツ平面形ニシテ、コレ ^{スクエアー} 正方形 (Square) ナリ。

三角形ト正方形ト圓ハ、最モ要用ナル平面形ニシテ、幾何學ハ此等ノ圖形ノ研究ヲ以テ、其大部ヲ占ルモノトス。

立體, 圓錐, 角錐.

41. コレヨリ又前ニ續ヒテ、一直線ガ他ノ定直線ヲ回リテ轉スル場合ヲ ^{コリキリ} 攻^マセントスルニ、先ツコ^{カンバヘキハム}ハニハ、回轉スル線ガ、定直線即チ軸ニ平行スルヲ論ズベシ。

例ヘバ圖ニ於テ、線 AB ガ軸 CD ヲ回轉スルモノトス。回轉スル線ノ各^ニノ點ハ、何レモ圓ヲ成シ、其中心ハ恒ニ線 CD ノ中ニアルベシ; 而シテ AB 及



CD ハ平行スルユヘ、即チ各處皆同ヲ距離ナルユヘ、此等ノ圓皆相等シカルヘシ。

此ノ如クシテ生ゼル立體ヲ ^{エンタリ} 圓錐 ^{サイリンド} Cylinder ト稱ス。其相等シ

キ圓ノ任意ノ二ツノ中心ヲ結ビ付ル線 CD ハ其軸ナリ。二ツノ圓ハ何レモ圓^{アツ}ヲ顯ハセヒ、右方ノ圓ハ直立セルモノ、即チ垂直圓^{ペーナル} (Vertical Cylinder) ナリ、如何トナレバ、其軸 CD ガ垂直ナルユヘ斯ク名クルナリ。又左方ノ圓^{ワラツ}ハ横臥セルモノ、即チ水平圓^{ワラツ} (Horizontal Cylinder) ナリ。此ノ如ク、體ハ縦ニアルモ又横ニアルモ、其圓^{エーキ}ヲル^キハ、元ヨリ同^コ事ナリ、乃チ其體ノ位置ハ更ニ其體ノ名ニ影^{エーキ}響^キヲ及ボサズ、體ノ名ハ之ヲ形^コチ^キゾク^キル^キ形狀ノ如何ニヨルモノナリ(7款ノ(1)ヲ見ヨ)

42. 圓^コヲ通シテ其軸ニ垂直ナル徑 AE ハ、之ヲ徑ト云ヒ、而シテ徑ハ皆其長サ相等シキガ故ニ、徑 AE ト長サ AB ハ、圓^コヲ作ルニ必要ナル(且ツ充分)大サナリ。

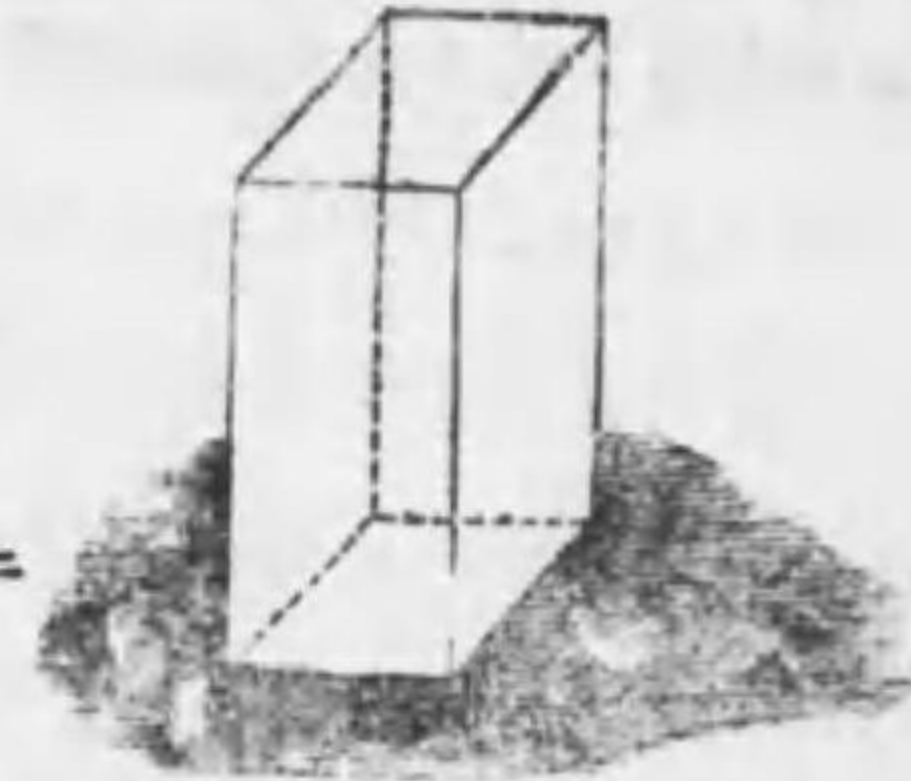
43. 圓ノ代リニ任意ノ曲線ヲ取り、AB ハ AE ニ垂直ナラズシテ、任意ノ角ヲナスキハ、以テ生ズル處ノ體ヲ圓^コ (Cylinder) ト云ヒ、而シテ前ノ圓^コハ之ヲ直立圓^コ (Right Cylinder with a Circular Base) トハ云フナリ。

44. 圓^コハ實用甚ダ多シ、煙筒ノ如キ、鍋又ハ「フリキ」ノ茶入ノ如キ、鉛筆ノ如キ、水管ノ如キ、其他全ク圓^コナラザルモ、其形ノ近寄リタルモノ少クナカラス; 又隧道ノ如キハ任意ノ圓^コノ一例ナリ。



45 若シ圓^コノ相等シキ二ツノ圓底ニ代フルニ、數多ノ直線ニ

テ圓ミタル平面形ヲ以テスレバ、圓^コハ角^コ (Prism) トナルベシ、但シ此場合ニ於テハ、二ツノ平面形ハ、相似ノ位置^コ (過ハ過ト角ハ角ト夫)ニ置カザル可ラズ、委シク云ヘバ



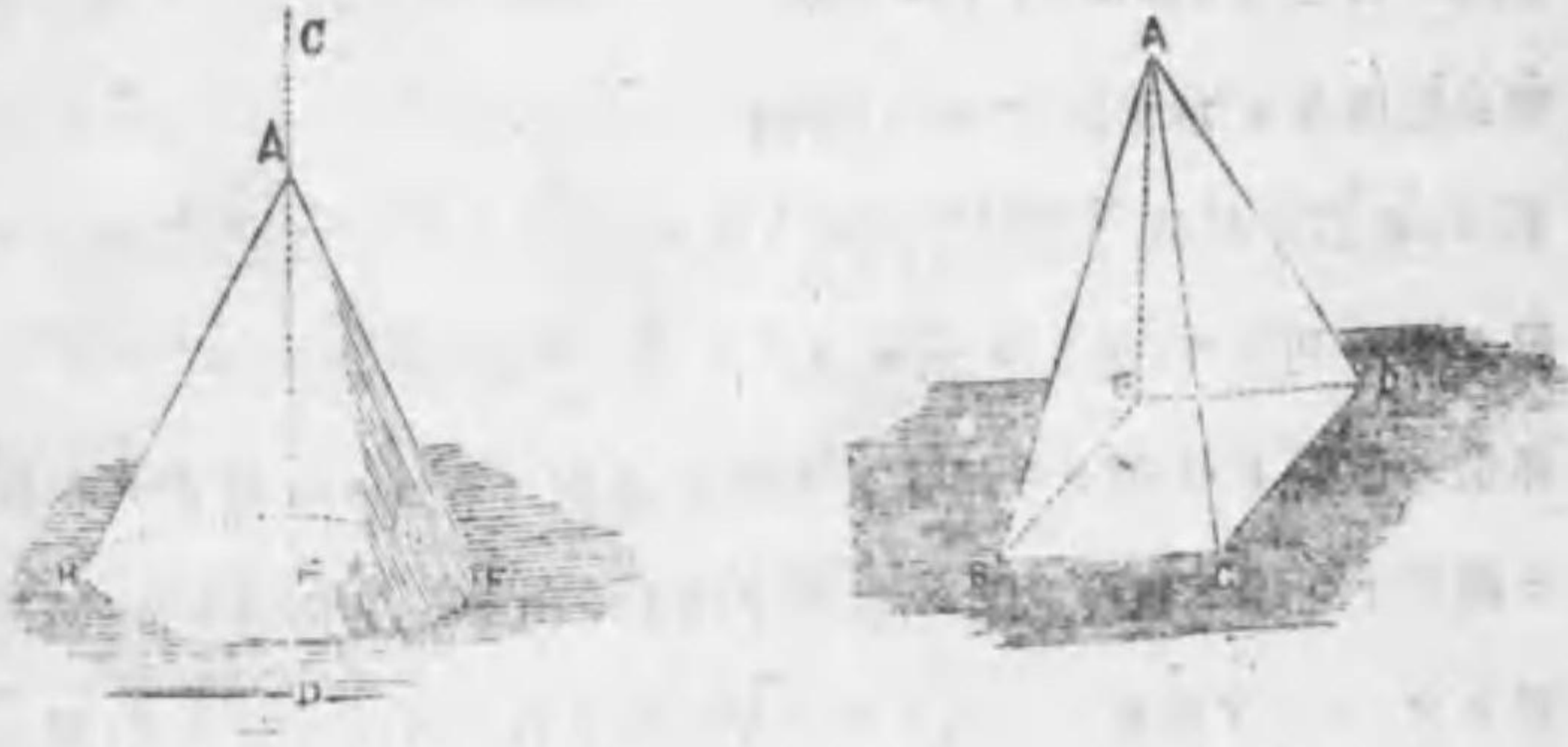
相似ノ位置トハ、順々ニ相等シキ邊ガ、相對スルヨウニ置タナリ。故ニ圓^コト角^コト相異ル點ハ、唯底ガ圓ナル代リニ、三角形トカ、四邊形トカ、スベテ直線ニテ圓ミタル平面形ヲ以テスルニ過ギズ、茲ニ圓^コヲ以テ示セルハ、四角^コ即チ四邊形ノ底ヲモツ角^コナリ。

例. 本箱ノ如キ、通例ノ室ノ如キ、煉瓦石ノ如キ、其他多クノ木製ノ箱類ノ如キモノ、日常所用ノ器具ノ如キ、角^コヲ爲スモノ少ナカラズ。

圓・錐 角錐

46. 一ツノ直線ガ、他ノ直線ヲ軸トシテ回轉スルニ、回轉スル線ガ軸ト銳角ヲ以テ交ハルキハ、其直線ノ回轉ニ由テ圓錐 (Cone) ノ表面ヲ生ズベシ(即チ次ノ左圖ノ如シ) 乃チ直線 AB ガ、軸 CD ヲ回ツテ轉ズルキハ、此直線ハ圓錐 ABF ノ表面ヲ生ズベシ。此故ニ A ヲ底ノ圓周ノ各ノ點ニ引キタル直線ハ、何レモ圓錐ノ表面ト密接スベシ。圓錐ハ又圓^コノ如ク任意ノ位置ニ置クヲ得、乃チ圖ニ於テハ、縱ニ置キタル圓錐ヲ示セヒ横ニテモ、又何レノ位置ニテモ、圓錐タルコトハ、少シモ變リアルコトナシ。而シテ圓錐ノ底ノ圓ニ代フルニ、他ノ任意ノ曲線ヲ以テスレバ、亦任意ノ錐ヲ得ベシ

然レ此本書ニ説ク處ハ、唯圓錐ニ止ルモノトス。



47. 圓錐ノ場合ニ於テ爲セシ如ク、圓錐ノ底ノ圓ニ代フルニ、直線ニテ圍ミタル平面形ヲ以テスレバ、圓錐ハ變テ角錐トナルベシ、乃チ上ノ右方ノ圖ノ如シ、但シ此圖ハ底面ハ正方形即チ四邊ヲモツ平面形ナルモノユヘコレ四角錐ナリ。

上圖ニ示セル點 A ハ、圓錐又ハ角錐ノ頂點(Vertex)ト稱ス。圓錐又ハ角錐ノ兩底ノ間ノ全面、或ハ圓錐又ハ角錐ノ頂點ト、底面トノ間ノ全面ヲ指シテ凸面(Convex Surface)ト云フ。

實際ニ於テ、圓錐又ハ角錐ヲ用ユル如ク、圓錐又ハ角錐ヲ用ユルヲナシ

圓キ塔ノ家根ノ如キハ圓錐ナリ、而シテ四角ナル塔ノ家根ノ如キ、又ハ四ツ目錐ノ如キハ角錐ナリ。

實地ニ於テ眞ノ圓錐又ハ角錐ヲナス者ハ、甚ダ少シト雖モ、圓錐又ハ角錐ニ似寄リタルモノ、或ハ圓錐又ハ角錐ノ頭ヲ截リタル如キモノハ、往々コレアリ、學生試ミニ實例十個ヲ採リテ目ルベシ。

極 限

48. 前ニ直角ヲ説明セシ(28, 9款)既ニ多少極限ノ意ヲ含メリ、今委シク之ヲ述ブレバ、28 款ノ圖ニ於テハ、左ノ方角ガ銳角ニシテ、右方ノ角ガ鈍角ナルモノヨリ、段々ト少シク變テ、左方ノ角ハ大キクナリ右方ノ角ハ少サクナリ、遂ニハ左方ノ角ガ鈍角トナリ、右方ノ角ガ銳角トナルベシ、而シテ其間ニハ勿論無數ノ銳角アリ又無數ノ鈍角モアリシナリ。然レモ左方ノ角カ銳角ヨリ鈍角ニ移ルノ際即チ左方ノ角カ右方ノ角ヨリ少クナリシトヨリ、左方ノ角ガ右方ノ角ヨリ大ナル者ニ移ル中ニ、左方ノ角俱ニ相等シキモノ唯一ツ[即チ其時ハ直角]アリ、乃チ直角ハ此等ノ銳、鈍二角ノ界限即チ極限ナリ。

今次ニ各種ノ圓錐ガ、同外極限ヲモツ場合ヲ示スベシ。

46款ノ左方ノ圖ニ於テ、次第ニ高サヲ増ス圓錐アリト想像スベシ、乃チ圓錐ノ頂點ハ、EAヲ引キ延バセシ線中ニ於テ、Eヨリ段々ト遠ザカルモノトスレバ、頂點ガEヨリ遠ザカレバ遠ザカル程表面ノ線BA, FA等ノ如キハ、段々ト軸EAニ平行ノ有様ニ近寄ルベシ、而シテ頂點ガEヨリ無窮ノ處ニ達セシ時ハ、BA, FA等ハ眞ニEAニ平行スルニ至ルベシ、而シテ其時ハ圓錐ハ變テ圓錐トナル、故ニ圓錐ハ圓錐ノ頂點ガ、其底面ヨリ無窮遠ノ距離ニ達シタル處ノ極限ノ場合ナリ。

又Aガ段々トEニ近寄ルルハ、圓錐ハ段々ト平クナリ、遂ニAガEニ墜チ來ルルハ、圓錐ハ一ノ平面トナリ、恰モ37款ニ於テ

生ゼシ平面ノ場合ノ如クナルベシ。故ニ圓錐ノ頂點ガ段々ト底面ニ近寄タル處ノ極限ハ一ノ平面トナルベシ、

此ニ由テ圓錐ト平面ハ、圓錐ノ高サガ、段々ト増減セシ極限ト見ルヲ得ベシ。

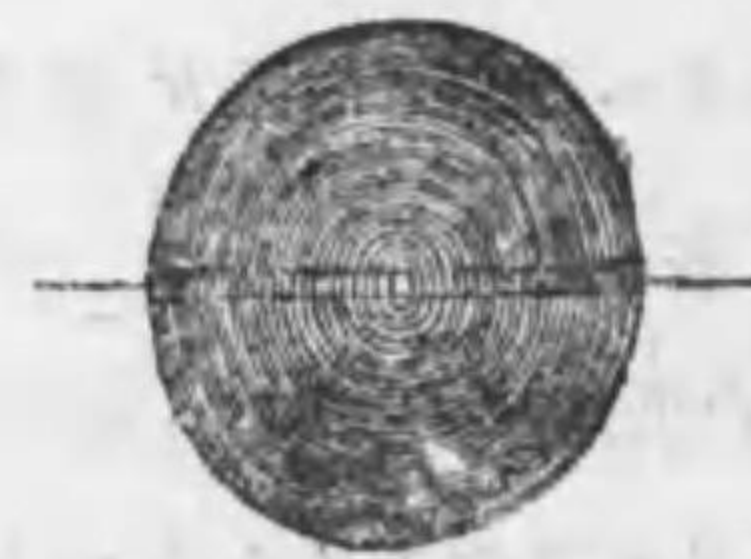
球 環

49. 是迄説明セシ表面ハ、一直線ノ運動ニ由テ生ゼシ表面ナルガ故ニ、其表面上ニ於テ一定ノ方向ニ無數ノ直線ヲ引クヲ得ベシ。コレヨリ説カント欲スル表面ハ、曲線ガ運動シテ生ゼシ表面ニ限ルベシ、故ニ勿論其面上ニ直線ヲ引クヲ得ズ。

茲ニ論ズル曲面ハ、唯圓ガ其軸ヲ回轉シテ生ゼルモノノミニ限ルベシ

50. 五拾錢銀貨又ハ貳錢ノ銅貨ヲ

取り、其縁邊ニ於テ正反對ノ二點ヲ「ピヤ」(針)ニテ止メ、圖ノ如クシテ、之ヲ速カニ回轉セシムレバ、玉ノ如



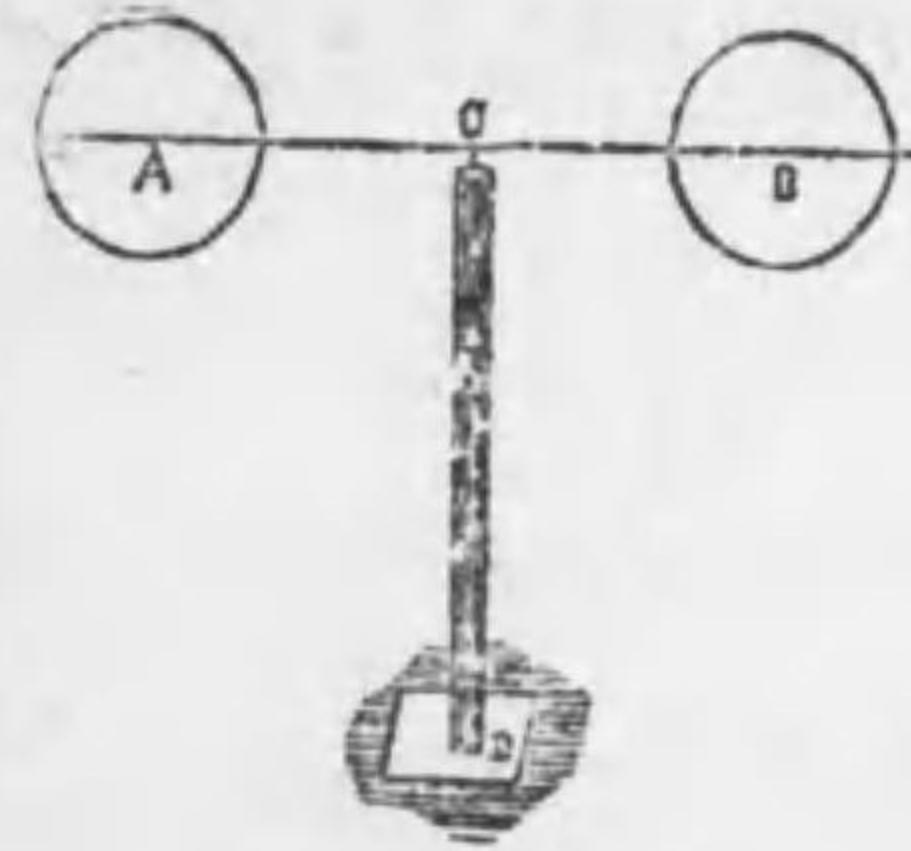
キ形狀ヲ呈スベシ。此ニ由テ圓ガ其徑ノ任意ノ一ヲ回テ轉ズレバ、球ヲ生ズルヲハ、如何ナル意味ナルカタ明了ニスルヲ得ベシ。

球ヲ形ヲヅクリシ方法ヨリ考フレバ 其表面ノ各ノ點ヨリ等距離ニ一ノ中心アルヲ明カナリ、而シテ此中心ハ 球ヲ生ゼシ圓ノ中心ニ同キヲモ亦明カナラン。此ニ由テ球ノ徑ハ、又之ヲ生ゼシ圓ノ徑ニ等シク、且ツ徑ハ何レノ向キニ引クモ亦互ニ相等シキヲモ

亦明了ナラン。

例。球ノ例ヲ實物ニ就テ述ブレバ、固ヨリ少ナカラズ、小供ノ持ッ鞠ノ如キ、其他果物ニモ亦球狀ヲナスモノ少ナカラズ；地球ノ如キモ殆ド球狀ヲナシ、而シテ天體(日、月、星)ハ大概皆球狀ヲナス。球ノ半分ヲ半球(Hemisphere)ト云フ。

51. 次圖ニ示ス如ク、A 及ヒ B ハ二ツノ相等シキ薄キ丸キ板トシ、之ヲ細キ竿 AB ニ結ビシ、而シテ此竿ハ直立セル臺 CD ノ上ニ置キ、C ハ AB ノ中點ニシテ、



AB ハ C ヲ回ツテ、非常ナル速度ヲ以テ回轉スルヲ得ル如ク裝置スベシ。若シ此丸キ板ヲ光輝アル様ニ彩色スレバ、此板ガ非常ニ速カニ回轉スルキハ、此回轉ニ由リテ水平ノ位置ニ環ヲ生スベシ。乃チ右方ノ圖ハ、此ノ如クシテ生ゼシ環ノ外觀ヲ示セルナリ。此環ヲ直角ニ截ルルハ、其截リ口ハ皆圓ナルベシ；(但シ斜メニ截レバ玉子ナリ、瓢箪ナリ、又ハ種々ノ形ヲナス)

又之ヲ水平ニ截レバ、其截リ口ハ蛇ノ目ノ紋(加藤清正ノ紋ノ如シ)ノ形ヲナス。

例。金屬製ノ環ノ如キ、釜敷ノ如キ、是レナリ。

是迄述べタルヲ總括スレバ

- (1) 平面トハ如何ナルモノナルカ。且ツ平面ヲ生ズル數様ノ
ヲ述ベヨ。(2) 平面ノ例十個ヲ舉ゲヨ。(3) 平面ノ特性ハ如何。法
(4) 大工ガ削リタル板ノ面ノ平カナルヤ否ヤヲ試驗スル法ハ如何
(5) 圖形トハ如何。又平面圖形トハ如何。(6) 圓塙ト角塙トノ區
別如何。(7) 任意ノ塙ノ例ヲ示セ。(8) 圓錐ト角錐トノ區別如何
(9) 圓錐ノ凸面トハ如何。(10) 極限ノ意味ヲ詳述セヨ。(11) 球ト
環トヲ説明セヨ。(12) 環ヲ種々ノ方法ニテ截リ、一々其截リ口ヲ
畫ク。

第二編

測法及ヒ書法

器具及ヒ其運用

52. 古語ニ曰ク、^{ヒヤクノアンイツクニシカズ}百聞不如一見^(百度聞キテモ一度見)ト、此コトハ實
ニ幾何學ニ取リテ^{ネリテ}値打アル言ナリ。幾何學ヲ研究スルニハ、其研
究スル處ノ圖形ヲ畫ク^ハ極メテ緊要ナルコトナリ。乃チ圖形ヲ畫
クハ、管ニ圖形ヲ見ルノミナラズ、自ラ之ヲ作ルガ故ニ、此圖形
ヲ充分ニ知ルコトヲ得レバナリ。

然レモ圖形ヲ正シク畫カント欲セバ、能ク畫カント欲スル物ノ
大サ、形及ヒ位置ヲ知ラザルベカラズ、

53. 畫カント欲スル物ノ大サ及ヒ位置等ハ、之ヲ測リテ以テ知
ルコトヲ得ベシ、然レモ^{エフ}實物ハ大概大キスキルユヘ、之ヲ縮メテ^{テヒ}適宜

算術講義 第五 長澤龜之助

諸等數の續き

貨幣

77. 貨幣は基本單位を圓と云ひ其補助單位との關係は次の如し。

$$\begin{array}{l} \text{圓} \quad \text{錢} \quad \text{厘} \\ 1=100=1000 \\ 1=10 \end{array}$$

壹厘ノ十等分ノ一ヲ毛、一毛ノ十等分ノ一ヲ絲ト云フコトアリ稀レニ用フルモノニシテ通常金錢ノ授受ハ厘位ニ止ル。

貨幣ハ主ニ金銀銅ヲ以テ鑄造ス。本邦ニテハ金貨ニ貳拾圓、拾圓、五圓ノ三種アリ銀貨ニハ五拾錢、貳拾錢、拾錢ノ三種アリ又白銅貨ニハ五錢ノ一種、青銅貨ニハ壹錢及ビ五厘ノ二種アリ。

コノ外、從前ヨリ發行ノ貳拾圓、拾圓、五圓、貳圓、壹圓ノ金貨ハ新定貨幣ノ倍位ニ通用シ又從前發行ノ五錢銀貨幣及ビ銅貨幣ハ從前ノ通リニ通用シ又小額ノ収支ニハ貳厘ヲ價スル寛永波錢壹厘ヲ價スル寛永錢壹厘五毛ヲ價スル文久錢ノ通用スルアリ。

78. 貨幣ノ品位ありその所謂品位と

は其中に含有したる純金、又は純銀との混合物との割合を云ふ。

例へば金貨ニ於テ品位 0.9 ト云へば純金 9 トノ混合物 1 トノ割合ト云フコトナリ。

本邦貨幣ノ品位ハ、 一千分ニ付キ、

- | | | |
|-----------|-----------|-------------|
| I. 金貨幣 | 純金九百分、 | 參和銅一百分。 |
| II. 銀貨幣 | 純銀八百分、 | 參和銅二百分。 |
| III. 白銅貨幣 | にげる二百五十分、 | 參和銅七百五十分 |
| IV. 青銅貨幣 | 銅九百五十分、 | 錫四十分、 亞鉛十分。 |

又貨幣ノ量目ハ次ノ如シ、

- | | |
|--------------|----------------------------------|
| I. 貳拾圓金貨幣 | 四匁四四四四 = 十六 ^{グラム} 五六六五。 |
| II. 拾圓金貨幣 | 二匁二二二二 = 八五三三三三。 |
| III. 五圓金貨幣 | 一匁一一一一 = 四五一六六六。 |
| IV. 五拾錢銀貨幣 | 三匁五九四二 = 十三五四七八三。 |
| V. 貳拾錢銀貨幣 | 一匁四三七七 = 五五三九一四。 |
| VI. 拾錢銀貨幣 | 〇匁七一八八 = 二五六九五五。 |
| VII. 白銅貨幣 | 一匁二四四一 = 四五六六五四。 |
| VIII. 壹錢青銅貨幣 | 一匁九〇〇八 = 七五二二八〇。 |
| IX. 五厘青銅貨幣 | 〇匁九五〇四 = 三五五六四〇。 |

金貨ハ其高ニ制限ナク法貨トシテ通用シ銀貨ハ拾圓マデ白銅貨、及ビ青銅貨ハ壹圓マデヲ限リ法貨トシテ通用ス依テ銀貨、白銅貨、及ビ青銅貨ハ此制限ヲ超ユルトキハ拒絕スルコトヲ得、但請方、拂方ニ於テ合意上ナラバ此制限ヲ超ヘテ授受スルトモ固ヨリ妨ゲナシ。

[講談] 貨幣ニハ本位ト補助トノニツアリ本位貨幣トハ貨幣ノ標準トナルモノニシテ補助貨幣トハ本位貨幣ノ通用ヲ補助スルニ止マリ授受ノ額ニ制限アルモノヲ云フ。金貨ヲ以テ本位貨幣トシ銀貨ハ單ニ補助貨幣トシテ使用スル國ヲ金貨國ト云ヒ銀貨ヲ以テ本位及ビ補助貨幣トスル國ヲ銀貨國ト云フ。本邦ハモト金貨ヲ以テ本位トスルノ制ヲ立テシガ漸次ニ金貨ハ減少シテ事實上、銀貨國タルノ有様ヲ呈出スルニ至レリ乃チ壹圓ト云へば銀貨壹圓ノコトニシテ金貨ニハ金貨相場ナルモノヲ生ジ壹圓金貨ノ價格ハ壹圓ニアラズシテ一般諸物價ノ如ク時々昂低アリ然ルニ明治三十年十月ヨリ全ク金貨國トナレリ。

金貨ノミカ又ハ銀貨ノミチ以テ本位トスル國ハ單本位ノ邦ト云ヒ又金貨ト銀貨トノニツテ本位トスル國アリコレ複本位ノ邦ナリ本邦ハ現ニ金貨單本位ノ邦ナリ。英國ノ如キハモト複本位ノ邦ナリシガ西曆千八百十六年以來金貨單本位ノ邦トナレリ。印度ノ如キハ現ニ銀貨單本位ノ邦ナリ。又佛國ノ如キハモト複本位ノ邦ナリシガ西曆千八百七十一年ニ獨逸國ニテ金貨單本位トナリシトキ亦金貨單本位ノ制ヲ採ルニ至レリ。

時 間

79. 時間は日を以て基本單位とし次

表の如し。

年	月	週	日	時	分	秒			
1=12	=	365	=	8760	=	525600	=	31536000	平年
		366	=	8784	=	527040	=	31622400	閏年
1=	7=	168	=	10080	=	604800			
	1	24=	1440=	86400					
		1=	60=	3600					
			1=	60					

時間ハ正子ニ始マリ又正子ニ終ルモノトス而シテ正子ヨリ正午マデヲ午前ト云ヒ正午ヨリ正子マデヲ午後ト云フ。

一年ノ内、一月三月五月七月八月十月十二月ヲ大ノ月ト云ヒ三十一日ヲ含ミ四月六月九月十一月ヲ小ノ月ト云ヒ三十日ヲ含ム而シテ二月ハ平年ニアリテハ二十八日、閏年ニアリテハ二十九日ナリ。

[注意] 曆年ハ一月一日ニ始マリ十二月三十一日ニ終ル而シテ或特別ノ月ヲ指サズ單ニ月ト云ハバ三十日トス。

[平年閏年ノ區別] 神武天皇即位紀元ノ年數ノ四ニテ割リ切レル年ヲ閏年トス、但紀元年數ヨリ六百六十ヲ減ジテ百ヲ以テ割リ切レルモノハ百ニテ割リ其商ガ更ニ四ニテ割リ切レザル年ハ平年トス。

[講談] 日トハ平太陽日ナリ一太陽日トハ正午ヨリ次ノ正午マデノ時間ナリ。委シク云ハバ某地ノ一日トハ引キ續キテ二回太陽ガ其地ノ子午線ヲ經

過スル間ナリ。然レドモ此時間ノ長サハ恒ニ同ジカラザルユエ一年中ノスベテノ太陽日ヲ平均シ之ヲ平太陽日ト名ク即チ通俗時ナリ。一太陽年ハ平太陽日ヲ三百六十五ト小数二四二二四ニダケテ合ム即チ殆ムド三百六十五日ト四分ノ一ナリ。是故ニ通俗年ヲ太陽年ト大差ナカラシメムガ爲ノ第一第二第三年ヲ各、三百六十五日トシ第四年ヲ三百六十六日トス之ヲ閏年ト云ヒ四ニテ除盡シ得可キ數ナリ[西曆紀元ノ年數ヲ四ニテ除盡シ得可キ數ニ當ル年ハ閏年トス。我紀元年數ハ西曆紀元年數ニ先ツコト六百六十ニシテ六百六十ハ四ニテ割リ切レル數ナルユエ我紀元年數ノ四ニテ割リ切レル數ニ當ル年ハ閏年ナリ]之ヲ「じゆりやす」ノ改正ト稱シ「じゆりやすしーぎる」ノ改正スル處ナリ。然ルニ此法ニ於テハ四百年ニ百日ヲ挿入スルニ至ル然レドモ其實ハ $.242242 \times 400$ 即チ 96.8968 即チ殆ムド 97 ナリ。故ニ一世紀[百年]ノ數ヲ四ニテ除盡シ得可キトキハ之ヲ閏年トシ然ラザルモノハ之ヲ平年トス委シク云ハバ四年目毎ニハ一ツノ閏年ヲ置キ百年目ニハ閏年ヲ廢シ四百年目毎ニハ閏年ヲ置クナリ例ハバ千七百年、千八百年、千九百年ハ閏年ナラズ二千年ハ閏年トスルガ如シ之ヲ「ぐれごりー」ノ改正ト稱シ法

王「ぐれごり」第十三世ノ改正スル處ナリ[我紀元年數ハ西曆紀元年數ニ先ツコト六百六十ナルヲ以テ「ぐれごり」ノ改正ヲナスニハ我紀元年數ヨリ六百六十ヲ先キニ減ズ可シ]

前號の答解

1. $33-12=21$ ハ生レタル年ヲ除キ次ノ年ヨリ明治三十三年マテノ年數ナリ。故ニ $21+1=22$ 年ヲ答トス。

2. 甲ガ3圓ヲ取ル毎ニ乙ハ2圓ヲ取ルヲ以テ $3+2=5$ 圓ノ内ニ $\frac{1}{5}$ 甲ハ3圓、乙ハ2圓ヲ取ルナリ。

然ルニ $100 \div 5 = 20$ 即チ100圓ハ5圓ニ20倍スルヲ以テ、甲ノ取り高ハ3圓ノ20倍、乙ノ取り高ハ2圓ノ20倍ナリ、故ニ 甲 $= 3 \times 20 = 60$ 圓、乙 $= 2 \times 20 = 40$ 圓。答。

3. 甲ノ得分ヲ3單位ト見、乙ノ得分ヲ2單位ト見ルトキハ題意ニ適ス可シ。

然ルトキハ甲ト乙トノ得分ノ和ハ5單位トナルユエ、50圓ヲ5單位ニテ表ハサムニハ1單位ハ $50 \div 5 = 10$ 圓ナルベシ。故ニ 甲ノ得分ハ $10 \times 3 = 30$ 圓、乙ノ得分ハ $10 \times 2 = 20$ 圓。答。

4. 謙信ハモト8000人ノ師ヲ率ヰテ而シテ出陣ノ後、軍勢大ニ増加セリ、但ソノ増加セシ數ハ8000人ヨリ多キコト8000人ノ16倍ト6000人ナリキ、故ニ増加セシ數ハ8000人ノ17倍ト6000人ナリ、故ニ謙信ノ軍勢ハ8000ノ18倍ト6000人ナリ。

故ニ $8000 \times 18 + 6000 = 150000$ 、即チ十五万人ナリ。答。

5. 本題ハ2ト同シ意味ナリ。

$630 \div (8+6+7) = 30$ 、 \therefore 甲 $= 30 \times 8 = 240$ 圓

乙 $= 30 \times 6 = 180$ 圓、丙 $= 30 \times 7 = 210$ 圓。答。

6. 此人ハ毎年ノ費用700圓ヲ6年間ツツクレバ其費用ハ 700×6 圓ナリ。而シテ次ノ四年間ハ500圓ツツ費シタルユエ其費用ハ 500×4 圓ナリ。

依テ前後 $6+4$ 即チ10年間ニ費シタル金ハ $700 \times 6 + 500 \times 4$ 即チ6200圓ナリ。コレ10年間ノ収入ニ等シキユエ一年間ノ収入ハ $6200 \div 10 = 620$ 圓ナリ。答。

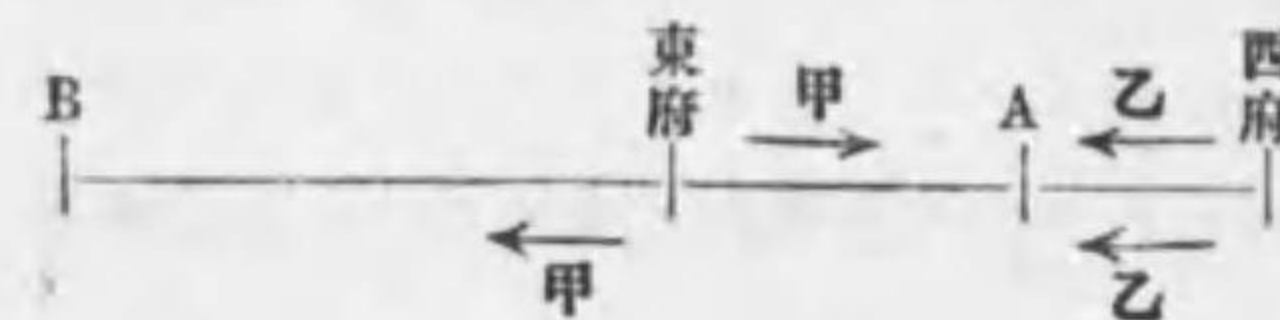
7. 甲ハ一日ニ12里、乙ハ一日ニ14里ヲ歩ムユエ、

甲ト乙トハ一日歩行スレバ近寄ルコト $12+14$ 即チ26里ナリ。故ニ312里ハ幾日ニテ歩行スルカヲ求ムレバ所要ノ日數ヲ得ベシ。即チ $312 \div 26 = 12$ 日。答 12日。

乃チ甲ト乙トハ出發後12日ニテ出會フガ故ニ東府ヨリ出會フ處マテノ距離ハ甲ガ12日間ニテ歩ミタル里數即チ $12 \times 12 = 144$ 里ナリ。答 144里。

8. 甲ハ一日ニ12里、乙ハ一日ニ14里ヲ歩ムユエ、一日歩ムバ乙ハ甲ニ近クコト $14-12=2$ 里ナリ。故ニ 甲乙各、ガ $312 \div 2 = 156$ 日間歩ムトキハ乙ハ甲ヨリ312里歩ムベシ。即チ其時乙ハ甲ニ追ヒ付キタルナリ。故ニ所要ノ日數ハ百五十六日トス。答。

[注意] 前題ト本題トニ少シク觀察ヲ下ス可シ。



前題ニ於テハ甲ト乙トハ相向テ歩行スルユエ、甲乙各、ノ一日ノ歩行里數ノ和ニテ、東西兩府ノ距離ヲ除シ出發ヨリ出會フマテノ日數ヲ得タルナリ乃チ之ヲ算式ニテ記スレバ

$$312 \div (14+12) = 12.$$

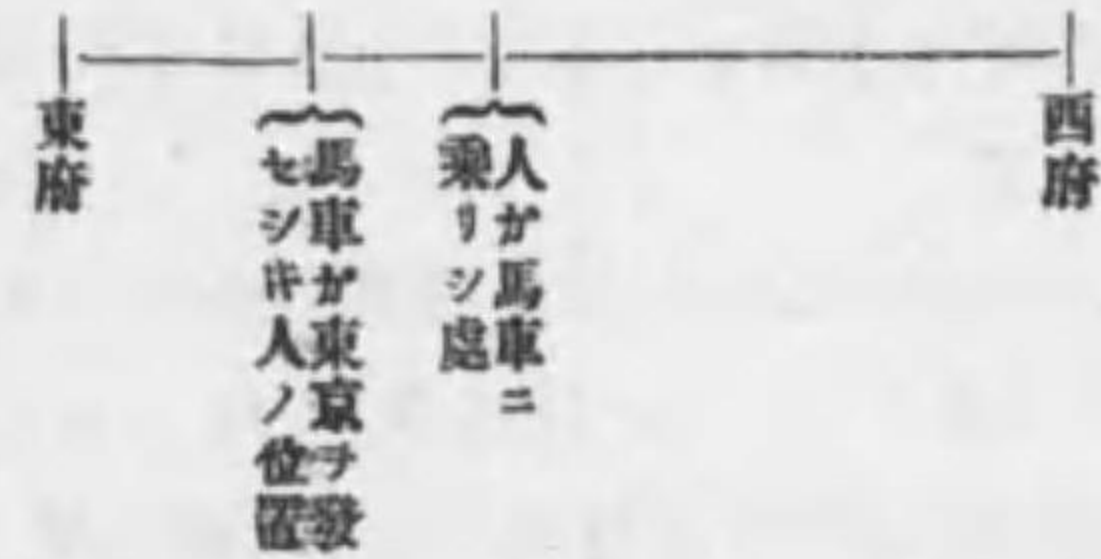
又本題ニ於テハ甲ト乙トハ同ジク東方ニ歩行シ且、乙ハ甲ニ後ルレドモ乙ノ毎日歩行スル里數ハ甲ヨリモ多キユエ、若干日ニテ乙ハ

甲ニ追ヒ付クべく而シテ其出發ヨリ追ヒ付ク迄ノ日數ハ乙ト甲トノ毎日歩行スル里數ノ差ニテ東西兩府ノ距離ヲ除シテ之ヲ得ベシ即チ之ヲ算式ニテ記スレバ

$$312 \div (14 - 12) = 156.$$

按ズルニ此二問題ニ於テ相異ナル點ハ甲ハ東府ヨリ西府ニ向ハズシテ、東方ニ向ヒタルノ一事ニシテ、其他ハ二ツノ問題ニ於テ更ニ異ナル處ナシ。故ニ算式モ亦全ク相同シク唯14ニ12ヲ加フル處ヲ14ヨリ12ヲ減ズルダケノ相異アリトス。コレ二ツノ問題ニ於テ乙ノ歩行スル方向ハ前後相同シクレドモ甲ハ其歩行スル方向前後相反スルニ由ル。學生能ク此異同ヲ觀察注目スルトキハ同種ノ問題ニ於テ一題ヲ解トクトキハ十題二十題ヲ解クモ亦難カラズ。

9.



馬車ガ東府ヲ發セシトキハ人が東府ヲ發セシトキヨリ一時間後ニシテ人ハ毎時2里ヲ歩行スルユエ馬車ガ東府ヲ發スル際ニハ人ハ馬車ヨリモ2里先キニアリ。故ニ馬車ガ出發後、人ニ追ヒ付クマテノ時間ハ如何ニト問フニ馬車ハ毎時、人ヨリモ早キコト6-2即チ4里ナルユエ一時間馳スルトキハ人ヨリモ4里多ク進ムベシ。故ニ半時間ノ後ハ人ヨリモ2里多ク進ムベシ。故ニ馬車ハ出發後、半時間ニシテ人ニ追ヒ付ク可シ。

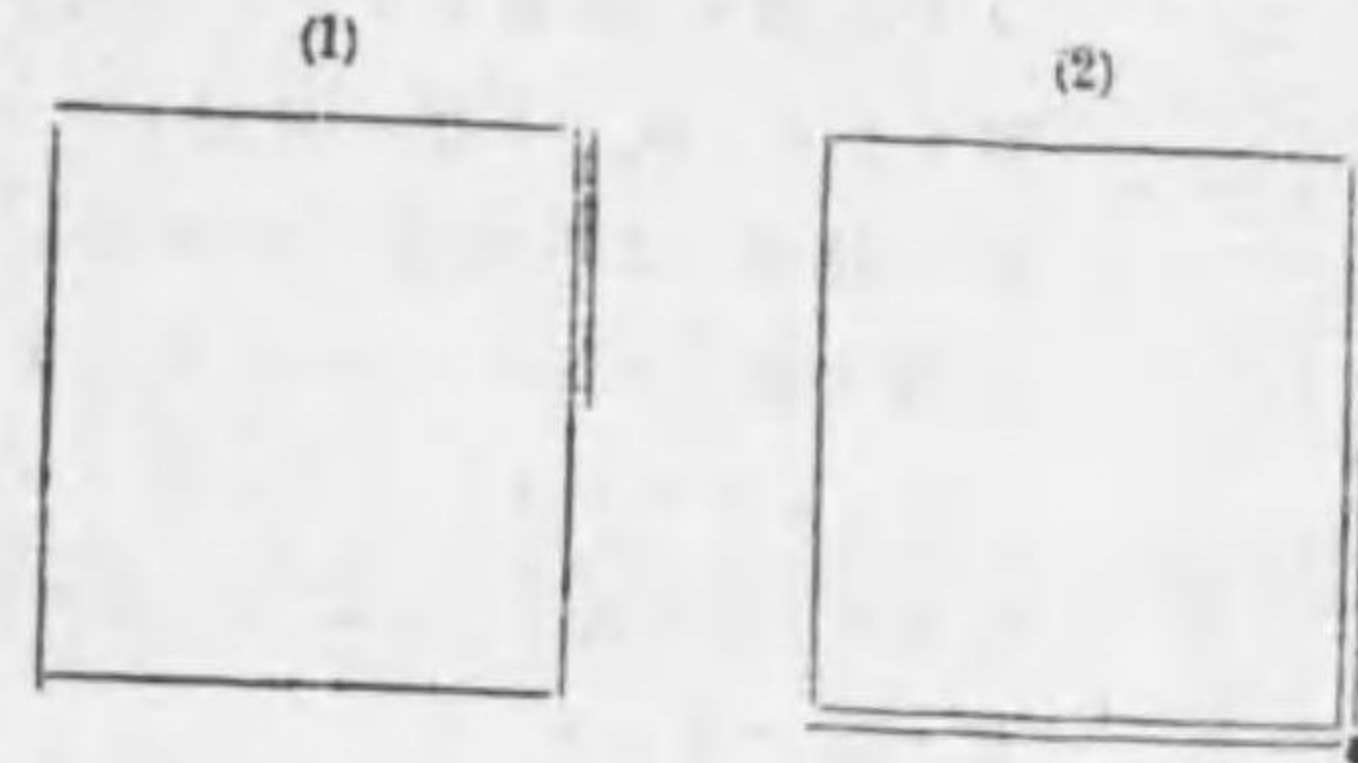
故ニ東府ヨリ、人が馬車ニ追ヒ付カレ且、之ニ乘リシ處マテハ3里ナリ而シテ人ハ馬車ニ乘リ2時間ニテ西府ニ達セシユエ馬車ニ乘リテ行キシ距離ハ 6×2 即チ12里ナリ。

故ニ東西兩府ノ距離ハ $3 + 12$ 即チ15里ナリ。答。

[注意] 本題ハ前題ヨリ少シク題文ヲ變更シタルニ過ギズ乃チ本題ニ於テ人ガ馬車ニ乘リテ2時間行キシコトヲ省クトキハ他ハ前

題ト少シモ異ナルコトナシ。

10. 此兵卒ノ總數ヲ正方形ノ陣ニ列アルニ、59人餘ルト云フユエ之ヲ圖解ニテ示サバ(1)ノ如ク正方形[四角]ニ列ベタル上ニ尙、側



面ニ列アルコト(1)圖ノ如クスベシ。

然ルトキハ尙、此人數ニ84人ダケ増サバ(2)圖ノ如ク一側多キ正方形ノ陣トナルユエ、59人ト84人トヲ合セタルモノ即チ $59 + 84$ 即チ143人ハ(2)圖ノ \square ヲ表ハス可シ。依テ此 \square ヲ角ノ一人ヲ引キ去ルトキハ即チ $143 - 1 = 142$ ハ \square ヲ表ハスベシ即チモトノ正方形ノ陣ノ一面ニ列アル人數ノ二倍ナリ。

依テ $(59 + 84 - 1) \div 2 = 71,$

即チ71人ハモトノ正方形ノ陣ノ一面ニ列アル人員ナリ。

故ニモトノ正方形ノ陣ニ充實スル人員ハ 71^2 即チ5041人ナリ。

故ニ之ニ59人ヲ加フレバ兵卒ノ總數5100ヲ得ベシ。答。

諸等通法

80. 諸等通法とは諸等數を單名數に化する法を云ふ。

[例1] 五里十七町二十五間二尺ヲ尺數ニ化セヨ

[演算]

$$\begin{array}{r} 5 \\ \times 36 \\ \hline 30 \\ 15 \\ \hline 180 \\ + 17 \\ \hline 197 \\ \times 60 \\ \hline 11820 \\ + 25 \\ \hline 11845 \\ \times 6 \\ \hline 71070 \\ + 2 \\ \hline 71072 \text{ 答} \end{array}$$

[説明] 1里ハ36町ナルヲ以テ5里ハ36町ノ5倍、即チ180町ナリ之ニ17町ヲ加ヘ197町トナル。次ニ1町ハ60間ナルヲ以テ197町ハ60間ノ197倍、即チ11820間トナル之ニ25間ヲ加フルトキハ11845間トナル。次ニ1間ハ6尺ナルヲ以テ11845間ハ6尺ノ11845倍、即チ71070尺トナル之ニ2尺ヲ加ヘ71072尺ヲ得テ答トス。

[例2] 三十七度四十八分二十七秒ヲ度、及ビ度ノ小數ニ化セヨ。

[演算] $60 \overline{) 27} .45$

$$\begin{array}{r} 60 \overline{) 48.45} \\ \underline{.8075} \\ 37.8075, \text{ 答} \end{array}$$

[説明] 1分ハ60秒ナルヲ以テ27秒ハ27ヲ60ニテ割リ.45分トナル之ニ48分ヲ加ヘ48.45分ヲ得。次ニ1度ハ60分ナルヲ以テ48.45分ハ48.45ヲ60ニテ割リ.8075度トナル之ニ37度ヲ加ヘ答トス。

諸等通法の問題

1. 三里十六町十八間ヲ尺數ニ化セヨ。
2. 二日十五時二十九分四十三秒ヲ秒數ニ化セヨ。

3. 二十三町八段五畝十二歩ヲ步數ニ化セヨ。
4. 三十二度三十二分三十二秒ヲ秒數ニ化セヨ。
5. 十五町六段八畝九歩ヲ町、及ビ其小數ニテ示セ。
6. 二十一時三十八分十五秒ヲ時、及ビ其小數ニテ示セ。
7. 十二度四十八分九秒ヲ度、及ビ度ノ小數ニテ示セ。
8. 十二里十三町三十一間一尺七寸七分六厘ヲ里、及ビ其小數ニテ示セ。
9. 一日ハ幾秒ニ等シキカ。
10. 春分ヨリ春分マテハ三百六十五日ト四十八分四十八秒アリ之ヲ日、及ビ其小數ニテ示セ。

諸等命法

81. 諸等命法とは單名數を諸等數に化する法を云ふ。

[例1] 時間ノ22847秒ヲ諸等數ニテ示セ。

[演算] $60 \overline{) 22847} \text{ 秒}$

$$\begin{array}{r} 60 \overline{) 380} \text{ 分} + 47 \text{ 秒} \\ \underline{6 \text{ 時} + 20 \text{ 分}} \\ \text{答 } 6 \text{ 時} 20 \text{ 分} 47 \text{ 秒} \end{array}$$

[説明] 22847秒ハ之ヲ60ニテ割リ380分ト47秒トナル。380分ハ之ヲ60ニテ割リ6時ト20分トナル。

[例2] 五里ト小數六七八五ヲ諸等數ニテ示セ.

[演算]

$$\begin{array}{r} 5.6785 \\ \times 36 \\ \hline 40710 \\ 20355 \\ \hline 24.4260 \\ \times 60 \\ \hline 25.560 \\ 6 \\ \hline 3.36 \end{array}$$

[説明] 1里ハ36町ナルヲ以テ里ノ小數部 .6785ニ36ヲ掛ケ24町ト小數.426ヲ得、次ニ1町ハ60間ナルヲ以テ町ノ小數.426ニ60ヲ乘シ25間ト小數.56ヲ得、終リニ1間ハ6尺ナルヲ以テ間ノ小數部.56ニ6ヲ乘シ3尺ト小數.36即チ3尺3寸6分ヲ得.

答 5里24町25間3尺3寸6分.

諸等命法の問題

1. 角度ノ896002秒ヲ諸等數ニ化セヨ.
2. 589374尺ヲ里程ノ諸等數ニ化セヨ.
3. 32506秒ヲ時間ノ諸等數ニ化セヨ.
4. 1920865歩ヲ諸等數ニ化セヨ.
5. 十二里ト小數七六五ヲ里程ノ諸等數ニ化セヨ.
6. 二十四時間ト小數六二二八ヲ時間ノ諸等數ニ化セヨ.
7. 十五町歩ト小數七八五ヲ諸等數ニ化セヨ.
8. 三十九度ト小數二三七五ヲ度分秒ニテ示セ.

諸等加法

82. 諸等數を加ふる法は次例より了

解すべし.

[例1] 二里八町五十間ニ三里三町三間ヲ加ヘ其結果ニ五里二十一町四間ヲ加ヘヨ.

[演算]

里	町	間	[説明]
2	8	50	2里8町50間ト3里3町3間ト5里21町4間トヲ相重テ書キ同項ニシテ同位ヲ相重ナラシメ各項ヲ別別ニ加フレバヨシ.
3	3	3	
5	21	4	
答	10	32 57	

[例2] 十五度三十八分二十五秒ト十二度四十九分四十八秒ト三度九分五十一秒トノ和ヲ求メヨ.

[演算]

15°	38'	25"	[説明]
12	49	48	秒ノ行ノ和ハ124トナル其中120秒ハ2分ナルユエ2分ノ行ニ送り秒ノ行ノ下ニハ4ヲ書ク、次ニ分ノ行ノ和ハ98トナルヲ以テ其中60分即チ1度ヲ度ノ行ニ送り分ノ行ノ下ニ88ヲ書ク、餘ハ推知セヨ.
3	9	51	
答	31	38 4	

諸等加法の問題

次ノ各題ノ和ヲ問フ.

- | | | | | | |
|----|--|----|--|----|---|
| 1. | $\begin{array}{r} 2' 18' 15'' \\ 5 \quad 23 \quad 41 \end{array}$ | 2. | $\begin{array}{r} \text{時} \quad \text{分} \quad \text{秒} \\ 3 \quad 8 \quad 5 \\ 2 \quad 16 \quad 56 \end{array}$ | 3. | $\begin{array}{r} \text{里} \quad \text{町} \quad \text{間} \\ 2 \quad 8 \quad 7 \\ 10 \quad 25 \quad 16 \end{array}$ |
| 4. | $\begin{array}{r} 13^\circ 48' 19'' \\ 14 \quad 25 \quad 38 \\ 3 \quad 10 \quad 5 \\ 2 \quad 8 \quad 37 \end{array}$ | 5. | $\begin{array}{r} \text{日} \quad \text{時} \quad \text{分} \\ 12 \quad 15 \quad 7 \\ 8 \quad 18 \quad 21 \\ 3 \quad 21 \quad 38 \end{array}$ | 6. | $\begin{array}{r} \text{町} \quad \text{間} \quad \text{尺} \\ 7 \quad 15 \quad 4 \\ 3 \quad 28 \quad 5 \\ 31 \quad 19 \quad 3 \\ 28 \quad 37 \quad 5 \end{array}$ |

諸等減法

83. 諸等減法は次例より了解すべし。

[例1] 十二里二十八町十九間ヨリ七里十六町三間ヲ引ケ。

[演算]

里	町	間
12	28	19
7	16	3
<hr/>		
答	5	12 16

[説明] 加法ノ如ク同シ位ヲ同シ行ニ重子ヲ書キ各項ヲ別別ニ減スレバヨシ。

[例2] 十度十二分三秒ヨリ三度二十五分十七秒ヲ引ケ。

[演算]

10°	12'	3"
3	25	17
<hr/>		
答	6	46 46

[説明] 3秒ヨリ17秒ヲ引ク能ハザルユエ分ノ行ヨリ1ヲ借り來リ63秒ヨリ17秒ヲ引キ46秒殘ル依テ秒ノ行ノ

下ニ46ヲ書ク。次ニ分ノ行ニ於テ被減數ノ12分ノ中ノ1分ハ秒ノ行ニ貸シタルユエ11分トナル而シテ11分ヨリ25分ヲ引クコト能ハザルユエ度ノ行ヨリ1ヲ借り來リ71分ヨリ25分ヲ引キ殘リ46分ヲ下ニ書ク。次ニ度ノ行ニ於テ9度[19度ノ内1度ハ分ノ行ニ貸シタル]ヨリ3度ヲ引キ6度殘ル之ヲ下ニ書ク。

諸等減法の問題

次ノ各題ノ差ヲ求メヨ。

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|-----|---|---|----|-------|--|--|--|---|---|---|----|----|---|---|----|---|-------|--|--|---|---|---|---|---|----|----|---|----|----|-------|--|--|
| <p>1. <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>15°</td><td>8'</td><td>42"</td></tr> <tr><td>7</td><td>6</td><td>13</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> </table></p> | 15° | 8' | 42" | 7 | 6 | 13 | <hr/> | | | <p>2. <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>町</td><td>間</td><td>尺</td></tr> <tr><td>10</td><td>28</td><td>4</td></tr> <tr><td>3</td><td>15</td><td>5</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> </table></p> | 町 | 間 | 尺 | 10 | 28 | 4 | 3 | 15 | 5 | <hr/> | | | <p>3. <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>里</td><td>町</td><td>間</td></tr> <tr><td>3</td><td>19</td><td>18</td></tr> <tr><td>1</td><td>25</td><td>23</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> </table></p> | 里 | 町 | 間 | 3 | 19 | 18 | 1 | 25 | 23 | <hr/> | | |
| 15° | 8' | 42" | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7 | 6 | 13 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 町 | 間 | 尺 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 28 | 4 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 15 | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 里 | 町 | 間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 19 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1 | 25 | 23 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----|-----|---|---|----|----|---|----|----|-------|--|--|---|---|---|---|----|---|---|----|----|----|-------|--|--|--|-----|-----|-----|----|----|----|-------|--|--|
| <p>4. <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>日</td><td>時</td><td>分</td></tr> <tr><td>5</td><td>21</td><td>32</td></tr> <tr><td>3</td><td>23</td><td>48</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> </table></p> | 日 | 時 | 分 | 5 | 21 | 32 | 3 | 23 | 48 | <hr/> | | | <p>5. <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>里</td><td>町</td><td>間</td></tr> <tr><td>21</td><td>3</td><td>8</td></tr> <tr><td>10</td><td>15</td><td>25</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> </table></p> | 里 | 町 | 間 | 21 | 3 | 8 | 10 | 15 | 25 | <hr/> | | | <p>6. <table style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr><td>31°</td><td>18'</td><td>28"</td></tr> <tr><td>15</td><td>29</td><td>39</td></tr> <tr><td colspan="3"><hr/></td></tr> </table></p> | 31° | 18' | 28" | 15 | 29 | 39 | <hr/> | | |
| 日 | 時 | 分 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 21 | 32 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 23 | 48 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 里 | 町 | 間 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 21 | 3 | 8 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10 | 15 | 25 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 31° | 18' | 28" | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 15 | 29 | 39 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| <hr/> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

諸等乘法

84. 諸等乘法は次に示す二つの場合の例に就て了解すべし。

[第一ノ場合] 乗數ガ10ヨリ大ナラザルトキ。

[例1] 十三度十二分三秒ニ四ヲ乘ゼヨ。

[演算]

13°	12'	3"
		4
<hr/>		
答	52	48 36

[説明] 各項ニ別別ニ4ヲ乘シテ52°48'12"ヲ得。

[例2] 三里十八町二十七間ニ八ヲ乘ゼヨ。

[演算]

里	町	間
3	18	27
		8
<hr/>		
答	28	3 36

[説明] 27間ニ8ヲ乘シ216間ヲ得其内180間ハ3町トナルユエ3町ノ行ニ送リ下ニ36ヲ書ク。次ニ18町ニ8ヲ乘シ144町トナリ之ニ間ノ行ヨリ送リタル3ヲ加ヘ147町トナル而シテ其内144町ハ4里トナルヲ以テ4千里ノ行ニ送リ下ニ3ヲ書ク。次ニ3里ニ8ヲ乘シ24里トナリ之ニ町ノ行ヨリ送リタル4里ヲ加ヘ28里トナル。依テ28里3町36間ヲ得。

[第二ノ場合] 乗數ガ10ヨリ大ナルトキ。

[例3] 三時十八分二十五秒ニ二十七ヲ乘ゼヨ。

[説明] 3時18分25秒ニ7ヲ乘シ23時8分55秒ヲ得之ヲ右側ニ記列シ又3時18分25秒ニ10ヲ乘シタル積1日9時4分10秒

[演算]	日	時	分	秒	$25 \times 7 =$	日	時	分	
	3	18	25	10		23	8	55	
	×		10						
	1	9	4	10	$\times 2 =$	2	18	8	20
						3	17	17	15
									答

下ニ書キ之ニ2ヲ乗シ2日18時8分20秒ヲ得之ヲ右側ニ書キ
前ニ7ヲ乗シタル積23時8分55秒ト加ヘ3日17時17分15秒ヲ
得答トス。

諸等乘法の問題

1. 三度八分五秒ニ六ヲ乗ゼヨ。
2. 二里九町十二間ニ四ヲ乗ゼヨ。
3. 十五里二十八町五間三尺ニ十六ヲ乗ゼヨ。
4. 二日六時二十七分ニ十八ヲ乗ゼヨ。
5. 二十一度七分九秒ニ四十二ヲ乗ズ可シ但、四
トニハ一度ニ乗ゼズシテ六ト七トヲ順次ニ乗ゼヨ。
6. 七里八町十五間二尺ニ三十二ヲ乗ゼヨ。
7. 四時十八分四十五秒ニ七十五ヲ乗ゼヨ。
8. 五度三分七秒ニ百二十四ヲ乗ゼヨ。
9. 二里三町二尺ニ六十三ヲ乗ゼヨ。
10. 二度三分四秒ニ二百三十七ヲ乗ゼヨ。

(武内宿禰の子) これを送り、遂に其詐を知り、乃ち使者三入を焼き殺し、直に新羅に至り、攻めて草羅城を抜いて還る。後四十年を経て、百濟新羅の二國調使、俱に來貢したるに、新羅珍物多くして、百濟少なし、因てこれを詰り責めたるに、新羅百濟を脅迫して、貢物を換へたること露はれたり、是に於て朝廷千熊長彦を遣して、これを責め、尋て荒田別命(世成入彦命)を將軍とし、百濟の將帥を率ゐて、新羅に攻め入り、遂に比自本南加羅(四世の孫)と、安羅、多羅、卓淳、加羅の七國を定め、南蠻、枕彌多禮を屠りて、これを百濟に授けぬ。此七國は皆任那の別種なり、百濟王肖古、いよ／＼我國の恩威に服し、固く盟て、今より後、永く西蕃と稱して、朝貢絶ゆることなけむと申しき。後十餘年を経て、新羅また朝貢せず、又襲津彦を遣して、これを討たしむ。三年を経て、襲津彦復命せず、重ねて平群木苑を遣して、これを討つ。王即ち罪に服す。應神天皇の三年に、百濟王辰斯(肖古)蕃國の禮を失ふ、勅して羽田矢作宿禰、蘇我石川宿禰、平群木苑宿禰、紀角宿禰(共武内宿禰の子)等を遣して、これを責む。國人辰斯王を殺して、罪を謝す。乃ち阿華(肖古)を立て、還る。後四年、高麗、百濟、新羅、任那並に朝貢す。明年百濟王阿華禮なきを以て、東韓の地を削る。阿華懼れて、其子直支(阿直岐)をして來りて、罪を謝せしむ。阿華王卒するに及び、直支を

還して王とし、邊に削りたる地を賜ふ、これより百濟、頻に文學技藝を貢る、仁德天皇四十一年に至り、紀角宿禰を遣して、百濟の疆土を分ち、物産を録せしむ、後十餘年を経て、新羅朝貢せず、朝廷上毛野田道(荒田別命の子)を遣して、これを討ち、四邑の人民を囚にして還る、雄略天皇の時に至り、任那國司吉備田狹叛く、此時新羅朝貢せざることを八年我國の來り討たんことを恐れて、高麗と好を修む、已にして新羅約に負く、高麗怒りて新羅を攻む、新羅救を任那の日本府に請ふ、任那王乃ち膳臣斑鳩等を勸めて、往き救はしむ、斑鳩等進み撃ちて大に高麗を破る、是より新羅、高麗二國、怨隙ます、甚し、當時日本府は、田狹これを占領して、新羅を救ひしにや、史闕けて、詳ならず、天皇新羅の朝貢せざるを憤らせたまひ、親征を思し立ちたれど、神誠ありて果さず、乃ち紀小弓蘇我韓子(彌智)大伴談(室屋)小鹿火の四將を遣して、新羅を討たしむ、諸將進みて新羅に至り、傍郡を屠り、喙の地を定む、時に諸將和せずして、談は戰死し、小弓は病て卒し、韓子は小弓の子大磐に殺され、軍中途にして引き還る、かくて十年を経て、高麗大舉して百濟を攻め、郡城を陥れ、王后王子皆害せらる、天皇久麻那利の地を百濟王の弟汝洲に賜ひて、其地を復せしむ、繼體天皇の時に至り、百濟朝貢し上表して、任那

の地四縣を請ふ、大伴大連等、賄賂を受けて、これを許し、後又、加羅(任那)の多沙津を百濟に與ふ、任那これを怨み、遂に新羅に黨す、既にして二國又隙あり、天皇近江毛野を遣して諸蕃を和解せしむ、毛野處置宜しきを失ひ、大伴大連金村亦綏馭の法を得ずして、諸韓向背常なく、外藩の事務大に繁雜を來せり、後、欽明天皇の十二年に至り、新羅遂に任那を滅す、天皇毎にこれを興復せんとしたまひ、崩るゝに及び遺詔して、これをはからしむ、敏達天皇立ちて、先帝の遺志を繼がんとしたまひ、葦北國造(肥前)日羅が久しく百濟にありて、韓地の事情に精しきを以て、召して策を問ふ、日羅具さに其策を献つる、百濟の使人、日羅が國情を告げたるを恨らみ、竊にこれを殺しぬ、因て坂田耳子王を大將軍として、任那に遣はさむとしたれど、天皇病を以て果さず、又遺詔して、任那を興復せしむ、されども用明天皇の朝に蘇我大臣、物部大連、政權を爭ひて、内に相闘ぎ、外事に暇あらず、崇峻天皇の四年に至り、紀男麿、巨勢比良夫、膳加柁夫、大伴嚙、葛城烏奈良の五人を大將軍とし、兵二萬を率ゐて、筑紫に屯し、吉士金を任那に遣して、官家を建つることを謀らしむ、既にして朝廷變事ありて、事を果さず、推古天皇の三年に、男麿等空して軍を引きて還る、四年を経て、新羅又任那を攻む、天皇詔して

境部臣を大將、穗積臣を副將として、任那を救はしむ。境部臣等新羅を伐ちて五城を陥る。新羅王軍門に降り、貢物を献り、上表して任那と相和し、永く朝貢せむとを盟ふ。既にして新羅又任那を侵しつ。是に於て又大伴喙を高麗に、坂本糠手を百濟に遣して任那を救はしめ、更に皇弟來目皇子を大將軍に拜し、國造伴造等の兵、二萬五千人を率ゐて、大いに新羅を征伐せんとす。皇子筑紫に至り、病みて薨れたまひき。因て更に皇子の皇兄當麻皇子を、征新羅將軍に拜し、播磨に至りし時、其の妃薨れて、復軍を停めき。かくて十餘年を経て、新羅遂に任那を滅しぬ。朝廷大德境部雄鷹、小徳中臣國等を大將軍とし、大軍を率ゐ、新羅を伐ちて、これを降す。されども終に任那を復する能はずして、任那の日本府遂に廢せり。而して新羅高麗、漸く強大になり、百濟はます我國に藩附せり。

領巾は女裝の具なり。○伴造は、部長にて、當時は何部々々として、世襲の職掌、各部に分れたり。その一部を統帥するものを伴造といふ。

第二十章 佛教の傳來、及び物部蘇我二氏の軋轢

第廿九代欽明天皇は宣化天皇の皇弟におはせど、皇后手白香皇女の第一の御腹に

おはす、(紀元千二百)物部尾輿(孫)大連となる。百濟王使をおこせて、金銅の釋迦佛の像一軋并に輪蓋經論を献り、別に表を添へて、この法は諸法の中に、最勝れたり。遠く天竺より、三韓に至るまで、皆これを尊べり。佛も我法は、東に傳はらむと申しつれば、謹て傳へ奉る、と奏しき。こゝに天皇勅して、群臣に拜むべきかいかにと問ひたまふ時に、蘇我大臣稻目は、西蕃皆これを拜めり、我國いかでひとり背かむやと奏す。物部大連尾輿、中臣連鎌子は、我國は天神地祇を齊き祭るを恒典としたまへり、ざるを今更に蕃神を拜まば、神祇必怒りまさむ、と奏す。天皇、即佛像を稻目に授けて、汝一人試に拜めよと宣へば、稻目喜びて吾家を寺として、これを崇め奉りぬ。其後天下に疫病流行して、人民多く死ければ、尾輿、鎌子、疫病の流行せるは、天神地祇の怒りませるなり。早く佛像を投げ棄て、福を求めたまへ、と奏しければ、天皇聞召して、有司に仰せて、佛像をば難波の堀江に投げ棄て、火を附けて寺を焼き拂ひつ。然れども稻目等、尙佛法を信じてやまず。私に三韓に命じて、佛像經論を貢らしむ。天皇崩れたまひて、皇子位に即きたまふ。是を敏達天皇と申す、(紀元千二百)物部守屋(尾輿)を大連とし、蘇我馬子(稻子の)を大臣とす。百濟王、官家の宰、大別王の歸朝にこどづけて、經論並に律師、禮師、比丘

尼、咒禁師、佛工、寺工を献る、勅してこれを難波の大別王が家に置かしむ、蘇我大臣馬子父の志を紹ぎて、佛法を興隆せむとす、曾て病みたるにより、佛に祈らむとを請ひ奏しぬ、天皇もと佛を好みたまはざるにより、厩戸皇子(用明天皇の皇子)に、朕が國、神祇あり、此事ゆるすべきかいかにと問ひたまふに、皇子佛の道は、神も違はじ、今馬子佛法を興さむと請ふ、これ御國の幸福なり、と對へまつりしかば、即聽されぬ、こゝに馬子いたく喜びて、塔を建て佛に祈りしに、天下疫病また起りぬ、物部大連守屋、中臣連勝海、奏して、また佛法を廢めむことを請ひ申す、天皇即これを取納れたまひしかば、守屋等寺を焼き、塔を倒し、佛像を焚きて、餘燼を難波の堀江に棄て、馬子がかしづきたる三人の尼をさへ辱しめてければ、馬子いたく恨みき、かくて馬子奏して、臣が病は三寶の力によらざれば、瘞え難しと申しければ、天皇汝一人のみ行へ、他人をな惑しそ、と宣ふに、馬子喜びてまた寺を造りぬ、天皇崩れたまひて、皇弟繼ぎ立ちたまふ、是を第卅一代用明天皇と申す、(紀元千二百四十六年)大臣馬子、大連守屋、相並びて元の如く政を執る、天皇御病したまひければ、朕三寶にたよらんと思ふはいかに、と宣ふに、物部守屋、中臣海勝、これを諫め奉る、蘇我馬子は宜しく勅言のまに、くすべし、と申して、やがて豊

圖法師といふものを宮中に引き入れければ、守屋いたく怒りぬ、時に人ありて、馬子守屋を圖る由を告げれば、守屋吾家に退きて、兵を集めて自衛る、中臣勝海亦兵を集めて守屋を助けんとしたるに、馬子方の舍人に暗殺せられてけり、天皇崩れたまひて嗣なし、守屋、穴穗部皇子(欽明天皇の皇子)を立てんとす、馬子炊屋姫皇后(敏達天皇の皇后)の命を矯め、兵を遣りて、穴穗部皇子を殺しまつりて、皇子の母弟泊瀬部皇子を立て、厩戸皇子と相謀り、兵を率ゐて、守屋を攻め殺し、物部氏の子孫、從類、田宅、資財をば、悉く沒収して、四天王寺(連)に寄附せり、是に至りて、物部氏の本宗亡びぬ、物部氏は神武天皇の時の功臣、可美眞乎命の裔にして、大伴氏と與に世々相並びて、大連となり、將相の重任に居て、代々大政を執りし名族なり、大臣蘇我氏と軼轢して、遂に負けにき、初め我國には、宗敎といふものあらず、唯天神地祇、即ち祖先の神を祭ると、太古よりの風俗なりき、故に上は皇室より、下人民に至るまで、各其祖先を奉祀して、その祭典を慎み、永く家名を傳へて、一族の繁榮を祈る、かゝれば、その祭祀の式も、偶像を拜み、經文を誦むなどの事なく、唯清淨の地に祭場を卜定し、幣帛を捧げ、歳時の新物を供へて、祖先在世と同様の禮を盡す、故に其誦む所のものは祖先の歴史にして、子孫の

服、購すべき詞を唱ふるに過ぎず、是によりて、おのづから忠孝の心を支配し來れり、これを稱して神道といへり、三韓と交通するに及び、支那の儒教の外に、佛教來り行はる、佛教はもと印度の宗教たるが、まづ支那に渡り、三韓を経て、我國に東漸したるなり、

(七十二)

三寶は、佛、法、僧をいふ、

第二十一章 厩戸太子法制を定む附佛法の興隆

第卅二代崇峻天皇は、欽明天皇の御子にねはします、守屋亡びて後、炊屋姫皇后、馬子等と相議りて、天皇を立つ、(紀元千二百四十八年) 御母は蘇我氏、馬子の妹にて小姉君といふ、初め小姉君の姉、鹽媛、欽明天皇の妃となりて用明帝、及び炊屋姫皇后を生めり、馬子かく重ね、外戚に居て、威權を專にせしかば、天皇御意に、これを惡みたまひて、竊に厩戸皇子に、其奸を宣へば、皇子は陛下唯忍ばせたまへ、と申しぬ、時に大猪を獻るものあり、天皇、いづれの時にか、この猪の頭の如くに、朕が惡むる人を斬らむ、と宣へり、馬子聞きいたく、懼れ東漢直駒といふ者をして、天皇を弑せまつりき、皇子聞きて、泣く、これ過去の報なり、と申しき、馬子駒を殺して、己が罪をねふ、炊屋姫皇后を

立て、帝位に即け奉る、これを第卅三代推古天皇と申す、(紀元千二百六十三年) 天皇は欽明天皇の皇女にして、敏達天皇の皇后なり、我國、女帝の立ちたまへること、この天皇を以て、創例となす、厩戸皇子を立て、皇太子として、萬機を攝行す、蘇我馬子、元の如く大臣にて、威權をすく、熾なり、もく、馬子人臣を以て、天皇を弑し、女帝を立て、政權を恣にする、この惡逆、古今唯一人のみ、故に水戸義公の日本史、これを逆臣傳に收めて、千載の懲戒となすといふ、

太子、性聰敏にして、聖智あり、十人の訴事を兼ね聽く、因て又豐聰耳皇子と申す、太子攝政となり、大に改進の主義を執り、首として朝制の改革に志し、まづ佛教を興隆して、民俗を教化せむとし、大臣馬子と謀り、物部氏を滅し、後は、大に寺を起し、高麗の歸化僧慧慈を師として、五戒を受け、佛經の註疏を製し、又これを講せり、是に於て、朝廷太子及び諸王、諸臣に詔して、銅繡の丈六の佛像、各一軀を造らしめ、鞍作鳥を以て、工匠となす、鳥は祖父を司馬達等といふ、もと南梁の人にて、繼體天皇の朝に、我國に來り、大和國坂田原といふ所に居て、佛教を弘め、なしたれど、當時邦人之を信するものなかりしが、蘇我氏これを信するに及び、其二女尼となり、いたく馬子に崇敬せ

(七十三)

られき而して其子多須奈用明天皇の爲に出家し、鳥に至りて、盡力少からず、是に至りて、其功を賞して、冠位水田を賜ふ、朝廷にては、かく佛法を奨励したまひしかば、下臣連諸氏に至るまで、競ひて寺塔を造りつゝ、天下悉くこれに靡きて、佛法遂に國中に蔓延せり、即ちの初めて傳はりしより、こゝに至るまで、纔七十二年の間に、寺四十六ヶ所、僧八百十六人、尼五百六十九人ありきとぞ、即ち太子の建てたまへる寺、四天王、法隆、中宮、橘樹、蜂岡、池後、葛城、元興、日向、定林、法興の十一寺ありき、かくて僧徒に不法の者ありければ、僧觀勒を以て、僧正に補ひ、これを管理せしむ、觀勒は百濟の僧なり、その歸化する時、曆本及び天文、地理、遁甲等の書を買ひぬ、因て書生を撰みて、業を受けしめ、各皆其業を成せり、これによりて、此朝に始めて、曆日を用ゐたり(紀元千二百六十四年)、是よりさき、我國年紀を數へて四季を知りたりといへども、世遠くして、その曆法傳はらず、是に至りて始めて始めて官曆を頒ち行へり、此時高麗の僧曇徴歸化して、紙墨、碾磑を造り、百濟の味靡之は、吳の技樂を傳へたり、さて佛寺の競ひ興るについては、寺工、佛工、鑪盤工、瓦工、書工等、前後渡り來て、美術工藝いたく進歩せり、此等の蹟、今尙往々法隆寺(大和)、廣隆寺、山城、即ち蜂岡等、其他大和の舊寺に存せり、

(七十)

太子始めて朝官の冠位を定む、大德、小德、大仁、小仁、大禮、小禮、大信、小信、大義、小義、大智、小智、凡て十二階なり、いづれも冠を賜ひて、尊卑の等級を分つ、又朝禮を改め、出入の禮を定む、尋て憲法十七條を定む(紀元千二百六十二年)、其大要は、まづ上和下睦ばしめ、三寶を敬はしめ、詔命を慎しましめ、禮を本とせしめ、貪心を去らしめ、惡を懲し善を勸めしめ、各其職を守らしめ、官人は早く朝りて遅く退かしめ、每事信を旨とせしめ、怒心を止めしめ、功を賞めて過を罰せしめ、國司は私に民物を取らざらしめ、官吏は専ら其職を知らしめ、又相嫉むことなからしめ、私を忘れて公に従はしめ、時を撰びて民を使はしめ、大事は衆議に従て行はしむるにあり、三年を経て、太子、大禮、小野妹子を大使として、隋に遣し、國書を齎して、好を修む、明年に及び、隋主煬帝其使表、世清をして、妹子と共に來らしむ、因て客館を難波に造りて、これを接待す、世清天闕に参りて、その國書信物を奉る、其歸るに及び、復妹子をして送らしむ、此時學生、學僧、凡八人を隨ひ行かしむ、是よりさき、西邊國造等私に支那に通し、又朝廷よりも吳國の工女を徴したることあれど、兩國の帝王、公然國書を贈答して、音問を通したるは、此時を以てとす、太子、大臣、馬子と相議りて、天皇記、及び國記、臣連、國造、伴造、百八十部并に公民

(七十五)

等の本記を録す、是よりさき、我國の歴史、各家口々に語り傳へたりしが、是に至りて始めて歴史の編纂成りぬ、かくて太子薨れたまひぬ、諡して聖德太子と申す、天下舉りて泣き悲めり、初め太子、大に國政を改革せむとし、隋に通するに及び、學生學僧を遣して彼國の制度文物を取調べさせたるに、學生學僧等事に及ばずして、太子薨れたまひ、後ち纔に二年を越えて、業畢へて歸朝せり、されば其業を施すに由なく、空しく歲月を經たれど、後に大化の改新は、皆此等の學生學僧等が、取調べたる制度によりて、行はれたるなりけり、されば大化の改新は、全く太子の御志にてなむありし、

第二十二章 蘇我氏の驕僭及び其滅亡

太子薨れたまひて、後五年を經て、大臣蘇我馬子薨れぬ、其子蝦夷、ついで大臣となる、後二年、天皇崩れさせり、大臣蝦夷は、敏達天皇の皇孫、田村皇子(押媛部人大兄皇子の御子)を立てむとし、境部摩理勢(蝦夷の叔父)は、脱戸太子の御子山背大兄王を立てむとし、何れも遺詔を稱へて、群議決せず、是に於て、蝦夷、摩理勢を殺して、遂に田村皇子を擁立し奉る、是を第卅四代舒明天皇と申す(紀元千二百八十九年)、蝦夷策立の功を恃みて、威權を恣にす、群臣皆蘇我氏の家隸の如くなりて、毎に大臣の家に出入し、參朝するもの甚少なりき、天皇崩れた

まひて、皇后實皇女立ちたまふ、是を第卅五代皇極天皇と申す(紀元千二百三十二年)、皇后は敏達天皇の皇曾孫にて、茅渟王の御女也、蘇我蝦夷、元の如く大臣たり、其子入鹿、自ら大政を專にし、威權父に過ぎたり、さて蝦夷は、祖廟を葛城の高宮に造りて、八僧の舞をなし、又諸國の民及び百八十の部曲を役して、二の墳を造り、一を大陵といひて、蝦夷の墓とし、一を小陵といひて、入鹿の墓とす、此役に上宮(聖德太子の家)の乳部の民をも使ひしかば、上宮の大娘(太子の長女王)憤りて、天に二日なく、國に二王なし、蘇我、臣何の故にか心のまゝに、我民を使へると宣ひて、いたく恨みたまへり、既にして蝦夷病みて朝せず、私に紫冠を入鹿に授けて、大臣に擬ふ、入鹿亦第宅を、甘橋岡に雙べ造り、蝦夷の宅を宮門といひ己の宅を谷宮門といひ、其子を王子と稱へ、柵門を宅外に構へ、傍に兵庫を造り、常に兵士をして警衛せしむ、而して入鹿又宅を畝傍山の東に造り、城を築き、池を廻らし、出入毎に兵士を従ふ、先帝(舒)の昔子、古人大兄皇子は、蘇我氏の出なるを以て、入鹿潜にこれを立てむと欲し、山背大兄王の威望あるを見て、深く之を忌み、兵を遣して大兄王の班鳩宮を圍み、火を放ちてこれを焼く、大兄王遁れて山中に入る、三輪君文屋といふもの王に勸めて、東國に赴き、軍を起さしむ、王答へて、我心に十年民を使

はじと思ふ、故に今更に民を煩はさじ、よし戦克ちたりとて、民吾が爲めに幾ばくか歎かむ、吾身を入鹿に賜ひて、民を安すべし、とて遂に子弟妃妾と與に自ら縊れて死たまひき、聖德太子の裔こゝに至りて絶えけり、朝野皆哀み奉りぬ、
 時に中臣連鎌足あり、天兒屋根命の孫なる、天種子命の後なり、種子命、神武天皇に仕へ奉りて、祭祀の事を掌りぬ、其八世の孫大鹿島命、垂仁天皇の朝、大太となり、伊勢大神宮の祭主となる、大鹿島命十一世の孫常盤大連、欽明天皇の時に始めて中臣の姓を賜ふ、鎌足は即この大連が曾孫なり、此朝に神祇伯になされたるが、病と稱へ、辭退して、攝津三島に居る、皇弟輕皇子(後に孝德天皇)鎌足の常人にあらざるを知り、交を結びてこれを優待せり、鎌足其知遇に感じ、竊に翼戴の意を通ず、皇子いたく喜びたまふ、此時蘇我入鹿、專横を極め、皇室を蔑にし、國家の弊極まれり、鎌足慨然として、匡濟の志あり、竊に皇族中有爲の人を索め、意を先帝の皇子中大兄皇子(後に天智天皇)に屬け奉る、たまま法興寺の蹴鞠會に始めて皇子と親しむことを得、これより周孔の教を南淵先生に學ぶことに託けて、毎に相往來し、密に蘇我氏を滅さむことを謀りぬ、
 按に南淵先生は、既戸太子が遣しつる、留學僧、南淵請安といふものにて、此時は、既

に歸朝還俗して儒學を教へたりつると見えたり、

鎌足皇子に勸めて、蘇我倉山田石川麿(蝦夷の弟、倉麿の子)と姻を結びて、大事を成すの輔となさしめ、又佐伯連子麿、葛城稚犬養連網田等を援きて助となさしむ、時に三韓入貢す、天皇大極殿に御して謁を賜ふ、入鹿入りて座に就く、兼ねて謀りつることゝて、石川麿進みて三韓の表文を讀む、中大兄皇子、衛門府に令して、宮門を鎖し固めて、諸臣の往來を禁め、自ら長槍を執りて、殿側に隠れたまひ、鎌足は弓矢を持ちて、これを助け衛り、子麿網田の二人して、劔を執り、石川麿の表文を讀み畢へむとする時に、走り入りて、急に入鹿を斬らしむ、入鹿御前にまろびつきて、叩頭して、臣罪を知らず、願くば審察したまへと奏す、天皇いたく驚きたまひて、こは何事ぞと宣へば、中大兄皇子畏み奏して入鹿悉く皇族を亡して、天位を傾けんとす、いかにぞ天孫をば蘇我臣にかへんやと申しければ、天皇御座を立たして、内に入りましぬ、やがて子麿等入鹿を殺し、其屍を父蝦夷に賜ひつ、こゝに漢直等、其屬を率ゐて、蝦夷を助けむとしたるにより、皇子、將軍巨勢德太口を遣して、君臣の大義を諭して、これを解散せしめき、是に於て、蝦夷我家に火を縱ち、天皇記、國記、及び其他の珍寶をば、悉く燒きて死せり、船史、惠尺

(八十)
 といふもの、火に入りて國記の燼餘を取り出して、これを皇子に献りき、我國歴史の一部、これによりて纒に免るゝを得たり、蘇我氏の本宗、こゝに至りて亡びぬ、蘇我氏は武内宿禰の子、蘇我石川宿禰に出つ、代々大臣となりて、太政を執り、一族並びあらはる、其女后妃となりて、國母となるもの、前後五人にして、九帝を生みまつるに至りぬ、その末葉に至り、實に驕僭を極めて、終に其宗を覆すに至れり、
 天皇位を中大兄皇子に譲らむとしたまへど、鎌足初め輕皇子に翼戴せむとを契り奉りしかば、即ち中大兄皇子に、古人大兄皇子は、殿下の皇兄なり、輕子は皇舅なり、然るに殿下これを超えて位に即きたまはば、恭順の心に違はむまづ皇舅を立て、民の望にかなはしめたまへと告げ申す、皇子これに従ひて、其言の如く奏しければ、天皇やがて位を輕皇子に譲りたまふ、是を孝徳天皇と申す、(紀元千三)
 ○八伯の舞は、天下の舞なり、○百八十の部曲、部曲は各部附屬の人民にて百八十は多數の稱號なり、○乳部の民は乳料を納税とする部民にて、私有に屬するものなり、

第二十三章 大化の改新

第三十六代孝徳天皇は、皇極天皇の同母皇弟にねはず、讓を受けて後ち、前帝を尊びて皇祖母尊と申し、中大兄皇子を皇太子となす、皇太子、中臣鎌足と謀り、大に改新の政を行はむと欲し、まつ官制を立て、新に左右大臣、及び内臣の職を置き、阿部倉梯麻呂(大彦命の後)を左大臣とし、蘇我倉山田石川麻呂を右大臣とし、鎌足を内臣として、殊に専ら太政に參與せしむ、こゝに天皇、皇祖母尊、皇太子と與に大槻樹の下に、群臣を集め、太神地祇に告げて、君臣の義を誓ひ、始めて年號を建て、大化元年とす、初め蘇我氏三世、人臣を以て政權を擅にし、皇室を凌ぎ、人民を押領せしかば、舊習を一掃して、王政維新の政を行はせらるゝに、ついで、かく君臣の義を誓ひ、天下の耳目を一新する爲に、かくは年號をも建てられけるなり、

按に、年號こゝに始まりたれど、此後齊明天智、弘文の三朝は、年號を建てず、天武天皇の朝に白鳳、朱鳥の號あり、其後文武天皇の五年に、大寶の號を建て、以來、歴世絶えず、以て今日に至れり、但古書には、大化以前に、往々年號を記せるものあり、又以後にも、往々異年號あり、此等は、蓋當時朝廷かりそめに設けて、普く天下に布告せざるうちに停めたるものあるべく、又民間にて、私に設けたるものあるべし、

大化元年、天皇改新の詔を下さんどればして、まづ政治の方法を、左右大臣に問はせたまふ。右大臣石川麿奏して、まづ神祇を祭りて、後に政事を議るべしと申す。因てこの議に従ひ、まづ人を美濃尾張に遣して、神に供ふる物を課す。八月、天下に詔して、國家に便よく、百姓に利あることを知るものは、朝廷に至りて奏せ、其言、理にかなひたらば、法則とせむ。と宣ひて、さて始めて改新の制を布き、まづ東國の司を任し、畿内六縣の使人を派け遣して、大小所領の人衆を校り、新に戸籍を造り、田畝を校へ定め、從來臣、連、伴造、國造等が所有の土地、人民を檢べ、取め、園池水陸の利は、百姓と共にせしめ、人民私有の兵器は、悉く収めて、其國の兵庫に納れしむ。又諸寺に詔して、僧尼、奴婢、田畝の實數を檢べて、録し上らしめき。是より先には、伴造、國造等、累代世襲の故を以て、その所領の土地、人民を私有して、領主の人民に於ける、恰かも主従の如くなりしかば、是に至りて、其弊を改めむとして、國司任に在りては、罪を判ることを得ず、賄賂を受くることを得ず、公事にあらざれば、往來の時、夫馬を役ふことを得ず。從者は、長官に九人、次官に七人、主典に五人と定めて、其數を超ゆることを得ざらしめき。九月、使を諸國に遣して、戸口を檢べ、土地を賣買することを禁む。是よりさき、臣、連、伴造、國

造等、争て土地を兼ね并せ、富めるものは、數萬頃の田を有ち、貧しきものは、尺寸の地をも有たず、百姓空乏せるを以て、此禁ありしなり。此年、古人大兄皇子、叛を謀りて殺されぬ。

二年正月、朝賀の禮畢りて、詔して新令を發し、四大事を改宣す。其一は、歷朝置かれたる天皇皇族の子代の民、及び處々の屯倉を停め、及び臣、連、伴造、國造、村首等の持たる部曲の民を停め、田莊をやめて、更に食封を賜ふ。其二は、始めて京都を修め、畿内の國界を定め、東は伊賀名張の横川より、南は紀伊兄山より、西は播磨明石の櫛淵より、北は近江合坂山より、こなたを畿内となし、其内に坊を開き、坊毎に長を置き、四坊に令を置き、戸口を按檢し、奸非を督察せしむ。又國には國司、郡司を置き、郡は大、中、小の三等に分ち、五十戸を一里として、四十里を大郡とし、三十里以下、四里以上を中郡とし、三里を小郡とし、郡司は大領、小領、主政、主帳の四等官となし、れもに從來國造の内を撰ひて、これを補ふ。又諸國の要所には、關塞、斥候、防人、驛馬、傳馬を設け、鈐契、傳符を造りて、官使の往來に便にす。其三は、田制を改め定め、戸籍計帳によりて、班田、収授の法を立て、つ、其制、田の長三十步、廣十二步を段とし、十段を町となす。其租は町毎に、

粗稻三十二束を取る、凡百分の三の率たり、男女産れて六歳となれば口分田を班け給ひ、身亡ぶれば官に収む、其四は、賦役の制を改め、田調、戸別調、調、副物及び庸役の法を定む、田調は絹、綿、絲、綿の類、土地の産物を取る、田一町に絹一丈の率なり、戸別調は戸毎に布一丈二尺、調の副物は、魚鹽の類を取る、これ亦土産に随ふなり、庸は布もしくは米を取る、雜庸は官長は馬を輸し、兵士は刀、甲、弓、矢等を輸し、五十戸毎に一人を取りて諸司の仕丁に充て、郡領以上の姉妹を取りて采女となす、この改革について民に疾苦あらむとを慮り詔して、鐘匱を朝堂に設け、人民に、建白訴訟せしめ、冤枉を陳べむとするものは、贖を匱に納れて鐘を撞かしむ、又さきに赴任したる國司の功過を糾して賞罰を厳しくし、其他國造等の罪過は、糾し治むべき所なれども、大政維新の際なるを以て、天下に大赦して、自ら新にせしめらる、又令して厚葬を制し、殉死を停め、奸詐の言を絶ち、婚姻に財利を貪ることを禁め、又行旅に拔除を科する等の弊をどゞめ、百姓、農月に美味を喫ひ、酒を飲むことを禁めて其業を催し勤ましむ、三年、朝禮を定め、位ある者は、寅時に南門に列り、日の出るを待ち、大庭に就きて再拜して、廳に上り、午時に退き、鐘を撃ちて時を報ず、遅く参るものは入るを得ざらしむ

皇太子親ら漏刻を創め造りたまへり、又衣冠の制を定め、七色、十三階の冠を制り、衣冠を以て、官人の等級を別つ、一に織冠、二に繡冠、三に紫冠、四に錦冠、五に青冠、六に黒冠、各大小二階あり、七に建武(初位又は立身)とて、小繡以上は深紫を着、大紫小紫は淺紫を着、大錦小錦は緋を着、大青小青は綠を着、大黒小黒は紺を着る、何れも大禮の衣冠たり、五年に至り、錦冠以下の冠を改めて、大華、小華、大山、小山、大乙、小乙、各上下とし、これに初位の建武を加へて、共に十九階となす、詔して新に入省、百官を設く、博士高向玄理及び釋僧旻二人の議案による、此に至り、改新の政は成りぬ、
初め聖德太子、玄理僧旻請安等を、大使につけて隋に留學せしむ、學生彼地に在ること十年にして、隋亡びて、唐これに代りぬ、かくて六年ばかりを経て、學生等歸朝したるに、太子既に二年前に薨れたまへり、其後二十餘年を経て、王政の維新に逢ひ、學生等の取調べたる制度は、こゝに始めて實施せられたるなりけり、されば大化改新の制度は、まづおもに隋制によられたるなり、さて八省百官の名稱は、史に載せざれど、大寶の名稱は、全くこゝに基きしなるべし、白雉四年に至り、(大化元年に)更に尙唐制を採らむとして、大使吉士長丹に學僧學生百二十人をつけて一船とし、大使高田首根

唐に、學僧百二十人をつけて一船として、唐に遣はす、

(八十六)

右大臣蘇我倉山田石川麿、其弟蘇我日向の爲に讒奏せられて殺さる、因て巨勢臣德陀占(武内宿禰の孫)を左大臣とし、大伴宿禰長徳(金村の孫)を右大臣とす、初め天皇都を攝津の難波に遷し、京師を修め、宮殿を造り、結構新に成りぬ、四年(白雉)に至り、皇太子倭の京に、都を遷さむと請ふ、天皇許したまはず、皇太子皇祖母尊を奉じ、公卿百官を率ゐて、倭の飛鳥に移る、天皇驚き恨みたまひて、位を遷るゝの御志ありて、終に崩れたまひぬ、

○國司は一國の行政官にて、長官、次官、判官、主典の四等に分ち、長官を守といひ、次官を介といひ、判官を椽といひ、主典を目といふ、○子代の民、天皇皇后等、御子なき時は、子分の部民を定めて長く所領す、これを子代の民といふ、○屯倉は、皇室の御料なり、○田莊は、各氏所有の土地なり、○食封とは、封戸とて、戸數を給はりて、其戸より出づる租税の幾分をとるなり、○仕丁は、諸役所の小使なり、○采女は、宮中の諸事に奉仕する婢なり、

第二十四章 近江朝廷の新政 附三韓の處分

第三十七代齊明天皇は皇極天皇の重祚なり、初め位を孝德天皇に譲りたまひて、皇

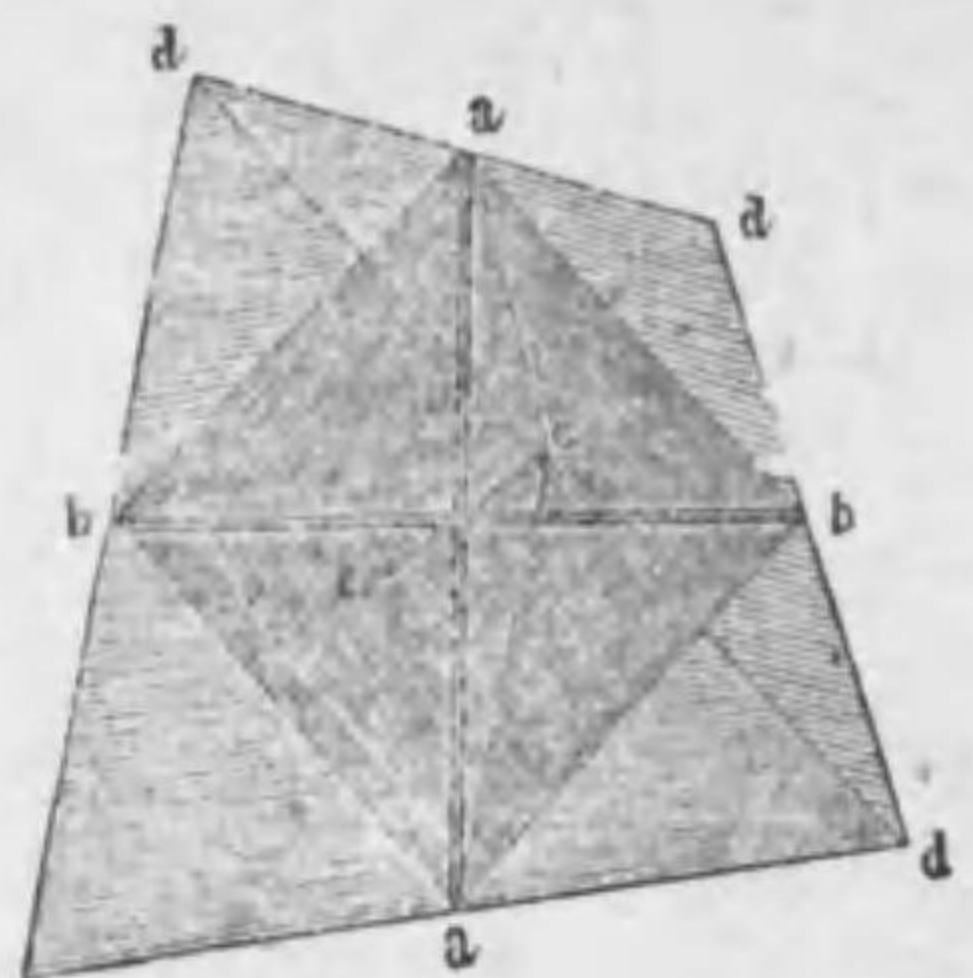
祖母尊と申し、が、孝德天皇崩れたまふに及び、皇太子尙位に即きたまはざるに上り、再び祚を踐みたまへり(紀元千三百十五年)、蓋し當時、改新草創にして、政治未だ全く整備せざるにより、太子尙、東宮に在りて、政を執り行ひたまふなり、左大臣巨勢德太古、内臣中臣鎌足、故の如く仕へ奉る、

此時に當りて、内治の改良、漸く緒に就きたりといへども、東陲の蝦夷、未だ王政に化せず、こゝに越國、守阿陪引田臣比羅夫に命せて、蝦夷を平げしむ、比羅夫舟師百八十艘を率ゐて、蝦夷を伐ち、淳代津輕(陸奥の國)の二郡に、郡領を置く、これより進みて、尙蝦夷を伐ち、また後方羊蹄(今の北海)に郡領を置き、政所を立つ、蝦夷の西北に當りて、肅慎といふ國あり、一名靺鞨といふ、蝦夷に接近せるを以て、屢、蝦夷の後援をなせり、是に於いて、比羅夫陸奥渡島の蝦夷を嚮導として、肅慎を仗つこと二度に及べり、

是よりさき、三韓にては、高麗、新羅の二國、漸く強大になり、唐國の勢をかりて、屢、我國に禮を失ひしか、左大臣巨勢德太古建議して、今新羅を伐されは、必後悔あらむ、これに依りて、戰艦を整へ、形勢を盛にして、さて新羅を召して、罪を問はむには、彼必懼れ服はむと奏し、に信遂に行はれざりき、此に至りて、新羅、唐の兵を假りて、百濟を滅

(八十七)

しぬ、百濟使を我國にれこせて、救援を乞ひ、且質としたる王子餘豊を迎へて、國主とし、恢復を圖らむと請ふ、朝廷議してこれを許し、大山下、狹井、檳榔、小山下、朴市、秦田、來津、兵五千餘を帥ゐて、餘豊を護送せしめ、又大將軍阿曇連比選夫をして、舟帥一、百艘を率ゐて、これを救はしむ、而して天皇は難波に行幸したまひて、軍器を閲し、兵船を造らしめ、これより筑紫に行幸して、みづから軍事を統べたまひ、皇太子これを輔けまつる、既にして天皇朝倉宮(佐土)にて崩れたまひぬ、皇太子素服して、制を稱へ、梓宮を奉し難波に還りたまふ、かくて百濟にては、鬼室、福信などいふ、忠臣ども餘豊を立て、王となし、頻に恢復を圖りしが、豊、福信の貳心あらむことを疑ひて、之れを殺しつ、こゝに新羅、百濟内亂ありと聞て來り圍む、唐將劉仁軌等、これを援け我軍唐兵と戦ひて敗れ、秦田、來津等戦死して、豊、高麗に奔り、百濟遂に滅びて、諸將も亦帥を班しつ、かく百濟亡びにければ、其王族臣民、皆相率ゐて我國に投歸せり、因て豊の弟善光を難波に置き、百濟王の姓を賜ひ、其臣民男女二千七百餘人を諸國に配置す、其學才あるものどもは、皆官に仕へて、法官、又は學職、及び伎術の職に任して、世に顯はれしもあり、



に似たる所なきやうなれども、實は八面体到大關係あるものとする、其の次第を第十六圖によりて説明す、へし同圖の濃色なる部分は八面体なり、此の八面体の面の内假りにABC面とAB'C'面と及びA'B'C'面とを大ならしむるときは、其の他の四面は消失してDDDD'なる四面体を得へし、即ち四面体は八面体の面を一つ置きに大ならしめ、換言すれば、一つ置きに消失せしめて得たものと見るを得るなり、是を以て此の四面体を八面体の半面像と名づく、又之にて八面体を完面像と稱するなり、故に結晶には一般に完面像なるあり、半面像ありと知るべし、

二正方晶系 結晶軸三本ありて互に直角に交はる而して三本の内二本は長さ等しけれども他の一本は此の二本より長きことあり短きことあり、故に本品系等軸晶系とは大抵似たれども、唯其の一本の軸の長短不定なるを區別の點とすして、等軸晶系に於ては三軸の内何れを主軸と定むる必要なきも、此の晶系に於

は三軸の長さ等しからざる故に之を定むる必要あり即ち其の三軸の内長短不
なるものを主軸とし互に長さ相等しき二軸を側軸とす

第十七圖は正方柱(Square Prism)と稱する結晶を示す四個の等しき長方形と二個の
十七圖



第十八圖



第十九圖



第二十圖



第廿一圖



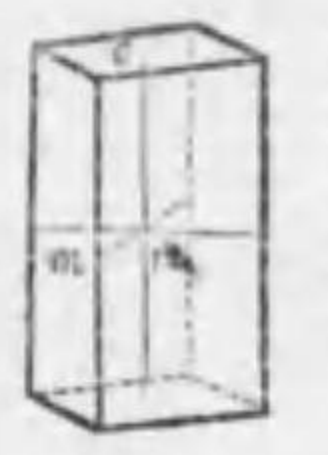
第廿二圖



第廿三圖



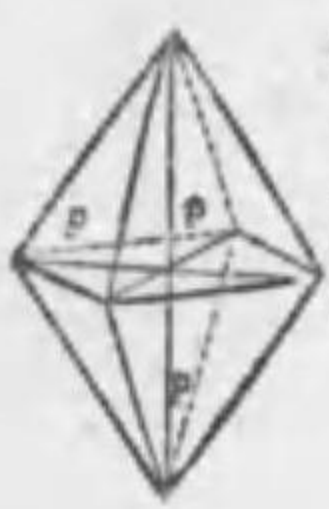
第廿四圖



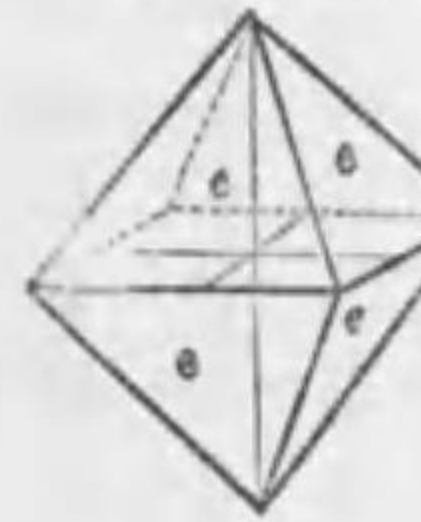
第廿五圖



第廿六圖



圖七廿第



第廿八圖



等しき正方形とより成る故
に總計六面を有して等軸品
系の六面体に似たり然れど
も此の主軸に長短あるを以
て縦の四面は共に方形なる
ことなく常に長方形なるが
故に六面体とは異り又此の
結晶は上述の次第なれば同
種の面のみより成るにあら
すして二種の面より成れも
のなり故に此れは聚形な

眞の正方柱は四個の長方形にて圍みたるものにして實際には存し得へきにあら
ず實際には其の上下の兩端に面を有するなり此の面を底面と稱し柱の面を柱面
と稱す

第十八圖は正方錐(Square Pyramid)を示す此の結晶は等軸品系の八面体に似たれど
も矢張り正方柱が六面体に異なるが如くに正方錐の高さに高さものと低きものと
あるを以て八面体より異なるなり即ち正方錐を作る所の八個の面は互に等しけ
れども等邊三角形(八面体の場合)にあらずして兩等邊三角形なり而して八個の面
は皆同種の面なるを以て此の結晶は單形なりとす

第十九圖は正方柱と正方錐との聚形を示す恰も柱の兩端に錐の四面つゝを別け
て附けたるが如き觀あり

第二十圖は正方柱第二十一圖は正方錐及び第二十二圖は正方柱と正方錐との聚
形を示すものにて全く上に説明したる第十七圖第十八圖及び第十九圖に示すも
のと同じきか如し然れども軸と面との關係に於て之を區別するの必要あり第二
十四圖と第二十五圖とを比較し見よ兩圖ともに正方柱の結晶なり然るに第二十

四圖の正方柱に於て兩側軸は稜と稜とを接続すれども第二十五圖の正方柱に於ては兩側軸は柱面の中央を接続す故に兩方共に同じく正方柱なれども面と軸との關係は此の如く異なる是を以て此の兩種を區別せんか爲めに第二十四圖の正方柱を第一^〇。正^〇。方^〇。柱^〇と名つけ第二十五圖の正方柱を第二^〇。正^〇。方^〇。柱^〇と名つく又第二十六圖と第二十七圖とを比較し見よ前と同じ關係を以て之を第一^〇。正^〇。方^〇。錐^〇と第二^〇。正^〇。方^〇。錐^〇とに區別し得、し

第二十三圖は二種の正方柱の聚形なり即ち稍正面に見ゆる大なる面は第二正方柱の面にして其の左右に隣接する面は第一正方柱の面なり何となれば若しも此等の四面を大ならしむるときは互に相會して正方柱を作り其の稜の中央は正しく第二正方柱の側軸に接する理なるを以て是は第一正方柱なればなり總て此の如く第一第二の區別は聚形の場合に判然するものにて各自別々につきては固より區別すること能はず又區別する必要もあることなし

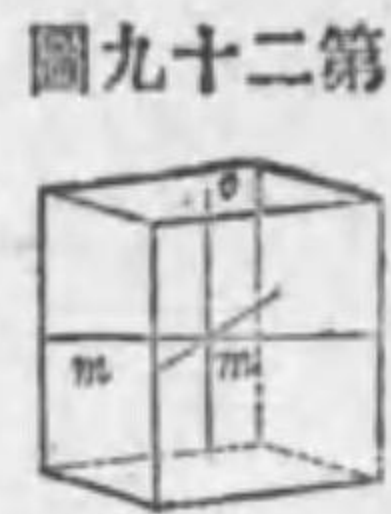
第二十八圖は正方錐(即ち完面像)の半面像を示すものにして等軸晶系の四面体に似たり然るに等軸晶系の四面体は其の四面共に皆等邊三角形なれども此の四面

体の各面は兩等邊三角形なり之を以て區別す

第三斜方晶系 結晶軸三本ありて互に直角に交はる然れども其の三本共に長さを異にす而して其の内の一軸を任意に擇ひて之を主軸となし他の二軸を側軸となす又其の兩側軸の内長きものを長^〇。軸^〇とし短きものを短^〇。軸^〇とす

第二十九圖は斜方柱を示す斜方柱は正方柱の如くなれども唯其の底面は正方形にあらずして斜方形なるを異りとす而して斜方柱にも亦第一と第二とありて第二十九圖の斜方柱は第一斜方柱なり

第三十圖は斜方錐を示す其の正方錐と異なる所は其の中央を横に切りたる面が正方形にあらずして斜方形なるにあり又第一第二の區別あることも前と同様にして茲に圖せるものは第一斜方錐なること説明を要せざるなり

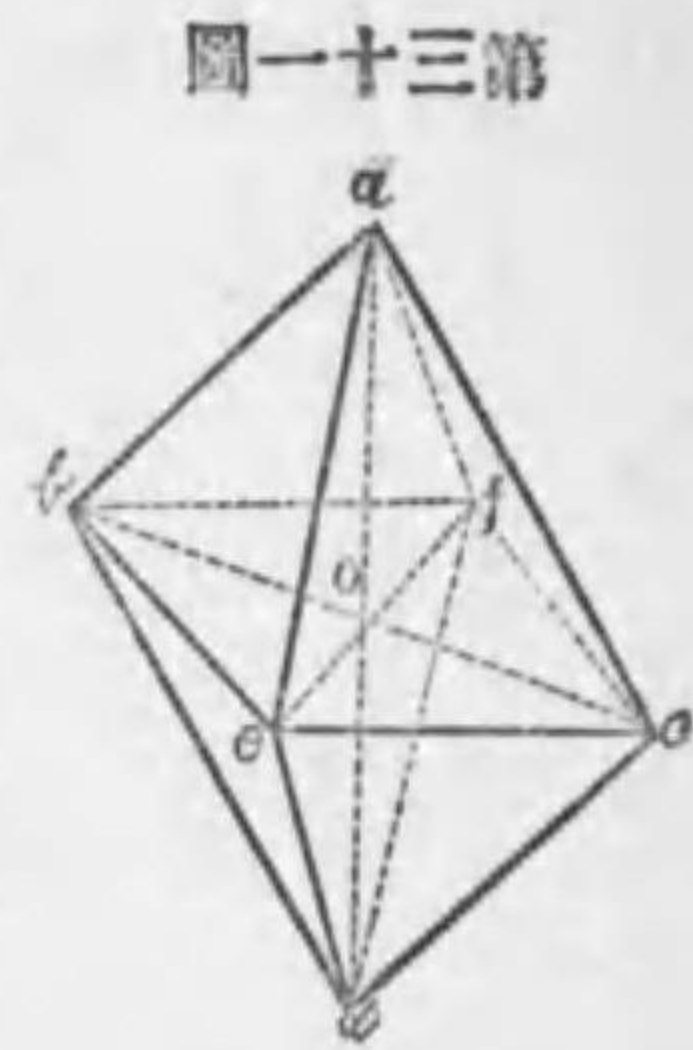


圖九十二第



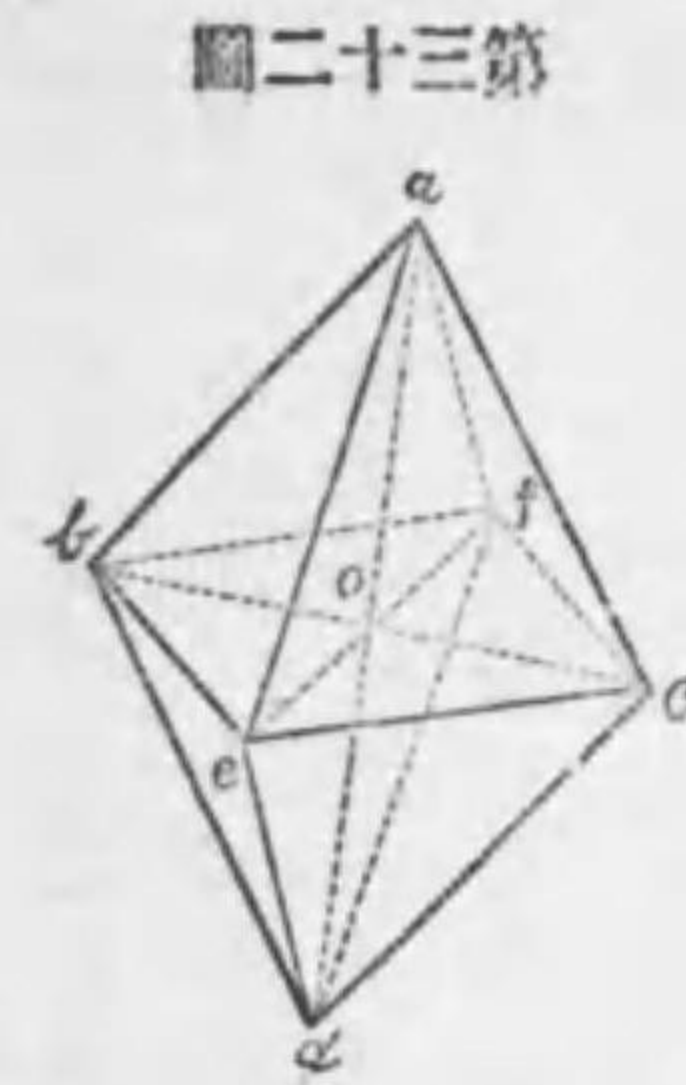
圖十三第

第四單斜晶系 結晶軸三本ありて長さ皆等しからず又其の内之二本は互に直角をなして交はれども此の二本の内の一は他の一本と直角をなさず而して此の一本を主軸とし他の二本を側軸とす



圖一十三第

と雖も亦大に異なる所あり即ち單斜錐は一種の面より成るにあらすして二種の面より成る所の聚形なり即ち abe 三角形と aec 三角形とは互に等しくして又 abf 三角形にも def 三角形にも共に等し約言すれば此の四個の三角形即ち四面は同種の面なり之と同様に他の四面も同種なり故に四面つゝの二種の面より成る



圖二十三第

第五三斜晶系 結晶軸三本ありて長さ皆等しからす又一も直角に交はるものなし
第三十二圖は三斜錐を示す三斜錐は四種の面より成る聚形なり即ち二面つゝが同種なるのみ即ち abe 三角形と dec 三角形と等しく aec 三角形と dbe 三角形と等しく



二十三第



第三十五圖



圖四十三第



圖六十三第

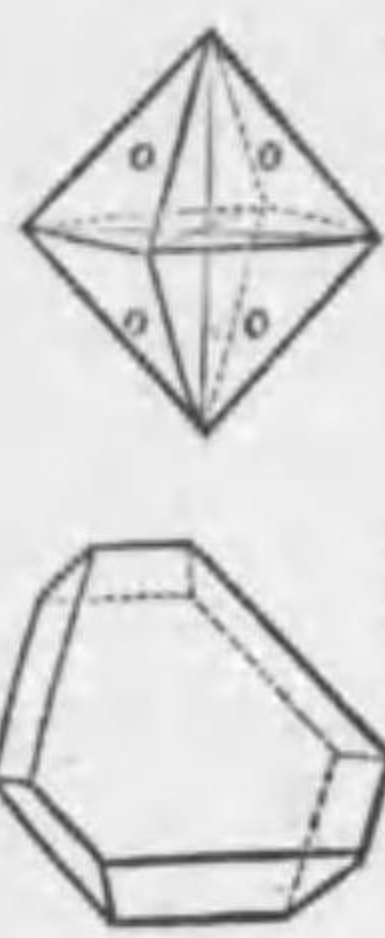
abf 三角形と def 三角形と等しく aec 三角形と abf 三角形と等しく
第六六方晶系 結晶軸四本あり其の内三本は長さ等しくして互に六十度の角をなして交はり他の一本は以上の三本と直角をなして交はり之より長きことありきことあり此の一本を主軸とし他の三本を側軸とす

第三十三圖は六方柱を示す正方柱の如くなれども六個の同種の面より成るを異りとす其の底面は無論六角形なり六方柱に於ても矢張り軸と面との關係により第一第二の區別をなす
第三十四圖は六方錐を示す是も正方錐の如くなれども其の十二面なるを異りとす而して又軸と面との關係により第一第二を區別す

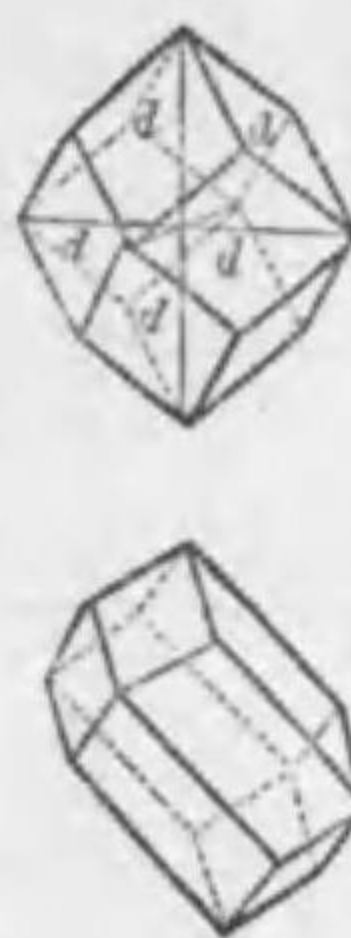
第三十五圖は第一六方柱と第一六方錐との聚形を示す
第三十六圖は六方錐の半面像を示す斜方六面体なり
以上説明せる所のものは皆結晶の正しきものなり天然に産するものに斯く正し

きものもあれども亦正しからざるものもあり今其の正しからざるもの、一二の例を擧げて之を説明すべし

第卅七圖 第卅八圖



第卅九圖



第四十圖

第三十七圖は等軸晶系の八面体にして正しきものなり

然るに第三十八圖も同じく等軸晶系の八面体なれども一見したる所にては別もの、如く思はる何となれば面に大小あり形ちにも種々あり隨て全体の形ちも異なるを以てなり然れども面角を測るときは常に相等しくして矢張り八面体なることを知るに至る第三十九圖と第四十圖との比較も亦此の如し是に由て面の大小形状等は決して緊要のものにあらずして面角の緊要なることを知るべし

數種とす

- (イ) 倚葉攀緣植物 (Leaf Climber) とは植物の葉を以て支柱に倚着するものと云ふ
- 鐵線蓮、大蓼等の莖を云ふなり
- (ロ) 倚鬚攀緣植物 (Tendril Climber) とは纖維狀の卷鬚 (Tendrils) と稱するものを以て支柱に倚着するものと云ふ
- 葡萄、南瓜等の莖は是れに屬す
- (ハ) 倚根攀緣植物 (Root Climber) とは植物の小氣根を以て支柱に倚着生長するものにして紫藤、百脚蜈蚣等の如き是れに屬す

莖の種類によりて植物の分類

植物には木質多年生莖を有し其主幹一個にして長大なるものあり之を喬木 (Tree) と稱し松、梅、櫻等の如き是なり又植物の木質多年生莖を有し其の主幹不明瞭なるか或は明瞭なれば他に近き下部より長大ならざる枝を生ずるものを灌木 (Shrub) と云ふ瑞香、躑躅等の如き是れなり又草莖質にして一回花を生し果實を結びて全く枯死するか又は植物の地上に顯出せる部のみ枯死するものを草本 (Herb) と稱す

稻、菜菔の如き是れなり

以上の如く植物を區別すと雖も其の實喬木と灌木との區別は甚だ不定なるものにして同種の植物にして其の生長の模様に由り喬木又は灌木となることあり故に喬木灌木の二者を稱して樹木と稱するを初學者の爲めには便なりとす

草本は分ちて一年生草本、二年生草本、多年生草本とす

(イ) 一年生草本 (Annual Herb) とは其の發生したる年内に花を開き實を結び遂に枯死するものにして稻、南瓜等は是に屬す

(ロ) 二年生草本 (Biennial Herb) とは植物の二年に亘りて花を生じ實を結び遂に枯死するものを云ふ午勞、胡蘿蔔等の如き是れなり

(ハ) 多年生草本 (Perennial Herb) とは植物の數年間枯死せざるものにして疑冬、芍藥等は是に屬す多年生草本は通常毎年地上に新枝を生じ是に花を開き實を結び此の地上部は年の終りに枯死すれどもリウセンツランの如きは數年間生長す

第五項 植物の芽 其の種類

枝の初めて莖幹の表面に顯はるゝもの之を芽 (Bud) と稱す芽も亦數多に分類せら

圖 八 十 第



る

一 位置によりて芽の分類

芽は發生の位置によりて定芽、不定芽の二種に分つ

(1) 定芽 (Normal Bud) とは芽の莖の頂端若くは葉の着きたる所に近き莖部に規則正しく生ずるものを云ふ

(2) 不定芽 (Adventitious Bud) とは葉の着きたる所に遠き莖部若くは根或は葉の上に不規則に順序なく生ずるものを云ふ

嫩枝に生ずる芽は通常定芽にして老枝の葉の着きたる所に遠き部分若くは根或は莖上に生ずるもの等は多く不定芽なり

定芽の莖の頂端に生ずるものを頂芽 (Terminal Bud) と稱し葉液即葉面と莖幹との間に生ずるものを腋芽 (Axillary Bud) と稱す而して櫻梅等の如く花を生ず

る植物は皆其の葉液に芽を生じ^{プロセキョク}土馬^{ソウマ}の如き花を生せざるものは通常葉の直下若くは其の側方に於ける莖部に生ずるものなり
又定芽は一種なれども往々一葉液に數芽を生ずるものあり斯の如き場合には其の數芽を副芽^{Accessory Buds}と稱す^{サカサマ}樹^キ季^キ等に於て之を見る所なり
又液芽には數年間發生することなくして他の芽枯死するときは初めて發生し其の缺を補ふものあり之を潛伏芽^{Latent Bud}と云ふ又不定芽が樹皮の外面に出現して其の内面に在ることあり之を胚芽^{Embryo Bud}と云ふ胚芽は漸次内方に生長して其の材質に達するに至れば斑紋及び木理に著るしき變形を呈することあり即山毛櫸^{ヤマモリ}の如き是れなり

二 構造によりて芽の分類

芽は又其の構造によりて葉芽^{Leaf Bud}花芽^{Flower Bud}混芽^{Mixed Bud}肉芽^{Fleshy Bud}の四種に分つ今一々之を左に説かん
(1) 葉芽^{Leaf Bud}とは芽の發生して花を有する莖となるものを云ふ
(2) 花芽^{Flower Bud}とは芽の發生して葉を有する莖となるものを云ふ
(3) 混芽^{Mixed Bud}とは芽の發生して葉及び花を有する莖となるものを云ふ

第 十 九 圖 百 合



常鱗芽に屬す

芽の變形物

(4) 肉芽^{Fleshy Bud}とは芽の脱落して新植物を發生するものを云ふ而して多肉にして肥大なるを以て肉芽の名ある所以なり即ち野山藥^{ヤク}の葉液に生ずるムカゴ^{ムカゴ}百合の葉液に生ずる珠狀の芽は是れ即ち肉芽なり
又芽には鱗片の包被を有するものと之を有せざるものあり其の包被を有するものを鱗芽^{Scaaly Bud}と稱し之を有せざるものを裸芽^{Naked Bud}と稱す而して寒氣凛烈なれども枯死することなき喬木及び灌木の芽は通常腋芽が若し完全に發育せば枝は葉の位置の如く整正に排列すべしと雖ども實際に於て枝條の排置往々不規則たるを免れず是れ概ね左の理由によりてなり一定芽の發育せざることを二不定芽の發生せることを三副芽の生ずることを是れなり故に通常の枝とならずして各種のものに變形す今之を左に述べん

枝接 圖二十二第

葡萄 圖一十二第



今芽の請義を終るに當り吾人が平素目に見手

接枝術 接芽術

ことを知るべし

れなり若し葉液より生ずるときは枝の變形し
たるものなることを証すれども正に葉の位置
を占むるか又は卷鬚其のものが葉の一部を爲
すときは是れ明に葉より變形したるものなる
ことを知るべし

本幹をして上昇生長せしむるの
用をなす即ち葡萄西蕃蓮等に見
る所なり
針及び卷鬚は枝の變形せるものな
ることは已に述べたる如くなるが
又葉の一部より變形せしものなき
にわらず拘骨貝母の卷鬚の如き是

圖 十 二 第



一針 (Spine or Thorn) とは其の狀枝に似て先端尖り
又は葉を有し或は有せざるごとあり而して其
の枝の變形なることは其位置が葉液に在るを
以て知るべし山楂或は皂莢等に見る所なり又
野生の狀態に於ては多く針を生ずる植物にし
て其の培養によりて眞の有葉枝となることあ
り梨林檎等の如し
又右の針を以て薔薇懸鈎子に見る所の刺と同
一視すべからず此の刺なるものは唯々表皮よ
り生せる固き物質の積累によりて斯の如く堅
固となりたれども針は前に述べたるが如く枝
の變形なれば莖の内部と連接す
二卷鬚 (Tendrils) とは絲の如く細く長き無葉の枝に
して他の支柱となるべき物体に捲旋して其の

第 三 十 二 圖 接 芽



に爲す所の接枝術及び接芽術につき一言せん
前に述べたるが如く芽は已に枝となるべき部分を
有するものなれば之を或植物より切り離して同種
の植物若くば之と最も性質同じき他の植物に接
生することを得べし是れ接芽術又は接枝術の起る
所以なり
接芽術に於ては芽及び周囲の樹皮を一の植物より
剝離し(上圖を見よ)之を他の植物即ち臺木となるべ
き植物の樹皮を「丁」の字形に切りたる其の切口に接
嵌し而して其の部を纏繞して風雨を防ぐなり然れ
ば后遂に切口の周囲に新組織を生じて兩者を連接
するに至る又接枝術に於ては芽を有せる枝を切り
採り之を他株の臺木に接生するなり后其の切口の
周囲に新組織を生じて兩者を連接することは接芽

仕簿記	摘要	金額	額
買入	川村大吉ヨリ現金ニテ 小麥 五百俵	金壹圓八拾錢替	900 000
賣渡	太田商店へ掛ニテ 小麥 貳百俵	金貳圓替	400 000

一〇小麥 五百俵 金壹圓八拾錢替
 (説明) この取引は川村大吉より小麥五百俵を一俵につき金壹圓八拾錢の相場を以
 て買入れ其の代金を現金にて支拂ひたるものなり ◎替とは受渡をなす價の割合を
 云ふいのにして歐文の「(at)」「(per)」と同じ意味なり
 一〇太田商店へ左の通り掛にて賣渡す
 一〇小麥 貳百俵 金貳圓替
 (説明) この取引は太田商店へ小麥二百俵を一俵につき金貳圓の相場を以て掛賣を
 あしたるものなり ◎掛とは取引の起る毎に其の代金を授受せず之れを帳簿に記録
 し置き十五日若くは月末に其の取引高を勘定して貸借を始末するものなり即ち掛
 拂の約束にて買入れしときは之れを掛買と云ひ又は掛拂の約束にて賣渡したるとき
 は之れを掛賣と云ふ此等の事柄を略して單に掛と稱するが故へに取引の事柄に
 よりて賣買の區別を爲すことを要するは勿論ありとす
 1. 日 帳 記
 明治三十九年八月一日

日記帳は取引の起る毎に順次記入を終りたるときは之れを仕譯帳へ記入し
 一取引の貸借仕譯を終る毎に直ちに日記帳に設ける「仕譯帳轉記済」欄へ(レ)の
 印を付し以て仕譯帳へ轉記したることを示すの符とすへし
 (二)仕譯帳は日記帳に記入しある各取引毎に勘定科目を定めて貸と借とを振分
 け仕譯して其の金額を貸借双方へ記入し以て元帳へ轉記する準備をなすも
 のなり斯の如く取引を類別する手續を稱して仕譯と云ふ今ま前に示せる日
 記帳記入の取引に就いて仕譯記入の方法を示さむ

2. 仕 譯 帳
 明治三十九年八月一日

摘 要	元 額	借 方	貸 方	丁 数	
				1	2
商 品 (借) ハ		900,000		1	
金 銀 (貸) =			900,000	3	
太田商店 (借) ハ		400,000		2	
商 品 (貸) =			400,000	1	

仕譯帳中「摘要」欄に記入したる所の勘定科目は皆な元帳の勘定口座即ち口取
 の名稱となるものなり而して仕譯帳の記入を終れば仕譯帳の示せる元帳の
 勘定科目の口座へ騰記すべきものとす故へに元帳へ一勘定科目の騰記を終
 る毎に仕譯帳の「元帳丁数」欄へ元帳の丁数を記入して元帳へ騰記したること
 を證すへし又た仕譯をなすに方り借貸の文字を用ふる代りに(ハ)(ニ)を以て
 す

左に示せる仕記帳の記入に付き充分に了解せざるものもあらむと信す故へ
 に日記帳へ記入の取引事柄に付き貸借仕譯の記入に就いて少しく説明を試
 むとす

(一)川村大吉の取引は商品と現金との交換なり之れに貸借の語を應用すれば
 左の如し

受。け。ら。れ。た。る。も。の。は。商。品。に。し。て。渡。さ。れ。た。る。も。の。は。現。金。な。り。故。に。受。け。ら。れ。た。る。商。品。は。借。と。な。り。渡。さ。れ。た。る。現。金。は。貸。と。な。る。な。り。

是を以て商品の價は仕譯帳の「借方」欄へ記入し現金の價は仕譯帳の「貸方」欄

へ記入したるなり
 (二) 太田商會の取引は無形なる権利と商品との交換なり之れに借貸の語を應用すれば左の如し
 受けられたるものは無形の権利にして渡されたるものは商品なり故に受けられたる無形なる権利は借となり渡されたる商品は貸となるなり是を以て無形なる権利の價は仕譯帳の「借方」欄へ記入し商品の價は「貸方」欄へ記入したるなり

(三) 元帳は仕譯帳に於ける各勘定科目毎に口座を設けて其の貸借收支の關係を表示し而して元帳全体の口座に於ける貸借收支によりて資産負債に屬すべきものと損益に屬すべきものとは拾取區分し以て財産の増減變化を明かならしむるものなり其の記入方法は仕譯帳の「借方」欄に在る勘定科目の金額は即ち元帳當該勘定口座の借方へ又た仕譯帳の「借方」欄に在る勘定科目の金額は即ち元帳當該勘定口座の貸方へ其の金額を騰記し元帳の「摘要」欄内には其の反對の勘定科目を記入して貸借の理由となすものなり然して元帳の記入

を終る毎に仕譯帳の丁數を元帳の「仕譯丁數」欄へ記入せし

元帳

1. 商品							
年月日	摘要	仕丁數	借方	貸方	借貸	差引	殘
9 8 1	金銀	〃	900,000		借		900,000
	太田商店へ			40,000	〃		500,000

1. 太田商店							
年月日	摘要	仕丁數	借方	貸方	借貸	差引	殘
36 8 1	商品	〃	400,000		借		400,000

3. 金 銀

年月日	摘要	借方	貸方	借貸	差引	残
3月8日	商品		900.00	貸		900.00

元帳の「借或貸」欄は「借方」欄及び「貸方」欄に記入したる金額差引き孰れに於て
 残高あるやを容易に知ることを得せしむる爲めに「借或貸」欄を設け貸借差引
 き借方に残高あるときは之れに借と記入し又貸方に残高あるときは之れ
 に貸と記入するものとす而して各勘定口座に1.2.3.の番號を付したるは所
 謂勘定口座の丁數なり猶ほ前に示す金銀口座に就いて一言サへきことあり
 元來金銀口座は通貨收支を計算勘定する勘定科目なれば受入れたる金額な
 く又は受入れたる金額より餘分に拂出し得へきことあるなし是を以て前例
 は記入方法の一斑を示せるに過ぎずと知るへし而して元帳へ各勘定の記入
 をなすに方り摘要欄へ何々の勘定科目に借と記入すべきを(三)の支字を以て

之れに代用し又た何々の勘定科目へ(貸)と記入すべきを(一)の文字を以て之れ
 に代用するなり

第六章 帳簿記入の一

前章に於て主要帳簿の記入法一斑を述べたれば茲に記入の方法を實習して學
 者の爲めにせむとす

實習例題

明治三十五年八月一日開業 營業主 春日昇一郎

一 日、資本主春日昇一郎より元入金壹千圓を現金にて受取る

(説明)この取引は資本金(無形)と現金(有形)との交換なり即ち受けられたるものは現
 金にして渡されたるものは資本金なり是を以て受けられたる現金は借とあり渡さ
 れたる資本金は貸となるなり

同日、田中清吉より左の通り現金にて買入る

一 正 米 百 俵 金六圓替

(説明)この取引は現金(有形)と商品(有形)との交換なり即ち受けられたるものは商品

にして渡されたるものは現金あり是を以て受けられたる商品は借となり渡されたる現金は貸となりなり

三日、中村清太郎へ左の商品を現金にて賣渡す

一、正米 五拾俵 金六圓五拾錢替

(説明) この取引は商品有形と現金(有形)との交換なり即ち受けられたるものは現金にして渡されたるものは商品なり是を以て受けられたる現金は借となり渡されたる商品は貸となりなり

四日、中野商會より左の商品を掛にて買入る

一、麥粉 二百桶 金八圓替

(説明) この取引は権利(無形)と商品(有形)との交換なり即ち受けられたるものは商品にして渡されたるものは権利なり是を以て受けられたる商品は借となり渡されたる権利は貸となりなり

同日、田島勝次郎へ左の商品を現金にて賣渡す

一、正米 五拾俵 金六圓六拾錢替

(説明) この取引は商品有形と現金(有形)との交換なり即ち受けられたるものは現金にして渡されたるものは商品なり是を以て受けられたる現金は借となり渡されたる現金は貸となりなり

第一學級 第五號 各學科用語讀方及摘解

教育勅語

公明正大 神慮神機 神慮神機ノヲシテハイセヤク 端緒道ニソムキテアラソク 宏

大無遍 沐浴 規模 無始以來 創業者ヲハヤ 綏靖天皇 深仁

天倫 承傳 天覆地載 創業者ヲハヤ 綏靖天皇 深仁

厚愛 育子 倫比 暴虐殘忍 非道ナル 狼視虎眈

企大 繼母 繼子 敵愾 感想 情誼 彼我天壤の差

宜頌 一視同仁 聖德天子ノ御恩ヲアイゴトク 愛護

克濟 會一 視同仁 聖德天子ノ御恩ヲアイゴトク 愛護

神明ノ一 絕對無二 湧衷情 特有 元來別種

臣の分義 起原 搏噬劫奪 段階 奮怨 不俱 戴天 地域ノノノ

仇敵 比々 隣邦 徵 清朝 卑下 地域ノノノ

地境ノノノ 見下ス

稽首 奉事 家廟 萬世不易の綱常 倫理の本源 君民同祖
一致 萬衆一心 古來因襲 厚生之恩光
無窮 奉戴 相續 無終 宇内に冠絶 保有
趣 專制君主國 共和國 諸種 隨一 准
熟々 大御心 只管 體 大父守護 恤完備 英華 生出 羣
固 泉源 唯一

日本政記

再燃 見積 未開 普及 權限 視察 派遣 將帥
矢張 收攬 兵戎 賴義 朝議 私鬪 懸念 面貌 賴朝 武門
政治 親政 親政 牧宰 經記 肥沃 委任 撫安 藩屏 制馭

證論 忌憚 皇極 深宮 蹈氣 風 姿 歷聖 等閑 獨後 醍醐 護
良 義 成 良 鎌倉 宗 良 尊 良 銳意 勵精 中興 忽宴 遊
藤房 粹 姿 弱質 雄健 皇威 頽瀾 挽回 曲浦 糟屋
追討 氣長 足 姫 後援 採用 清淨 警守 行宮 殮葬 覆
諭 豫 危懼 難義 應別 戰捷 祈願 惶遽 盟約 歲 貞
慰勞 歸歎 鄭寧 反覆 貞獻 戎兵 腕肉 突起
御在世 誕生 娠 還御
英語科 純粹 偶然 類似 轉用 彫木 術秀 斧 轉訛
憤怒 玩弄 物 摸擬 緬甸 紅玉 石 支度 備 鍍金 線香 難澁
麴 基督 降誕 日 佛蘭西 稱呼 法 馬鹿 阿弗利加 曲 蜥
眩 危險 蒼天 牧畜 者 西班牙 粘上 棍 乳 痔

日本歴史科

詐攻還調使持子來レ使者俱來貢持子來レ脅迫換遣將帥全屠

恩威恩光朝貢待テ來ル省古辰斯阿華以上三ツハ百濟王ノ名削直支頻彊土全錄

好負救擊怨隙テワラミアフ闕同憤神誠ノイロク傍郡大舉大軍ヲア汝洲汝州名

賄賂向背常なくソムイタリシガ欽明興復オコス遺詔天子ノ崩レラルハ時ニ云敏達敏達名

竊人知崇峻屯推古莞停藩附領巾統帥キフル軋轢傳來キタル宣

化釋加佛佛ノ幡蓋經論勝背尾與恒典子ノ蕃神エビス崇堀江堀江名

難波今ノ大投守屋律師禮師比丘尼咒禁師紹興隆厩戸用明辱

三寶佛ノ力佛ノ癒惑豐國法師衛暗殺矯め從類資財沒收

重任重大ナ裔裔繁榮清淨卜定幣帛捧儒教興隆外戚

威權威權奸奸過去の報創例恣古今今ニ至ル千載千載懲戒懲戒

曆本曆本遁甲占ノ法鑑盤工瓦工書工廣隆名憲法君主臣民ノ權利義務ヲ確定スル法律貪心貪欲客館客館

接待接待國書此國ノ帝王ヨリ彼國ノ帝王ニ送ル書音問音問大化大化驕借驕借叔父父方及ビ母方ノ弟ニ

立立舒明舒明恃家家隸隸參朝參朝墳墳紫冠紫冠雙棚門雙棚門威望威望遁克遁克曾孫曾孫

神祇神祇伯伯三島三島優待優待知遇知遇慨然慨然匡濟匡濟索索蹴鞠會蹴鞠會周孔周孔

論論解散解散燼餘燼餘纒纒恭順恭順讓讓鎌足鎌足改新改新擅押領擅押領

舊習舊習一掃一掃王政王政維新維新齊明齊明弘文弘文白鳳白鳳朱雀朱雀奴婢奴婢累代累代

世襲世襲代々代々受受叛叛朝賀朝賀畢畢詔詔改宣改宣停停按檢按檢奸非奸非督察督察要

聰敏聰敏聖智聖智訴事訴事改進改進朝制朝制慧慈慧慈五戒五戒蔓延蔓延

疏疏銅繡銅繡丈六丈六一軀一軀工匠工匠南梁南梁弘冠弘冠位位靡靡蔓延蔓延

四天王四天王法隆法隆橘樹橘樹蜂岡蜂岡池後池後葛城葛城元興元興日向日向定林定林法興法興中官中官

所ナトコシシ 鈴契傳符班田班 賦役 庸役ノナミク 副物 建白訴訟 大赦
 奸詐 狡辯ニシテ 貪 寅時 漏刻 衣冠 織冠 繡冠 紫冠 錦冠 大
 華 釋 議案 隨國隨制 實施 唐制 讒奏 白雉 難波
 田莊 重祚 踐 整備 東陲 嚮導 建議 伐 假 救援 恢復 餘
 送 閱 筑紫 素服 鬼室 福信 劉 仁 軌 斬 敗 奔 顯
 異變 聘來 通好 版圖 奔命 忙律 令 浮浪 糾斷 大織冠
 忠亮 多武峯 才幹 百揆 攝 群下 肅然 儲貳 竊禍 不豫
 托 疾 刺 評 盟 懷 潛 密 論 驛 鈴 鹿 持 統 不 破
 濃色 半面像 完面像 接續 鄰接 擇 單斜 聚形
 暢 迅速 學理 滿足 徒 相似 直讀 暗記 添 區別 嚴
 然 澁滯 肝要 接近 疊 星 瀧 湖 命令體 疑問體

學事彙報

●日本一の篤學者

此頃某所での集會に各學科の博士など八九人集まつて
 誰は勉強する彼は情けるなど、種々の雑話から一番の
 篤學者は誰だらうとの問題が出た、スルト一も二もな
 く法學博士宮崎道三郎氏と云ふ事に一致した。
 宮崎博士は日本法制史が専門で、大學でも今は其講座
 のみ持つて居る、以前は其外に一般の法制史や比較法
 制史の講座も持つて居たのを、残らず他の教授に譲つ
 てしまつた、元來教授の本俸は案外少なく、講座俸を
 合せて相當の額になるのであるが、博士はろんな事は
 少しも食らずに之を讓つたのである。
 夫れと云ふのも博士は日本法制史の大成を畢生の事業
 として、一意専心之に勉めて居るので頭髪は既に少か
 らぬ霜を加へて居りながら、十年一日の如く毎日大學
 の圖書館に入つて、古い圖書や記録を調べ必要な點を
 抄録などして居り、圖書館に博士の見えぬ日は今日は
 病氣か知らと噂させらるゝ位。

學事彙報

一般に博士と云へば論文を講演をと、西方八方から來
 めらるゝものであるが宮崎博士に限つては一切之に應
 ぜず、東京學士會院の講演と、法學協會雜誌の論文と
 は其地位上、到底免れられぬので夫れ其の責任は果す
 が、他は決して應ぜぬ、是博士の心に名譽と云ふ考へ
 も利益と云ふ考へが微塵も無い爲めである。
 斯く名利心なく収入の大部分を爲す講座給さへ抛つて
 熱心攻究せる日本法制史に付ては夫れは、非常の精
 勵で、日本の法制は支那の法制を繼承せる以前に、朝
 鮮の法制の影響を受けたに相違ないと云ふ考へから、
 博士は此點の研究に着手したが日韓交通の歴史は勿論
 朝鮮だけの歴史さへ不十分で逆も有益の圖書など無い
 ので、博士は遂に朝鮮語の研究に着手し、朝鮮語と日
 本語との關係からして日韓交通及び朝鮮法制の日本法
 制に及ぼした影響を調べやうと云ふ方針を執つて居る
 其模範だけでも舌を捲かね者は無い。と、云ふやうな評
 で、随分やかましい法科の學生も博士の講座が日本法
 制史てふ面白くも無い學科でありながら、一同敬服し
 て代々の學生が一人として博士に對し惡聲など放つ者
 が無い。

前から博士を知つて居る人々は勿論、此席上で始めて此話を聞いた人々も流石に皆感服して日本一の篤學者は、宮崎博士なりと満場一致で可決したとか。

●朝鮮の小供

(石井岡山孤兒院長談)

朝鮮人の癖は驚くべきだ話 聞いて見ると子供が外に出る、何の盗んで来ないと親は大變是を叱さうだ實に韓人は幼少の時から此泥棒教育に依て養成せられて居る、併 畢竟するに是も百乏から起る事、ツマリ空腹が原因で、腹位す。何事でも多くは是に起因する、孤兒などは八分は必らず癖がある、而し飯櫃、其自由に委せて置くと自然に取ります。孤兒教育、感化事業こんな事業は其土地を換へて、全然四圍の事情を新にして丁ふ必要がある。生れた土地だと折角其癖を矯正してやつても外出すると直に、又悪感化を受けて来る、私も此度歸りに朝鮮の孤兒を六七名連れて行つて試験をして見ようと思ふてますが、さうして萬事日本的にして日本人に養成しようと思ふて居ます。韓國教育は多くの人は殆んど無功なりと云ふ

に一致して居る様ですが、決して然ふては無からうと思ふ、最も一代では駄目かも知れないが、二代三代とやると必らず成功します。



◎講 告

本會は既述十五年來毎年一月に各學期を開き、全年十二月に之を終了したるしが、今同様に戰後國家の發展上に鑑み且つ多數の會友諸君の意見と會長諸君の意向とに照し、現今小學校の卒業期に準じ本年度より爾後本年四月を以て學期を開始し、翌年三月に至て之を終了せしむべく決定せり、従て本學期よりは講義中にも大の改善を加へ以て戦後の發展に付はしめんが爲め諸君の理解及學期試験等の爲めに多數の日子を費したる結果第一號の要が非常に遅延したるは會員諸君に對して深慮拍く能はざる所なり、今第一號に發行し、或は別な所後の設備も全く整頓せり、依て以下號を速の期と譯し、餘り發行すべければ其定期に復するの日も當に速きにあらざるべし、是は諸君等に重荷をなす所なく、故學期表を以て此日大改の功を完しせらるることを望む。

明治三十三年五月三日內務省許可
明治三十三年八月二十日發行

(明治三十五年四月二十九日第三種郵便物認可)

會員諸子へ注意

- 一本會宛ノ書狀ハ必ラズ封筒ノ裏へ住處姓名等明瞭ニ借書ヲ以テ認メ會員番號ハ封筒(狀袋)姓名ノ左傍へ記入有之度事
 - 一書狀封筒ノ表へハ必ラズ大日本中學會ト記入スベシ若シ會長宛ニ記スル時ハ會長立會ノ上ニテ開封スルヲ以テ旅行不在ノ節ハ送本遅延スベシ
 - 一切手代用ニテ會費及書籍代ヲ送附セラル、時ハ必ラズ壹錢以下ノ切手ニテ一割増ニ非ザレバ發送セズ又收入印紙ヲ切手ト同視シ送附アルモ使用ノ途ナシ依テ返戻スベシ
 - 一未納及不足税等ノ來狀ハ受領セズ且ツ端書ノ切手部分ヲ切り取り貼用セシ來狀ハ未納税ニ付注意アルヘシ
 - 一回答ヲ要スル來狀ニシテ返信料封入無之時及會員番號記入無之時ハ回答セズ一封筒(狀袋)薄弱ノモノハ途中破損ノ恐レアルニヨリ必ラズ堅固ノモノヲ使用シ住處姓名ハ明瞭ニ認メ會員番號ヲ記入シ姓名ハ入會証書ニ記載セシ通りニシテ決シテ變名雅號等ヲ記入スベカラズ
 - 一右數項ニ違反セシ來狀ハ調査上困難ニ付後廻シトナリ講義錄及書籍ノ發送遅延スルモノトス
- 右之數件御注意有之度候也

大日本中學會

大日本中學會講義錄第拾四年學期第5號

(毎月)(五日)(十五日)(廿五日)(發行)

明治三十三年五月三日內務省許可
明治三十三年八月二十日發行

(明治三十五年四月二十九日第二種郵便物認可)

會員諸子へ注意

- 一本會宛ノ書狀ハ必ラズ封筒ノ裏へ住處姓名等明瞭ニ楷書ヲ以テ認メ會員番號ハ封筒(狀袋)姓名ノ左傍へ記入有之度事
 - 書狀封筒ノ表へハ必ラズ大日本中學會ト記入スベシ若シ會長宛ニ記スル時ハ會長立會ノ上ニテ開封スルヲ以テ旅行不在ノ節ハ送本遲延スベシ
 - 一切手代用ニテ會費及書籍代ヲ送附セラル、時ハ必ラズ壹錢以下ノ切手ニテ一割増ニ非ザレバ發送セズ又收入印紙ヲ切手ト同視シ送附アルモ使用ノ途ナシ依テ返戻スベシ
 - 未納及不足税等ノ來狀ハ受領セズ且ツ端書ノ切手部分ヲ切り取り貼用セシ來狀ハ未納税ニ付注意アルヘシ
 - 回答ヲ要スル來狀ニシテ返信料封入無之時及會員番號記入無之時ハ回答セズ一封筒(狀袋)薄弱ノモノハ途中破損ノ恐レアルニヨリ必ラズ堅固ノモノヲ使用シ住處姓名ハ明瞭ニ認メ會員番號ヲ記入シ姓名ハ入會證書ニ記載セシ通リニシテ決シテ變名雅號等ヲ記入スベカラズ
 - 右數項ニ違反セシ來狀ハ調査上困難ニ付後廻シトナリ講義錄及書籍ノ發送遲延スルモトス
- 右之數件御注意有之度候也

大日本中學會

終

明治三十三年五月三日(發行) 明治三十三年五月三日(發行)